

3月15日(水)

出席委員

委員長 本多健信君
副委員長 新妻さえ子君
同 鈴木ひろ子君
委員 のだて稔史君
同 石田ちひろ君
同 吉田ゆみこ君
同 田中さやか君
同 高橋伸明君
同 松永よしひろ君
同 安藤たい作君
同 筒井ようすけ君
同 つる伸一郎君
同 あくつ広王君
同 鈴木博君
同 横山由香理君
同 大倉たかひろ君
同 中塚亮君
同 須貝行宏君
同 高橋しんじ君

委員 塚本よしひろ君
同 こんの孝子君
同 渡辺裕一君
同 渡部茂君
同 沢田洋和君
同 木村けんご君
同 石田しんご君
同 飯沼雅子君
同 南恵子君
同 藤原正則君
同 西本貴子君
同 たけうち忍君
同 若林ひろき君
同 松澤利行君
同 伊藤昌宏君
同 鈴木真澄君
同 石田秀男君
同 いながわ貴之君
同 あべ祐美子君

欠席委員

浅野ひろゆき君

その他の出席議員

大沢真一君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
中 川 原 史 恵 君

企 画 部 長
中 山 武 志 君

企画部企画調整課長
柏 原 敦 君

参 事
財政課長事務取扱
秋 山 徹 君

企画部施設整備課長
小 林 道 夫 君

企 画 部 副 参 事
中 島 秀 介 君

総 務 部 長
田 村 信 二 君

総務部総務課長（危機管理室長兼務）
久 保 田 善 行 君

総務部人権啓発課長
島 袋 裕 子 君

地域振興部生活安全担当課長
濱 田 勝 行 君

子ども未来部長
齋 藤 信 彦 君

子ども未来部保育課長
佐 藤 憲 宜 君

防災まちづくり部防災課長
古 卷 祐 介 君

会 計 管 理 者
福 島 進 君

教 育 長
中 島 豊 君

教育委員会事務局教育次長
本 城 善 之 君

教育委員会事務局庶務課長
品 川 義 輝 君

教育委員会事務局学校計画担当課長
篠 田 英 夫 君

教育委員会事務局学務課長
有 馬 勝 君

教育委員会事務局指導課長
熊 谷 恵 子 君

教育委員会事務局教育総合支援センター長
村 尾 勝 利 君

教育委員会事務局品川図書館長
木 村 浩 一 君

区 議 会 事 務 局 長
原 明 彦 君

○午前10時00分開会

○本多委員長　ただいまより、予算特別委員会を開きます。

それでは、第5号議案、平成29年度品川区一般会計予算を議題に供します。

本日の審査項目は、歳出第7款教育費のみでございます。

それでは、これより、本日予定の審査項目の説明を願います。

○秋山財政課長　本日もよろしくお願いたします。362ページであります。7款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費は1,338万2,000円で、対前年5.2%の減、2目事務局費は11億3,526万6,000円で、対前年2.5%の増。右側中ほどにまいりまして、学事制度検討経費は平成29年度中の答申に向けて計上。

365ページにまいりまして2行目、学校ICT化推進経費では、6行下、組織間連携ツール導入は、デジタルツールを活用し、教員の負担軽減を図るもの。

左側に戻りまして、3目教育指導費は13億8,650万6,000円で、対前年12.3%の増。367ページにまいりまして、1行目、いじめ防止対策費では、条例施行に合わせて計上した普及啓発経費が減であります。

369ページにまいりまして、下から6行目、学力定着度調査経費は、対象学年を拡大して実施するものであります。

371ページ、7行目、学校地域連携推進経費は、品川コミュニティ・スクールの対象校拡大によるもの。3行下、オリンピック・パラリンピック教育推進事業では、区内開催・応援3競技体験教室は全校を対象に実施するもの。6行下、運動支援員経費と、その5行下、日本人英語専科指導員学習指導は、それぞれ全校展開のための増であります。

373ページ、下から6行目、特別支援教育費では、一番下、知能発達検査業務委託が新規計上であります。

375ページ、1行目、特別支援学級等運営費は、6行下、新規開発経費を計上しております。

4目社会教育費は19億90万3,000円で、対前年1.1%の増。

377ページにまいりまして、中ほど、維持運営費では、6行下、大崎駅西口図書施設開設等経費と、芳水小学校内図書施設設計費と、目黒サービスコーナー（図書取次サービス）開設経費が新規計上であります。

378ページにまいりまして、以上によりまして、教育総務費の計は44億3,605万7,000円で、対前年4.7%の増であります。

380ページにまいりまして、2項学校教育費、1目学校管理費は58億1,058万6,000円で、対前年3.1%の増。右側にまいりまして中ほど下、学校ICT活用経費では、2行下、プロジェクター配備は、全校の普通教室にプロジェクターを配備するもの。3行下、パソコン教室では、タブレット端末等配備は、パソコン教室のPCリプレースに合わせてタブレット端末に入れかえるものであります。

383ページにまいりまして、2行目、学校環境整備事業では、4行下、便所改修工事費では、洋便器の割合の低い学校を優先的に実施するものであります。下から7行目、学校用地取得は、大井第一小学校、鮫浜小学校、延山小学校の隣地を取得するもの。

385ページにまいりまして、下から6行目、学校用務業務委託は新規計上であります。

386ページにまいりまして、2目教育振興費は4億5,624万2,000円で、対前年3.4%の

減。

388ページにまいりまして、3目学校給食費は14億9,378万1,000円で、対前年1.4%の減。中ほど、給食食材放射性物質検査は、回数を精査し実施するもの。

390ページ、4目学校保健費は2億5,103万8,000円で、対前年1.7%の増。右側、中ほど、歯の健康ポスター展開催補助は新規計上であります。

392ページにまいりまして、5目学校施設建設費は35億40万1,000円で、対前年168.3%の増。右側にまいりまして、2行目、芳水小学校では、平成28年度に引き続き、第1期校舎等改築工事を行います。城南小学校では、3行下、校舎等改築工事は新規計上、一番下、埋蔵文化財発掘調査委託は、校舎改築工事に先立ち調査を実施するものであります。395ページにまいりまして、後地小学校では、3行下、用地購入費は、改築工事に向け敷地内国有借地を購入するもの。鮫浜小学校は、改築基本設計委託は新規計上であります。

396ページにまいりまして、6目幼稚園費は2億9,894万3,000円で、対前年15.1%の増。右側、中ほど、城南幼稚園改築では、小学校改築と合わせて改築工事等を計上するものであります。

398ページにまいりまして、以上によりまして、学校教育費の計は118億1,099万1,000円で、対前年25.2%の増であります。

以上で本日の説明を終わります。

○本多委員長 以上で本日の審査項目の説明が終わりました。

質疑に入ります前に、現在30名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。ご発言願います。松澤委員。

○松澤委員 私からは、2項学校教育費、3目学校給食費、389ページの給食食材放射性物質検査費についてと、2項学校教育費、5目学校施設建設費、393ページ、学校改築推進経費の中で城南小学校についてお聞きしていきたいと思っております。

まず、1点目の学校食材放射性物質検査費についてですけれども、子どもたちに安全でおいしい給食を提供するということが、重要なことであり当然のことだと思っております。給食食材放射性物質検査は、6年前の東日本大震災による原発事故の後、食材に対する保護者の不安に対応するために始めたと思っております。しかし、この6年間、一度も放射性物質が検出されていないとの報告を受けておりますが、これで間違いのないか確認したいと思っております。また、今回、平成29年度予算では、昨年の250万8,000円から121万2,000円と半減しておりますけれども、この内容についてお知らせいただきたいと思っております。

○有馬学務課長 それでは、給食食材の放射性物質検査についてお答えいたします。委員ご指摘のとおり、この検査は3月の震災の後、12月から実施しているものでございます。それで、ご指摘のとおり、これまで一度も基準を超えるような値は検出されてございません。それから、今回、予算額が半減しておりますけれども、これにつきましては、昨年の決算特別委員会においてもこの検査についてさまざまな意見をいただきまして、見直しを行ったものでございます。その結果、平成29年度につきましては、全校年1回としておりましたストロンチウムの実施方法を見直して、これは3カ年で全校検査をするというような回数の見直しを行ったものでございます。

○松澤委員 事務事業概要を見ますと、給食の放射性物質検査は、平成23年度から食品の検査を開始し、平成25年度からは飲用牛乳を除く給食1食分を1週間まとめて1検体として検査し、セシウム・ヨウ素を実施している。さらに平成26年度からは、1校当たり年間2回のこれまでの検査に加え、

ストロンチウム検査を年間1回追加していますと書いてあります。ストロンチウムは、汚染水問題が発生したということから、平成26年度から検査が始まったものと思っておりますけれども、なぜストロンチウムの実施方法を見直しされたのか、その理由についてと、また検査の頻度が3年に1回ということですが、その根拠をお聞きしたいと思います。セシウム・ヨウ素の検査については各学校、年2回実施しているということですが、そちらには手を加えないで、なぜストロンチウムの見直しをし、これによって費用が半減するのか、説明していただきたいと思っております。

○有馬学務課長 何点かお尋ねいただきました。まずストロンチウムをなぜ見直したのかということですが、委員ご指摘のとおり、ストロンチウムは水溶性のある放射性物質ということで、汚染水問題が出たときに始めたということで、平成26年度から始めております。しかし、この検査は、まず23区では品川区だけが行っている検査だということです。それから、私どもも一度調べまして、セシウムについても水溶性があるということがわかりまして、ある程度、このセシウムの値を検査しておくことで、一定程度、ストロンチウムの状況も把握できるものと判断しております。それから、もう一つは、魚介類の出荷停止の状況は、平成27年度に比べ、平成28年度において大幅に減少しているという状況がございます。これは費用の半減の理由ともなりますけれども、ヨウ素・セシウムの検査に比べまして、ストロンチウムの検査の費用の単価が約10倍から15倍ぐらいかかるというようなこともございます。これまで一度も出ていないということもございまして、費用対効果の部分も無視はできないだろうということで、今回、ストロンチウムを見直しました。

それから、もう一つ、3分の1とした理由でございすけれども、そうはいつでも、まだ出荷停止の状況に鑑みて、全廃ということではなくて、学校給食での安全確保ということはまだ少し継続したい、その場合にどの程度にするのかといったときに、中学生は3年間通うわけでございます、その在学中に1回は検査をするというあたりの頻度でどうだろうということを判断した結果ということでございす。

○松澤委員 今、伺いましたけれども、ということは、3年に1回にしましたということは、このまま3年間、結果的に続けてみる、続けるということなのではないでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

○有馬学務課長 今回の判断は、あくまでも現時点の考え方と捉えております。今後、また汚染水の状況が変わったりしましたら、そのときは適切に判断してまいりたいと思っております。現段階では、先ほど申し上げましたとおり、3年間に1度というような考えで実施したいと思っております。確定したものではありません。

○松澤委員 今、ストロンチウムは23区でも品川区だけが実施しているという話を聞きました。3年間行ったところ、異常値が発見されていない。費用もかなり高額だということで、やはりこれは3年間に縛られることなく、どこかで見直されていくべきではないかと、これはお願いしておきたいと思っております。

次に、セシウム・ヨウ素について伺いたいと思っております。セシウム・ヨウ素も、この6年間、一度も基準値を超えていない。セシウム・ヨウ素については従来どおりの実施ということになるのかどうか。こちらについても縮小するか、もしくは廃止の検討というものを行わなかったのかどうかということをお聞きしたいと思います。検査費用が安価とはいえ、役割は終わったのではないのでしょうか。ストロンチウムと同様に削減してもいいのではないかと考えています。また、この検査の直近の23区の動向はどうなっているかを聞きたいと思っております。今、震災で懸命に復興努力している、福島県は頑張っているのですよね。帰還困難地域だったところでも帰還が始まっています。このような検査を継続することで、

特に福島県産の食材に対する風評被害を助長することになるのではないかと。今、特に原発いじめということが問題になっていますけれども、やはり、これはもう、一種の差別ではないかという声も起きています。原発いじめをなくすためにも、しっかりと調査すべきではないかと思っていますけれども、ご見解をお伺いいたします。

○有馬学務課長 当然、ヨウ素・セシウムにつきましても検討を行いました。23区の状況も見まして、今のところ、まだ半数以上の区で実施しているという状況もございまして、これについてはしばらく継続していこうという考えです。その1つの理由には、生産者段階や出荷段階では一応検査をしておりますけれども、現実問題として、出荷停止の状況が東日本各県で、キノコ類ですとか、そういった農産物でまだ出ているということでございます。安全を確保していきたいという意味から続けたいということで、決して福島県の食材を狙い撃ちしている検査ではないということだけはご理解をいただきたいと思っております。

○松澤委員 今、出荷制限の現状、いろいろ食材の中でも出荷制限があるというお話も聞いています。現状と、市場の食材の安全性はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○有馬学務課長 基本的には、関東甲信越でもそういうことで出荷制限にかかっているものもございます。ただし、それはあくまでも出荷制限がかかっておりますので、市場に流通しているものは基本的には安全だとは認識しております。

○松澤委員 子どもたちの食の安全を守るということは当たり前のことなのです。食の安全を守るために実施してきた。その検査が、今回、一定の見直しをしたということは評価するのですが、やはり、検査をすれば安心だからということだけで、風評被害が広がる、そしていじめが広がるという現状の中では、しっかりと精査していただきたいと思っております。

○本多委員長 次に、つる委員。

○つる委員 364ページ、教育指導費、375ページ、図書館経費、391ページ、脊柱側弯検診について伺っていききたいと思います。

まず教育指導費で、過去にもお伺いしました、お笑いを活かした授業、また教員の研修についてということと、それから便育について伺っていききたいと思います。

当時、お笑いを活かした授業のところで、ぜひ品川区に行きたいと言っている、私の後輩でもあるのですが、当時、漫才協会の理事で、現在、漫才協会の副会長になられたそうでもありますけれども、その副会長が、お笑いを志すきっかけについて、幼稚園のときに大きいほうを漏らしたことがあるそうです。周りから、からかわれて、小学生になってもいじられるようになった。言い返してやろうと思って、その話をネタにして歌にしたら、クラスの人気者になったということで、お笑いは弱点を武器に変えることができる。そう思って、それ以降、芸人の道一筋ということで今現在に至るそうでもあります。

そこでということなのですが、今現在、学校のトイレの洋式化を、品川区も一生懸命、推進していただいている、公明党からもそれを提案しているので、ぜひそれはそれで、ハード整備というところで促進していただきたいのですが、その上で、学校で大便をしない小学生が3割いるという調査を、この間、私も拝見しまして、その理由として、自分たちの家庭にある洋式便器とは違う和式があるから、なかなかできないという理由もその一つだそうでもありますけれども、その中で特に男子が、小と大、それぞれの便器が別に分かれているというところで、当然、個室に入れば大便をしているというところで、それをきっかけとしていじめの原因にもなるというようなことも全国的にはあるようでもあります。だから学校で我慢してしまっているというところが見られる。そういう悪循環があるそうなのです。私も当時を振

り返ると、確かに用を足したくなって個室に入って、そうすると何となくざわついて、出てきたら、記者会見とって感想を聞かれたり、そういう記憶も私の中にはあるのです。そういった記憶がある中で、今現在、品川区においても、そういう傾向があるかどうか、それをまず教えてください。

○村尾教育総合支援センター長 大便所のほうに入って、それに対して、いじめを受けた、または冷やかしを受けたというような報告については、いじめ調査、また、いじめアンケート等を含めて学校からこちらに上がってまいります、そういう件については、現在のところは私のほうに入っている状況ではございませんでした。

○つる委員 多分、おそらく、トイレで限られたエリア、そして個室というさらに限られたエリアという中で、お友達同士の感覚、いろんな評価の仕方というか見方はあると思うのですが、私も実体験としてあるわけですから、また、そういう調査や、全国的に見ると、そういうところがあるというところでは、私は、冒頭申し上げたとおり、便育の取り組みが非常に大事ではないかと思っております。要は、便や排せつに関する教育であります。2011年11月、文部科学省の『学校トイレ改善の取組事例集』、これは過去にも公明党からも紹介させていただきましたが、その中で、「学習生活指導」という中に、排せつ観に関する教育というところもありました。それで、平成26年度予算特別委員会の際、現在の沢議長が質疑の中で、市民科の1・2年の「大切な学校の決まり」の中に、トイレの使い方がある。その絵が和式のトイレなのだ。その絵を指摘しながら、でもトイレというのは非常に教育効果の高いツールであるというふうに指摘されて質問されていたのですが、非常に共感するところであるわけでありませうけれど、この便育についての取り組みについてお聞かせください。

○村尾教育総合支援センター長 まず、便育という言い方は、特に学校教育の中ではそんなに使っていないのですが、ただ実際に、小学校に入ったときに、新1年生にはガイダンスとして、トイレの使い方等をまずしっかり子どもたちに伝えます。当然、そのときには、和式・洋式の使い方についても、こちらのほうで先生を中心に話をします。また保護者会等でも、トイレの使い方、当然、全てが洋式ではございませんので、そういうときにも必ず和式のトイレがあるということ、またその使い方についても、ぜひ、我慢するというのではなく、健康のためには十分必要であるというようなこと、その辺についても指導はしているところでございます。

○つる委員 今ご答弁をいただいたように、トイレの使い方については、市民科も含めて、指導を充実していると思うのですが、食と同時に排せつというのは人間にとって非常に大切な行為であるという観点で教えていくということも重要なのではないかと思います。排せつというのは健康のバロメーターにもなるわけでありませう。

便器の色というのは大体、基本、白かと思うのですが、何で白かというのは、便の色を確認しやすくするために白になっているとも言われておまして、また、便が便器について、なかなか流しても取れないという場合というのは、油分を多くとり過ぎている。だから便がかたくなってしまって、なかなか流れないのだという。だから、食事のときに食物繊維を多くとるとか、そのようにすれば、便の、体の調子もよくなるということで、便育というのは食育とあわせて実施していくということが非常に大事なのかと思います。便育という表現でやっているなどは別にしても、そういう排せつに関する教育もしっかりとやっていくということが私は大事ではないかと思っております。ハード整備はもちろんさることながら、そういうことを通じて、まさに勉学の間である学校で、便学、便育をしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。また機会を通じていろいろと提案してまいりたいと思っております。

次に、お笑いを活かした授業・研修ということで、2012年には、いじめ対策として、先ほど紹介

した漫才協会の副会長、それから2015年には新宿で、教師を対象にコミュニケーション能力をつけるということで、お笑い事務所の方と提携してやっているということを紹介させていただきました。さっきの後輩の芸人が、今年の新年に、笑いというのは庶民の武器なのだ。笑いは庶民の知恵。そういう言葉を自分自身の指針として自分は芸人活動をやっているということでありましたけれども、学校で音楽の授業などあるのだから、お笑いの授業もしていったらいいのではないかと、そのような話を新年にしていたのです。なので、過去にも提案させていただきましたが、その後の検討状況を教えてください。

○村尾教育総合支援センター長 委員のご提案の、お笑いを踏まえた授業づくりということで、実際には、具体的に各学校で何か取り組みをとすることはこちらのほうには入っていないのですが、ただ、ある学校では、校長先生が先生方に対して、「笑点」を見ようと。「笑点」の、例えば司会者がどういうふうに展開しているか。そういうものというのは、実は「笑点」に出ているメンバーの方々は、いろんな子どもたちの個性と似ていると。そういうことをどういうふうにしていくかみたいなものを、話をしたりということを知っています。特に、ユーモアのセンスというのと、大変重要だったり、また授業のスパイスになることもありますので、またこれについては引き続きいろんな形で、外部人材の活用であったり、また市民科のある1つの人間関係形成みたいところで紹介できるのではないかと考えているところです。

○つる委員 ぜひ、いろんな形で引き続き検討していただきたいと思います。先ほどの「笑点」の部分については、2015年の質問の中で私も、校長先生がコラムで掲載していると引用させていただいたエピソードだと思いますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。改めてですけど、表現能力・コミュニケーション能力を、確かな言葉の使い手としてということで、品川区でも教師の方にお伝えしているということも伺っておりますので、児童・生徒においてもお笑いの授業、また教員にとっても研修の中で、取り組んでいただけることを検討いただきたいと思います。

次に図書館経費について伺ってきたいと思います。この間、子どもに、まさに冒頭申し上げた便育についての、便育の絵本というのが図書館に置いてありますね。タイトルが『うんこダスマン』という便育の絵本だったのでですけど、大型図書なのです。それを返却しに行こうと思って、たまたま行ったら、その日が休館日で、返却ボックスに入れようと思ったら、それが入らなかったのです。なので、返却ボックスが、そういう大型図書でもちゃんと返せるような改善というのは対応できますでしょうか。

○木村品川図書館長 大型本の返却についてのお尋ねでございます。確かにおっしゃるように、間口が限られておるところでございますので、なかなか大きい本が返せないというところは、実際にご案内として、大型図書の場合は図書館のほうへご持参くださいというご案内をしているところではあるのですが、十分にお知らせが行っていなかったのかというところでもあります。

それから、ひとつ、そういう向きの何か間口を広げたようなものを用意してはというところがございますけれども、現在、市販されているものでありますとか、あるいはそれを置く場所がありますとか、そういう部分も含めまして、なかなか厳しいかというところはございます。お知らせを、引き続きご案内を丁寧に進めてまいりたいと思っております。

○つる委員 その上で、あえて言いますが、機会を捉えて、そういうボックスなどを入れかえる際には、そういったものも返却できるような口のつくりのものを検討いただきたいと思います。

続いて、これも以前、提案というか質問させていただきましたが、児童センターでの読み聞かせなどを行っているお母さんたち、そのサポート等も含めて、図書館での取り次ぎサービスの提案をさせてい

ただきましたが、その後の検討状況を教えてください。

○木村品川図書館長 委員から以前ご要望いただきました件でございます。実際に検討いたしました。なかなか、実際に各児童センターに取り次ぎの拠点を置くというような部分でありますと、かなりやはりコストの部分あるいは手間の部分もございます。そういう意味では、なかなか厳しいかというところではあるのですが、今、各館では、アウトリーチと申しまして、いろんな保育園、児童センター、出張サービスを展開しているところでもございます。そういうものと何か連携して、ボランティアの方に重いものを持って運ばせないような形がうまくとれるかどうか、引き続き研究してまいりたいと思っております。

○つる委員 図書館というのは、あくまでも本当に区民の方のさまざまな知識・知恵の向上や、そういったことに資する場所であるわけでありますから、使い勝手のいいということで、なかなかそこで新たな利益というのは見えにくい部分であるわけでありますけれども、そういう子育ての環境を整えるという、間接的にも、そういった細かい部分でも支えていくことで、やはり健全な児童・子どもの育成につながるのではないかと思いますので、さまざまな取り組みを工夫していただきたいと思っております。

次に脊柱側弯検診ですが、これについては、まず現在、今年度からということで、実施状況について教えてください。

○有馬学務課長 脊柱側弯症の、いわゆるモアレ検査というものを今年度から行いました。対象は5年生・7年生ということで、成長が著しい時期のお子さんということで設定して行いました。受診率はほぼ100%に近いという形になってございます。

○つる委員 その中で、治療が必要な生徒がいたのかどうかなど、傾向性の部分も教えてください。

○有馬学務課長 まず小学校のほうでいきますと、受診したのが2,266人のうち、2次検査が13人ということで、0.57%が2次検診。中学生のほうは1,554人のうち26人ということで、1.67%が2次検診です。その結果、最終的に要治療となりましたのが、小学生で8名、0.35%、中学生で20名、1.28%、合計28名の0.73%となっております。

○つる委員 モアレ検査を提案させていただいて導入していただいたわけでありますけれども、結果として脊柱側弯症は、その後の生活に大きな支障のない形につなげていただくことが大事かと思しますので、さまざま女子生徒、児童・生徒等に対する配慮も、当然、今年度から始めていただいて、現在もやっているといると思うのですが、そうしたこともしっかりと配慮していただきながらお願いしたいと思います。

最後に市民科の1・2年の「大切な学校の決まり」の、先ほどのトイレのところの右側に、鉛筆の正しい使い方というものが載っているのです。人を鉛筆に例えたこんな言葉がありました。「中心には信念という芯があり、周りに気を使い、我が身を削って人の役に立つ。」その鉛筆のような存在が、私は教師であるのかと思っております。本当に子どもの幸福のために身を削っていける、鉛筆のような教育委員会として、これからも品川区に頑張っていただきたいと思っております。

○本多委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 まず初めに、先ほどの給食食材放射性物質検査についてですが、今もなお汚染水は海に流れ、原発事故は収束どころか今もなお続いております。検査の縮小はやめるべきだと指摘したいと思います。

それでは、367ページ、いじめ防止対策費にかかわって、LGBTなど、子どもたちのセクシュアルマイノリティの悩みについて伺いたいと思っております。宝塚大学看護学部の日高教授が実施したアン

ケート調査について、「LGBTの半数がいじめ被害、小・中・高時代、先生役に立たず」との報道が、3月4日の毎日新聞夕刊で紹介されました。まずは私は、学校や先生が子どもたちの悩みに向き合って力になってほしいと願い、質問したいと思います。性的マイノリティーの子どもたちのいじめ被害について、なぜ多い傾向があるのか、教育委員会の見解を伺います。また、性の多様性について子どもたちが小・中学校で学ぶ機会は、どのような場があるのか、現状を伺いたいと思います。

○村尾教育総合支援センター長 まず、LGBTに関するご質問でございます。1点目、なぜこういう性的マイノリティーの子どもたちがいじめの対象にされるのかというようなご質問だと思います。大きく言うと3点。1つは、子どもが育ってきた家庭も含めての環境の部分が1つ。それから認知の部分だと思います。現在、同性愛であったりトランスジェンダーだったりという方々が、ドラマや、またバラエティー等で特異な存在としてテレビ等で流れている。それを子どもたちは見てしまう。見ていることで、ある程度、間違えた感覚または認識を持ってしまっている。一方、逆に日ごろからテレビ等で流れているために受容しているというような傾向もあるとは思いますが、若干やはり子どもたちにとっては、間違えた感覚、いわゆるステレオタイプ的に偏見を持ってしまっているのではないかと考えているところです。もう一点は、子どもたちの発達段階にも当然よりまずけれども、やはり集団心理というのですか、群集心理的に、子どもたちはなかなか理解ができない。そういうときに、どうしても若干、排他的な言動をしてしまう。それは決して悪気があるわけではなく、間違えた言動ではあるのですが、そういうところも含めて、子どもたちに対しては、正しい認識・知識を持っていかなければいけないかと考えているところです。

また2点目の、性の多様性を含めてどういうところで教えているかということなのですが、現時点で、学習指導要領を含めて、これについての授業が特に行われているというわけではございません。ただ、いわゆる教科指導ではなく、どちらかというと生活指導面、個別対応というところで、個々に対応しているというのが現状でございます。

○中塚委員 私の小・中学生時代を振り返ると、例えば保健体育の授業の際に、男性は女性を、女性は男性を、つまり異性愛が前提だった授業だったと記憶しております。また、体と心の性が一致しないトランスジェンダーなど、性自認も多様だという授業を受けた記憶はありません。私にとってはもう30年も前のことですが、LGBTなど性の多様性について、当時は授業で異性愛を前提とし、体と心の性は一致していることが前提の授業だったのか、当時の学習指導要領を伺いたいと思います。そして、現在はどうか。現在は授業では取り扱っていないということですが、今後も含めて授業の中でどのように取り扱っていくのか、お考えも伺いたいと思います。

○村尾教育総合支援センター長 まず1点目でございますけれども、LGBTというような、概念というのですか、認識が起きたのは、まさにそんなに昔ではなくて、本当にごく最近の考え方だと捉えております。また、文部科学省から、まさに性同一性障害における児童・生徒に関する対応については平成27年度に指針が出て、その後、教員向けということで、まさに学校教育においても、今、先生方に、これについての正しい認識を持たせなければならないというような教育の現状でございます。そのため、まず、子どもたちにどのような形でという部分については、保健体育の中で、教科書では触れていませんけれども、そのような記事が新聞等に出ますので、そういうところを使いながら子どもたちに伝えるということもありますけれど、ただ一般に、単に子どもたちにこれを伝えることで、余計、何というか、被害的な、いわゆる間違えた副作用が起きてしまったり、また違う形でいじめが起きてしまうのではないかと、当然、十分配慮しながら進めていかなければならないと考えております。

○中塚委員 やはり、性の多様性について正しい理解を進めていくことがとても大事だと思いますが、区も成人式で配布したパンフレットには、性的マイノリティーは、学校の40人クラスで言えば、1クラスに1人から2人いるとありました。また、トランスジェンダーは300人に1人、およそ中学校に1人と、とても身近な存在です。しかし、先ほどの調査では、学校生活で同性愛について一切習っていないとの回答が68%で、さらに深刻なのは、自傷行為の経験があった人が全体の10%、32%が心理カウンセリングや精神科などを利用したことがあると答え、子どもたちの生きづらさが私にも伝わってきます。とても、性の多様性についてしっかりと学ぶ機会をつくっていくことが大事だと思いますけれども、まずは学校の図書室について、この委員会でも2校で配置されたとご説明がありましたが、この学校はどこかということと、私は全ての小・中学校で図書の配置と啓発ポスターの掲示を求めますけれども、いかがでしょうか。そして、新聞などを使つての授業の話もありましたけれども、性の多様性について教材の作成と授業の実施を求めますけれども、いかがでしょうか。

○村尾教育総合支援センター長 まず、LGBTに関する書籍を置いている学校については、こちらで把握しているところと言いますと4校になります。学校としては、伊藤学園、八潮学園、東海中学校、荏原第一中学校ということで、これは、各学校で図書の担当者と担当の教員で相談しながら、各学校の判断で入れているということでございます。

また、ポスターやリーフレットにつきましては、前回もご質問いただきましたけれども、教員向けも含めてリーフレットを出しております。「多様な性があることを知っていますか」ということで、こういうものを1つ、形として教員には伝えております。ポスター等につきましては、今後どのような形で、東京都、また国のほうで、このような形で作られるかどうか、もうちょっと今、注視しているところでございます。また、教材の作成等につきましても同様に、東京都の動き、また国の動きを含めまして、LGBTにつきましては当然、教育の大きな1つの課題だと受けとめておりますので、そういうところで連携しながら進めていければと考えてございます。

○中塚委員 国や都との連携とともに、品川区でも独自に進めていただきたいと私は思います。LGBTの子どもが頻繁にいじめ被害に遭っている。こうした実態というのは、とても私は深刻だと思います。2013年のホワイトトリボンキャンペーンの調査では、子ども時代に何らかの形でいじめや暴力の経験があったと答えたのが7割と。その中で、特に性別違和を抱えるMTFなど、体が男性で心が女性の子供に対するいじめは長期化しやすく、身体的な暴力、性的な暴力など、深刻な被害を受けやすいリスクがそこに示されております。伺いますけれども、体が男性で心が女性のトランスジェンダーの場合、学校でなぜこのような傾向があるのか、教育委員会の見解を伺いたしたいと思います。

○村尾教育総合支援センター長 LGBTのTに当たる部分だと思いますけれども、先ほども申し上げたとおり、特にこの子たちが集中してというところではないかもしれませんが、若干、やはり子どもたちの中には、違和感を覚えてしまうということはあるのかもしれません。ただ、委員からさまざまご提案いただいた課題につきましては、本区としてはさまざまな形で答弁をしておりますけれども、人権教育の推進、また養護教諭、そして巡回相談員、また特別支援コーディネーターを含めて、このLGBTについてはしっかりと、昨年度から本年度も含めて検証を進めています。教員自体が、ほぼ品川区の教員についてはLGBTについては十分理解して、もしそういう子どもがいた場合、きちんとした個別対応ができるような体制、また管理職を中心としたサポート体制も組めるような体制を今とっておりますので、今後とも、いじめ、また偏見等がないよう進めていこうと考えております。

○中塚委員 私は、事の深刻さを思うと、先生たちへの研修はもちろんのことですけれども、学校で

の教材の作成や授業の実施が急がれているのだと思います。性別違和のある子どもは、例えば立ち居振る舞いや話し方などが、いわゆる典型的な男らしさ・女らしさとは一致せず、目立ってしまうことが多く、現状では、いじめへとエスカレートするリスクを抱えていると思います。その根底には、東京都のパンフレットにもある、「生まれたときに判定された性別と、自分が認識している自分自身の性別は一致している。恋愛対象は必ず異性に向く。」このことへの誤解が、子どもをはじめ、社会全体に存在しているからではないでしょうか。いじめ克服へ、多様な性を学ぶ教材の作成や授業の実施について、まずは教育委員会でもチームをつくって、抜本的に体制を強めていくことが必要だと思いますけれども、チームをつくることはいかがでしょうか。

○村尾教育総合支援センター長 区独自の教材づくりというようなご提案でございますけれども、まず一般論として、学校教育の中で、いわゆる教科として扱う場合、さまざまな必要性が当然あります。児童・生徒の発達段階、また教育内容の検討、そして保護者理解、また集団や個別指導の区別であったり、また教材・教具の重要性、また有効性等、やはり意図的・計画的な施策を準備しなければならないと思っております。サポートチーム等につきましても、今後、この教育課題において、どのような形で品川区がアプローチしていくか。当然、本区では、市民科という教科の中で人格形成をしておりますので、今後とも、今、市民科の中でも、相手を認めることの大切さなどの単元を通して、いわゆる多様性については教えてきておりますので、今後、これについては、国の動き、また学習指導要領が今度、新しいものが出ますので、その辺との兼ね合いも含めながら検討を進めていこうと考えております。

○中塚委員 私も、当事者が記した著書を読んだり、またお話を伺ったりすると、やはり周りとの違いに戸惑ったり隠そうとしたり、例えば恋愛トークでは話を合わせたりと、いじめも含めてとても苦しい体験をしている方が多いということを実感します。例えばトランスジェンダーの子どもの場合は、制服をどうするのか、修学旅行のお風呂をどうするのか、こういった悩みは深刻です。また、誰かに相談しようにも、まずは性の多様性について、本人も、またクラスや学校全体での正しい理解が大切で、そこに安心感や信頼関係がなければ、誰かに相談する勇気もきっかけも生まれませんし、孤独感ばかりが募ると思います。先ほどのホワイトトリボンキャンペーンの調査でも、カミングアウトをする相手の7割は同級生とされておりました。それだけに、性の多様性について正しく学ぶ授業について、学習指導要領の改訂はもちろん、品川区小中一貫教育要領にまずはしっかりと位置づけることが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○村尾教育総合支援センター長 委員が今おっしゃられた部分につきましては、まさに文部科学省のほうから出された通知にも書かれているものでございます。もし、各学校においてそのような相談があった場合、至急、学校生活の各場面での支援につきましては、各学校に現在、通知しておりますし、各学校での対応策も考えています。また、本区においては、巡回相談員が2週に1遍、各学校を回っております。そういうときにでも、都のスクールカウンセラーや、その他、養護教諭との連携を図りながら、まず個別支援、個別対応を優先すべきものだと考えております。その後、また各子どもたちに対してどのような形で正しい認識を伝えていくか、また対応について考えていくかにつきましては、繰り返しになりますが、今後、市民科の中でどのような扱いをしていくかについて検討したいと考えております。

○中塚委員 冒頭に、テレビの番組についてもお話がありましたけれども、子どもたちは学校で教わらなくてもテレビなどを通じて、日々間違った理解を与える情報にさらされております。最近では真面目に取り上げる番組も増えてきているとは思いますが、例えばバラエティー番組では、女性の服を着て

いる男性も、男性が好きな男性も、どちらもオネエタレントとして扱われ、単に異性愛が前提という固定観念から、どちらも男性が好きだという新たな誤解も生まれております。こうした情報に、子どもたちは、笑っていい、またふざけ合っているといった誤解も与えておりますので、この問題は私は緊急性があると思いますので、ぜひ積極的に、教材や授業での取り上げに取り組んでいただきたいと要望します。

○本多委員長 次に、木村委員。

○木村委員 367ページのいじめ防止対策費、369ページの、まちの人々に学ぶ授業経費、375ページの83運動経費からです。

まず最初に367ページのいじめ防止対策費ですけれども、品川区いじめ防止対策推進条例の一番上にございます、「いじめは重大な人権侵害であり、決して許されません。いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ます。いじめの根絶は、品川区、学校教育関係者、児童・生徒および保護者、地域住民その他関係機関が連携し、および協力して、いじめ防止、早期発見、早期解決を図るなど、地域社会一帯が一丸となっていじめの防止等のための対策に努め、取り組むことが必要です」とあります。現在のいじめと、理事者の皆さんのころのいじめの違いというものは、どのように変わってきたと思えますか、お聞かせください。

○村尾教育総合支援センター長 いじめに関する認識の変化というようなご質問だと思います。現在もそうですし、以前からも、やはりいじめの原因として多いのは、悪口、それから嫌がらせ等が、やはりずっと子どもたちの中のいじめとしては、大きく要因としては挙げられております。人間同士、子どもたちが触れ合う中では、さまざまなトラブルは生じるかもしれないのですが、そこにやはりいじめというようなものが入ってこないように、それについては子どもたちに正しく、現在も指導しているところでございます。

○木村委員 今現在、ネットというのがありますけれども、我々のころには、このネットというのはありませんでしたから、陰湿ないじめというものはあまりありませんでしたけれども、いじめ防止には、早期発見、早期解決、地域社会が一丸となってとありますけれども、現在のいじめには、今現在、品川区の事例というのでしょうか、そして、どのようにそれを解決できたのか、ご紹介ください。

○村尾教育総合支援センター長 本区における、いじめの状況とご質問でございますけれども、現在、委員おっしゃるとおり、未然防止というものが、まず第一に取り組んでいるところでございます。各学校において、子どもたちに、いじめ防止という取り組み、本年度もバッジをつくって、子どもたちの意識啓発を図っているところでございます。また、取り組みにつきましては、各学校、そして学校支援チーム、HEARTSが学校のほうに伺ったりしながら、それぞれ個別に子どもたちの話を聞き、また内容を確認し、その後、解決するまで、また継続観察をするなど、今、きめ細かく対応しているところでございます。

○木村委員 学校でのいじめに対して、先生方の対応というのはどのようになっているのか。現在の先生方は少しおとなし過ぎるようになるのは私だけかもしれませんが、何か当たりさわがなく、そして腫れ物にはさわらない先生方が多いように感じます。私たちのころには、先生は、怖い先生というものが必ず1人や2人はいましたし、毅然とした対応だった記憶があります。たまたま悪いことをした私は、立たされたり、そして、びんたをされて鼻血を流したようなことも、今現在もはっきりと覚えております。鬼のような形相で怒られた記憶がすごくあるわけですけれども。もちろん、体罰というものはいけないことですが、しかし、それが大きな分岐点となったことは確かでありました。

学校での教師は父親であり母親であるべきですし、生徒たちの前では毅然とした態度で振る舞ってほしいと思っています。家庭での教育あり、また学校での教育というものがあって、人に優しくできるのではないかと考えますけれども、どのように考えているのでしょうか、お聞かせください。

○村尾教育総合支援センター長 いじめに対する教員の姿勢という部分でございますけれども、品川区におきましては、各学校教員一人一人が、子どもたちに、いじめは絶対許さないのだということで徹底した指導を進めています。一方、先生方は、子どもたちとの信頼関係を築くことも優先的に考えておりまして、何か心配なこと、それから悩みがありましたら、とにかく相談できるような関係性をしっかりつくるような体制ということで、毅然とした態度でいじめ防止をしながら、また子どもたちに寄り添うような姿勢、この2面で現在、教育を進めているところでございます。

○木村委員 そのように、現在の先生方はちょっと弱くなったと感じたのは私だけでよかったと思います。頑張っていたきたいと思います。

次に369ページの上から9行目、まちの人々に学ぶ授業経費からですけれども、1つのことに精通した方々の経験談は何物にもかえられないし、学問では得られない貴重な時間も共有できる素晴らしい体験ですけれども、このことに対して行政としてはどのように思いますか、お聞かせください。

○熊谷指導課長 家庭や地域の方々とともに子どもたちと一緒に育てていくという、まさにそういった視点に立った、まちの人々に学ぶ授業でございますけれども、やはり子ども教員だけでは深めることができない学習活動というのが多々ございます。そういった中で、地域の方々の専門性、また経験といったことを、まちの人々に学ぶ授業を通して子どもたちに伝えられるということは非常に有効であり、また子どもたち自身に地域の一員としての自覚が育つ授業であると感じております。

○木村委員 次に371ページ、ワンミニッツエクササイズからですけれども、子どもの体力・運動能力は、昭和60年ごろから現在まで低下傾向が続いておりますけれども、体力調査における東京都の中学校の結果は全国的にも低位置にあり、品川区の小学生は向上しているものの、中学生では、その平均をほぼ全ての種目で下回っているという現状だそうです。しかしながら、これは中学校だけの課題ではなく、幼児期や小学校での運動経験や環境などが影響しており、1日や2日で、何というか、短期間の取り組みだけで改善するような問題ではありませんけれども、このような状況を改善するには、子どもの体力向上に向けて、学校・家庭・地域が協力し、具体的な取り組みを行うことが重要であるとありますけれども、学校だけではなく、本当にどこでも簡単にできるエクササイズですけれども、エクササイズを行って以来、体力的、そして学力的にはどのように変化があったのか、もし大きな変化があればお聞かせください。

○村尾教育総合支援センター長 ワンミニッツエクササイズの取り組みについてのご質問だと思います。名前のお通り、1分間程度で行うということで、1年生から6年生用と、7年生から8年生用ということで、ストレッチ、バランス、そしてパワーということで、まさにこの取り組みは、毎日少しずつ子どもたちに運動習慣をつけさせようというのが目標で進めているところです。現在の成果というようなご質問ですが、実際、今年度はモデル校実施になりますけれども、毎日運動した子どもというのが、昨年、平成27年度が25%に対して、本年度は40%ということで、やはり運動習慣が拡大しているかと考えているところでございます。なお、このワンミニッツエクササイズと学力との関係については、こちらのほうで把握はしておりません。

○木村委員 頑張っていたいただければと思います。

次に、375ページの下から7行目、83運動なのですけれども、これは子どもたちの登下校の時間

帯、地域の住民や保護者が、散歩や買い物の中で無理なくこなせる防犯活動とありますけれども、その中で、子どもたちが下校時間に、散歩や買い物をするわけですが、無理なく活動するとありますけれども、地域の住民は午後3時から、そして朝の8時ごろ散歩とありますけれども、それが習慣づけられていない、最初は意気込みというのがあるでしょうけれども、それ以降、何となくマンネリ化しそうな気がするのですけれども、その点だけお聞かせください。

○品川庶務課長 83運動のほうですが、教育委員会としましては、毎年、予算化しておりまして、啓発グッズ等をつくる費用で支援をしております。

○本多委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 私からは、385ページ、学校運営費の校具費について、393ページ、学校改築推進経費、また時間があれば375ページ、文化財保護事業、指定文化財についてお伺いいたします。

まず、通常の校具、黒板等の備品があると思うのですけれども、そうした場合、通常、備品を入れかえるときの交換・更新作業はどのようにやっていますでしょうか。きちんと品質の保持などは、配慮しているのでしょうか。そこをお伺いいたします。

○有馬学務課長 校具に関するお尋ねですけれども、一般的に机や椅子、黒板というような、今お尋ねのものにつきましては、取りかえるに当たりましては、まず学校のほうに、老朽度と申しますか、取りかえの希望調査をまず行います。その希望調査をもとに私ども学務課から現地に確認に行くというような形で、取りかえるかどうかという判断をしていくというのが、まず大前提になってございます。取りかえるに当たりましては、机・椅子等については、ある程度、規格品ということで、仕様書の中でかためて、品質の保持という形を図っております。それから黒板については、いわゆる既製品というようなものがございませぬけれども、従前から規格ということがございまして、それを仕様書の中にうたいまして、板面ですとか木枠ですとか、こういった素材で何ミリの厚さでというようなことを仕様書に書きまして、その仕様書どおりつくっていただく。その後は、校長のほうでしっかり検査をしていただくというような形での品質の確保を行っているところでございます。

○筒井委員 通常はそうした形でしっかりと行っているということなのですが、問題は、学校の改築や新設時なのです。今後、城南小学校など、数校の学校改築が進んでいくかと思われまますけれども、そのときに、改築や新設のときは、ゼネコンや、その下請業者が入るときが問題。それで、黒板等の備品が、設計段階の品質と、最終納品段階の品質が違って、むしろ最終納品段階が劣って、事故などが発生してしまっている問題がございまして。

黒板の事例をもとにご説明をさせていただきますけれども、まず契約時、品川区が施主なのですけれども、その支払い総額は当然、固定され、変わらない。ただ、何らかの事情、天候不順や想定外のトラブルなどでゼネコンのコストが増大してしまった。そうすると、ゼネコンの利益が減少してしまう。それを防ぐために、ゼネコンが下請業者に、いわゆる下請たたきを行って、下請業者の利益を減らしてしまうということが起きてしまうことが多いのです。そのとき、下請業者が我慢をしていただいて、下請業者の原価、すなわち納入する備品、工法というのは、最初の発注時の当初の見積もりどおりの品質にしていれば、生徒や先生、エンドユーザーの不利益がないのですけれども、それが、当初のゼネコンコストが増大してしましまして、そのとき下請業者に下請たたきをやります。そうしますと、下請業者も利益を確保したいという場合に、下請業者の原価、すなわち設備用品の仕様変更をしてしまう。一般的にはバリューエンジニアリング、VEと称して、あくまでも当初の見積もりのものと同様だと称して、結果的に黒板等の品質が下がってしまうという事態が発生してしまいます。

また、これが一番最悪なパターンなのですけれども、そうしたゼネコンコストではなくて、当初からゼネコンの利益の拡大のために、今度は下請業者に値切り交渉をして、下請業者は、それではたまらないということで、少しでも利益を出すために、先ほど言ったバリューエンジニアリング、VEを申請してしまう。それで、最初の当初見積もりとは異なる仕様・スペックで黒板等が納入されてしまうということになってしまいます。いずれにせよ、後者2つ、ゼネコンや下請業者の利益確保のために、結局、当初見積もりとは違う、スペックダウンを起こしてしまっている黒板等の備品が納入されてしまう。すると、その影響は誰が一番多く受けるのかといいますと、エンドユーザー、先生、そして生徒、子どもたちでございます。そうしたゼネコン・下請業者間の利益確保のために、最後の生徒・先生が不利益をこうむっていることを、品川区としては本当に理解されているのかということをお聞きしたいと思います。

実際どういうことが行われているかといいますと、まず黒板工事、工法によるコストダウンが行われております。マグネットシートを使ったMC工法というのが一番ベストな選択なのですけれども、マグネットシートが持つ吸音効果で先生の書き心地がよい。表面材のみの交換で繰り返しリフレッシュできる。現地組み立てなので表面に継ぎ目がない。MC工法はいいのですけれども、これがコストダウン、ボンド張り工法、接着剤を使った工法ですと、安いのですけれども、吸音効果がないので、チョークのコツコツ音が響く。大判サイズは継ぎ目が出る。リフレッシュ時は上からボードを重ね張りするので、どんどん重量が増加し、最悪、落下の危険がある。これが生徒を直撃するおそれもあるのです。

今のが工法によるコストダウンですけれども、次は保証によるコストダウン。業界団体の保証付きの施工ですと、いわゆる第三者のチェック。施工終了後、認定資格を持ったプロの検査員が設置状況を点検。本体および施工に対して、保証規定に基づき無償交換または修理を保証。万が一、当初施工した業者が倒産・廃業しても、加盟各社が保証履行。お互い、業界団体が保証し合うので安全であり安心であるということなのですけれども、この保証を、先ほどゼネコン・下請業者の関係上、コストダウンしてしまうと、そこまで業界団体の保証は要らないということだと、確かに安くはなるのですけれども、点検は施工業者による自主点検、これは非常に緩くなりがち。不具合時の対応はゼネコンおよび下請業者の保証のみ。万が一、ゼネコンや下請工事業者が倒産・廃業したら保証は受けられない。そういうことがあります。実際、施工費低減による手抜き工事、落下事故が発生しております。

ここで委員長から許可を得て資料を提示させていただきますけれども、まず1枚目、平成27年3月16日、神奈川県平塚市立小学校の落下事故の写真でございます。黒板を清掃していた児童が、落下によって軽傷を負っております。

次に2枚目の写真をお願いいたします。平成26年12月15日、同じく神奈川県相模原市立小学校における落下事故でございます。これも黒板を清掃していた児童が、黒板落下によって右足・右肩に軽い打撲を負ってしまったという事例でございます。

本相模原市立小学校、先ほどの別角度の写真でございます。このように落ちてしまった。子どもはけがをってしまったということでございます。

最後、4枚目でございますけれども、各種危険な状態の事例でございます。粉受けパーツが割れて、粉受けが外れて危険な状態。また、黒板の設置が雑に設置されたので落下の可能性がある。一番左端はフレームパーツが外れそうで、これも落下しそうな状態でございます。こうした危険な状態になってしまったということでございます。

ということで、これは軽傷で済んでいますけれども、万が一、これが落下して、生徒の目や、打ち所

が悪いと重症事故のおそれが発生してしまいます。ですから、こうしたことを防ぐために、当初、品川区が指定した仕様要求書を、安易に、先ほど言ったバリューエンジニアリング、VE仕様に変更しない。同等品と称するものには変更しない。また、仕様変更の要請があった場合は、複数の専門業者、第三者の目からアドバイスを受けた上で決定すべき。また、発注や支払いが楽だからという理由でゼネコン等から集中購買せず、建築業法や許認可に拘束されない製品の施工等は、専門の業者に分離発注する。それで、価格の安さや納品直後の見ばえのよさだけではなく、使い勝手の目線。すなわち、子どもたち・生徒・先生が目線に立って、長期のメンテナンス、アフターフォローにも目配りをしていく。すなわち業界団体の保証をつけるなどでございます。

そこで質問でございます。品川区としても、今述べたような問題解決のための提案の内容を、契約条項に入れる、入札条件に入れるべきだと考えますけれども、区のお考えはいかがでしょうか、お知らせください。

○篠田学校計画担当課長 ただいまご質問のございました、今回のご質問は黒板ということでございますけれども、学校の改築等の際の、品質の確保等でございます。改築等におきましては、こういった黒板等も設計上かなり細かく規定しまして、条件としてきてございます。こちらのほう、例えば今お話がございましたような、素材ですとか厚みですとか仕上げですとか、かなり細かいところまでを設計に落とし込みまして、それを工事業者が施工図に落とし込んで、実際に工事に入って行く。この施工図に関しましても、設計管理者や区の確認をまず経て取り組んでいるということになります。また、実際の工事中におきましても、区から工事管理業者に委託しまして、常に工事管理を受けながら施工を進めますし、最終的には区の完了検査を受けて完成となるということでございます。また、規格の安易な変更ということでございますけれども、例えば今の黒板のお話ですと、もう基本的にマグネットシートの工法というのは、あらかじめ決めてございますので、これ自体を変えるということはございませんし、同等の規格に仮に変更するとしても、同じ機能が果たせなければ当然、認められませんので、こういった点での品質の低下が起きるということはございません。

○筒井委員 しっかり検査されていると思えますけれども、やはり途中で変える場合というのが一番危険ですので、やっている工事会社が、バリューエンジニアリングだ、同等品だと称して、やはり皆さん、専門家が見ないとわからないような状態にして、そのように品質を下げってしまうといった危険性が高いので、ぜひともそうした場合、第三者の目を入れるなどチェックをしていただき、また、そうした中立性の高い業界団体の保証を受けて、そうした方からの検査というのも必要だと考えております。ですから、これはほかの区の施設と違い、学校施設という、本当にお子さんたち、生徒たちがかかわる非常に重大なものです。特に黒板などというものは、おそらく学校にいるとき一番長く見るもの、接するものでございますから、これは当初指定した要求仕様を最後まで守っていたという厳しいチェックを、区としてもぜひとも行っていただきたいと考えております。最初に指定した要求書を安易にひっくり返さないよう、厳しいチェックの目を向けていただきたいのですけれども、品川区のお考えとしてはいかがでしょうか。

○小林施設整備課長 今の第三者の目ということで、一応、改築校には、JV、建設共同企業体で頑張っている施工者と、あとそれを見る現場の管理者が、第三者の設計事務所を入れております。そちらのほうでまず現場の管理をして、あと施設整備課の職員も含めて最終的な完了検査というのをやっております。

○筒井委員 VE仕様、同等品という変更をした仕様というのは、実際、設計事務所まで行っていな

い、報告が届いていない可能性もありますので、ぜひともメーカーなどの専門業者のチェックの目を入れていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○本多委員長 次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 私からは、363ページ、教職員福利厚生費の中の教職員健康管理費、371ページ、区内開催・応援3競技体験教室、375ページ、PTA活動支援のことを質問させていただきたいと思います。

まず初めに、教職員健康管理費についてお伺いしたいと思います。事務事業評価の中では、教職員の健康診断は法律で受診義務が定められているということです。教職員に対する健康管理のための各種健診の実施ということで、100%を目標に教職員の健康状態把握に努めるということなのですけれども、100%を目標にということなので、今現在、具体的な状況をお知らせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○品川庶務課長 教職員の健康管理でございますが、定期健康診断につきましては、平成26年、平成27年と、両方とも受診率100%となっております。それから本年度、平成28年についても、ほぼ100%に近くなっておりますので、月末までには100%にいくと考えてございます。

○高橋（伸）委員 100%ということで了解いたしました。これは私の知っている例なのですが、数年前、10年ぐらい前になると思うのですが、先生が朝、出勤している途中で駅まで到着して、その後改札から出られない、学校に入っていけない先生が過去にいらっしゃいました。その先生は離島の学校に異動され、学校がかわってからは心のプレッシャーから解放され、すっかり解放されたとのこと。このように、とことん追い込まれないようにするための費用としても、教職員の健康管理費があると思いますけれども、その辺のところをお聞きしたいと思います。心のケアについてお知らせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○品川庶務課長 職員のメンタルヘルスの件でございますが、平成24年度から品川区独自でストレスチェックを行っております。以前はオリジナルでやっていたのですが、前年度、試行という形でやって、今年度から本格的に、厚生労働省が推奨しています職業性ストレスチェック簡易調査票というものに基づいてストレスチェックを行っております。この結果によりまして、状況が悪い方につきましては、こちら、教育委員会のほうから産業医等を通じて面談等をしたり、その面談の中で、やはり重い状況であれば病院を勧めるというような体制をとってございます。

○高橋（伸）委員 来年度から学校地域コーディネーターが全校に配置されるということで、先生もそういった面では地域との関係性というのは、離れるわけではないですけれども少し負担が軽くなるのかと私は思っております。それで、新卒の先生だけではないですけれども、特に新卒の先生はそういった心のストレスがあると思うのですが、そういった新卒の先生に対しても、取り組みは、その学校に所属している学校長や副校長などが、ベテランの先生も含めて対応されてから、そういった診療をされるという認識でよろしいのでしょうか。よろしくお願いします。

○品川庶務課長 これはケースによって違ってくる場合もあります。ストレスの原因が上司などという場合については、やはり校長先生、副校長先生を通じてというわけにもいきませんので、そういった、ケース・バイ・ケースによって、上司である校長先生、副校長先生を通したり、または通さなかったりというような対応で、個別の事例によって対応を変えているという状況でございます。

○高橋（伸）委員 ぜひ、その辺のところをよろしくお願いいたします。

続きまして、371ページ、区内開催・応援3競技体験教室のことをお伺いさせていただきます。つい

先日、区制70周年記念事業の一環で、車椅子バスケットボール啓発講演、そして体験館、先日も私の会派の渡辺委員からもお話がありましたけれども、私も参加してまいりました。車椅子に乗って、ドリブル、パス、シュートを体験しました。そういった障害者スポーツへの理解を深めるということで、区内3競技ということで、学校は、ホッケー、ビーチバレー、ブラインドサッカーの体験教室をやると思うのですが、区内全校でやるということですが、それぞれ3競技あるのですが、そういった振り分けは今後、検討している段階だと思うのですが、今現在の状況をお知らせいただきたいと思います。

○熊谷指導課長 品川区の子どもたちに、本区の応援協議であるブラインドサッカー、そして開催競技であるホッケー・ビーチバレーボールを体験させたり、またオリンピック、パラリンピックの話をお聞かせするというのは非常に有意義であると思います。平成28年度はブラインドサッカーが16校、そしてホッケーは5校で実施しております。平成29年度からは、毎年、各校1種目ずつローテーションで実施いたしまして、平成31年度までに全ての学校で3競技の体験教室を行っていく予定でございます。

○高橋（伸）委員 平成31年度までに全校、3競技含めてやるということで、障害者スポーツというこだわりではなくても、スポーツの理解を深めるということでも、ぜひ子どもたちにも指導をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、375ページ、PTA活動支援について、関連した話をさせていただきたいと思います。これもつい先日、荏原第四地区主催、小学生マラソン大会が、源氏前小学校をスタート・ゴールとして、公道を回るといふ、今年、本年で33回目のマラソン大会が開催されました。これは、地区委員会、そして連合町会が主催して、本年はボランティアが約300人だと思いますけれども、参加した小学生も1,000人ということで、私も20年来、地域のボランティアスタッフとして活動しておりますけれども、その中には中学生も、伴走者、スタッフとして参加しております。これは、源氏前小学校、旗台小学校、延山小学校、大原小学校、上神明小学校の5校のマラソン大会なのですけれども、年々、参加人数が増えております。これは当然、任意参加なのですけれども、これは各学校においても、朝、学校で練習したりしていると思います。教職員の先生方も、お休みのときの地域の主催ということで、これも当然、参加は任意だと思うのですが、子どもたちのことを考えますと、担任の先生が当日いらっしゃると、子どもたちもすごく励みになると思うのですが、当然、これは任意なので強制ではありません。けれども、その辺のところの認識を教えていただければと思っております。

○熊谷指導課長 マラソン大会等に教員が土日に出ることですが、それにつきましては勤務として振り替えることができますので、子どもたちの応援をたくさんしてもらって、そして教員の力にもそれが返ってくると思っておりますので、ぜひ参加させていきたいと思っております。

○高橋（伸）委員 ぜひ、各小学校の校長を含めて、啓発というか、ぜひ参加というか、応援に来ていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。以上です。

○本多委員長 次に、田中委員。

○田中委員 389ページ、2項学校教育費、3目、学校給食食材放射性物質検査費、367ページ、1項教育総務費、3目、いじめ防止対策費。

まず放射性物質検査について伺います。多くの保護者から、今年も予算がついたことについて、よかった、安心したという声が、生活者ネットワークには届いています。学校給食の放射性物質検査の継続を高く評価します。そして、予算の減額については先ほど伺いました。その確認です。セシウム検査の状況に変化がないという先ほどの答弁でよろしいかということと、あとストロンチウム検査について

品目もわかってきたので、その品目に絞って検査をするという方法を検討してもよい時期ではと保護者からも声は上がっています。見解を伺います。

○有馬学務課長 産地ではなく数値で示すべきだということでございますけれども、まさに今、学校給食で検査した後につきましては、ホームページで数値であらわしております。産地がどうのこうのというようなことはございませんので、数値で示しているということをご理解いただきたいと思います。

それから、出荷停止の状況については、これは厚生労働省のホームページにも出ていますけれども、毎年やはり件数的には、基準値を超える出荷物というのが減ってきているという状況が1つあります。

それと、もう一つは、その品目に限って検査をしたらということでございますけれども、そういったことにつきましては、それぞれの立場のところでやっていただくというのが原則でありまして、品川区がそこまで手を出すというつもりは今のところございません。

○田中委員 基準値についてのお話がありました。医薬品には、子どもの年齢や体重に合わせた基準があります。しかし、添加物や化学物質一般では、成人が基準となっています。子どもたちは成人に比べて放射能や化学物質の影響は受けやすいことは、今さら言うまでもありません。子どもたちの体と命を守っていくという観点から、給食食材の検査は継続すべきと主張させていただきます。

次の質問へ移ります。いじめ防止対策費のところで、LGBT対応の質問です。生きづらさを感じたり、いじめの原因にされたりと、LGBTの問題が学校教育の中でも課題として見えてきました。2016年度予算特別委員会でLGBT対応の質問を幾つかしたときには、それぞれ前向きなご答弁だったと理解しております。その中で、教育総合支援センター長は、「LGBTの子どもたちへきめ細やかな対応をするには、何よりもまずは教員への研修が第一」と答弁されていますが、現時点で教職員への研修はどの程度進んでいるのか伺います。

○村尾教育総合支援センター長 LGBTに関する教職員の研修についてのご質問でございます。まず、本年度、大きく4点の研修でLGBTを捉え、教員に研修を行いました。まず1点目につきましては、人権・同和教育研修会ということで、各学校から1名参加し、そこで資料等に基づく研修、また同様に、そういう資料に基づきまして養護教諭の研修、そして区で行っている、巡回相談員を対象とした連絡会での研修、また特別支援教育コーディネーター、これは各学校に1名配置しておりますけれども、そのコーディネーターを対象とした研修会等、まず教員に対して、これについての正しい知識、認識を持たせるような研修を進めております。

○田中委員 LGBTに特化した教員向けの研修だったのでしょうか。すみません。もう一回、教えていただけますか。

○村尾教育総合支援センター長 LGBTということで、性的マイノリティーに関する人権を含めての研修でございます。

○田中委員 2016年度予算特別委員会のときに、LGBTの子どもへの対応を伺ったところ、LGBTの子どもたちへの対応は、東京都、教育委員会の動向を見て、区も同調し、進めていくということを伺いました。また、都からそれにかかわる児童・生徒への支援という部分で通知が来ております。具体的には、東京都の部分、また国の部分を含めて、区も対応できるようにしております。例えば、服装や更衣室、トイレ、授業、水泳、また修学旅行等、さまざまな個別の配慮が必要となってくる部分がございますので、当然、ケースに応じて適切に対応できるように、学校も十分対応できるようにしていきたいと考えておりますと答弁されています。具体的に挙げていただいた細かな個別の配慮はどの程度達成されているのでしょうか、伺います。

○村尾教育総合支援センター長　まず、今のご質問でございますけれども、教職員の研修を含め、環境整備ということで、各学校、対象の児童・生徒がおりましたら、それぞれ各学校においてサポートチームをつくり、また環境整備、また保護者への対応、そして相談体制の充実ということで、それにつきましては各学校、どのような形でも対応できるように準備を進めているところでございます。

○田中委員　今回の予算委員会の補正の中でも、学校のトイレ改修の話題がたくさん出ました。LGBTの子どもへのトイレの配慮というのがとても重要だと思います。改修の設計の中にそのような視点は当然入れていただいていると思いますが、区としての見解があればお知らせください。また、同じく昨年、LGBTの子どもたちからの相談を待つだけではなく、子どもたちが相談しようと思える環境を整える必要があると質問したところ、相談機能もしっかりと学校の中に配置していこうと考えているところだと答弁されています。相談機能づくりは本当に必要です。しかし、自分が相談してもいい存在だと子どもたちに気づいてもらわないと、その相談機能も活かせません。現在の相談機能の配置状況と、子どもたちへのメッセージはどのように発信されているのか伺います。

○品川庶務課長　まずトイレの件でございますが、改築する学校については、必ず、だれでもトイレというものを設置しておりますので、そういうもので対応しているという状況でございます。

○村尾教育総合支援センター長　相談体制という部分でございますけれども、先ほどもご答弁したとおり、巡回相談というカウンセラー、心理職が中心となり、各学校の養護教諭、またコーディネーターなどの活用により、どのような形でも、子どもが相談できる相談窓口は各学校に十分配備できていると考えております。また、そういう子どもたちに対しても偏見や差別をなくす等、市民科の中でも、授業でまさに取り組んでいるところでございますので、子どもたちに個別対応、また受容的な対応ということで、一人一人、十分なきめ細やかなものができるよう配慮しているところでございます。

○田中委員　自分が否定されていない、存在してもいいというメッセージを当事者の子どもたちに伝えることは、子どもの不登校、自殺、いじめ回避にもつながります。さっきもお話が出ましたが、オネエだったり、そういう言葉に傷ついている子どもたちもたくさんいるので、待つだけではなく積極的に子どもたちに、そういう言葉が出たときに、大人が入って行って、それは違うのだといったようなメッセージを発信していただくとありがたいと思います。すみません。ちょっとそのまま、いじめ防止にいかせてください。

いじめ防止対策費にいきます。学校いじめ防止基本方針について伺います。いじめ防止対策推進法が制定され、その中で、各学校は、学校いじめ防止基本方針を策定することが求められました。この基本方針に基づき、学校は体系的・計画的にいじめの未然防止や早期発見に取り組み、いじめがあった場合の対応に備えるとされています。また、いじめ問題の対策のための組織を各学校に設置し、この組織が中心となって、基本方針で定められたことを実行し、いじめ問題に組織的に対応することとされています。現在、法律に基づいて、学校の基本方針策定状況はどの程度、進んでいるのでしょうか。

○村尾教育総合支援センター長　各学校におけるいじめ防止基本方針の状況というようなお質問でございます。これは、いじめ防止対策推進法が規定された13条に、学校において、いじめ防止基本方針を定めることとなっておりますので、当然、全ての学校が現在、この防止基本方針を持っているところでございます。

○田中委員　伺ったところによると、2016年4月に、法の求めに応じて基本方針を策定している学校も、2017年に向けて新たに方針を策定していると伺いました。この短期間の間に2回も基本方針を策定するというのは、明らかに学校現場にとって負荷がかかるものと思います。なぜこういうこと

になったのかというと、品川区教育委員会が、法施行後の2016年9月に、品川区いじめ防止対策推進基本方針を策定し、そこに、品川区いじめ防止対策推進基本方針の趣旨を踏まえ、学校いじめ防止基本方針を定める、とあるからではないかと思われます。つまり、先にできた法にあるとおりに、学校いじめ防止基本方針を各学校が作成したら、今度は品川区教育委員会から、後からできた品川区いじめ防止対策推進基本方針の趣旨を踏まえた学校いじめ防止基本方針をつくるように言ってきたからではないかと思うのですが、どうしてこういう、ちょっと手間になってしまうようなことになったのかと、教育委員会のいじめ防止対策推進基本方針ができるまで、学校のほうが待つべきだったのでしょうか、伺います。

○村尾教育総合支援センター長 まず、国のほうの法律ができたときに、先ほど申し上げたとおり、学校のほうで基本方針を定めるということで、当然、各学校はそこでつくりました。その後、実はこの基本方針というのは、学校の実態に応じて毎年、見直しを行うものでございます。その中で、本区においては条例を策定させていただきました。その中に、さまざま、いじめ根絶協議会だったり、また区で行っているいろんな取り組みを、この条例に盛り込みましたので、それを踏まえて各学校が、児童・生徒、保護者、そして地域の皆様に、学校がいじめ防止の基本的な考え方をお約束するという趣旨で、この対策基本方針をつくっておりますので、学校にとっては全て、いじめ防止というところで、とても力を入れている部分ではございますこともあり、毎年の変更について学校からの問い合わせ等は特にございません。

○田中委員 各学校の学校いじめ防止基本方針を拝見させていただきました。そうしたら、本当に各学校によって特色が出ている方針と、あと、ちょっと学校の名前を変えただけの基本方針であったりというのもありました。この学校いじめ防止基本方針というのは、各学校の特色が出てこそなのではないかと思えます。これだと、何か品川区の定めた基本方針に沿わなければいけないというふうに、何となく思ってしまうのですが、そのところはいかがでしょうか。

○村尾教育総合支援センター長 現在、各学校がつくっております基本方針については、まさに国のものをベースにつくっておりますので、どうしても、やはり基本的なベースは似ているかと思っております。その中で、今回、品川区としての条例を定めましたので、改めて現在、各学校においては、その学校の特色、また実態に応じてオリジナルのものをつくっていくということになります。ただ、いじめ防止という部分につきましては、全てにおいて共通する内容も当然含まれていくものと考えております。

○田中委員 学校の先生方はとても忙しいと認識しています。学校に余計な負荷をかけるべきではないという立場と、あと各学校の特色も踏まえて作成されたほうがいいのかという意味で質問させていただきました。

○本多委員長 次に、あくつ委員。

○あくつ委員 私からは、369ページ、プラン21推進事業、品川教育検討委員会経費、373ページ、調査研究等受託事業から人権教育について、383ページ、便所改修工事費、時間があれば392ページ、学校改築推進経費で城南小学校、375ページ、図書館経費で、Wi-Fi整備と、大崎駅周辺の図書の取り次ぎ所について伺います。

まず、「プラン21」の品川教育検討なのですけれども、先日の一般質問でもやりましたが、AI時代における教育についてということで、この前の日曜日に新聞社主催の「AI時代に求められる教育とは」というフォーラムに参加してまいりました。今後、この20年間で49%の仕事が人工知能にかわられるという予測をされたオックフォード大学の先生、マイケル・オズボーンという博士と、あとは、

今、文部科学大臣の補佐官をやっている鈴木寛さん、前に民主党政権下で文部科学副大臣を2期やっていたけれども、この方や、あとは灘中学・高校の校長先生や教育の専門家の方の講演でありました。

その前に質問をしたときに、AI時代の社会を見据えて、ロボットやコンピューターとの競争を生き抜いて、競争していく力を育むために、創造力やコミュニケーション能力を養う、もう一步踏み込んださらなるキャリア教育が必要ではないですかと質問をさせていただいたときに、中島教育長から、今後は市民科のカリキュラム改訂の際に、技術革新等によって急激に変化していく社会情勢を踏まえ、他者と協働し、創造的に生きていくために必要となる、汎用的能力を育む学習を取り入れていくと。次の時代を見据えたキャリア教育を進めていくというご答弁をいただきました。このときの汎用的能力とは一体何か、教えてください。また、一部、京陽小学校で行われていたプログラミング教育、このフォーラムでも実は紹介されたのですけれども、それについて教えてください。

○熊谷指導課長 委員ご指摘のとおり、これから非常に、我々が予測不能な時代が近づいてくると思います。まず汎用的な能力ということでございますけれども、さまざまな場面で、またさまざまな用途で活用できる、応用できる、そういった能力のことでございますけれども、理解していること、できることをどう使っていくか。未知の状況にも対応できる、そういった力、思考力・判断力・表現力を活かした、そういった能力が必要であると考えております。

○あくつ委員 これからすごい時代に突入するというご認識を教育委員会がお持ちで、どういう未知の状況に対応する能力を養っていくのか、ということでありました。すみません。京陽小学校について、ご答弁がまだでしたね。

○村尾教育総合支援センター長 本区においては、プログラミング教育におきましては、委員のご指摘のとおり、京陽小学校で3年間の研究を進めてまいりました。その中で、特にプログラミング教育というのは、子どもたちに、コンピューターを意図した処理を行う、そういうことに対して、将来どのような職業につくとしても、時代を超えて普遍的に使えるもの、プログラミング的思考といえますけれども、そういうものを子どもたちの中から学習の中に、いろんなものに含まれながらスタートしていくというような考えで行ってきております。

○あくつ委員 今回の教育指導要領の改訂の案の中で、今、示されていますけれども、その中に、プログラミング的思考の養成ということで、これは鈴木寛さんも絡んだとご自身で言っていましたが、先ほどおっしゃったように、プログラマーになる勉強ではないのです。物事に対する正解をつくる力ではなくて、自分で問題を設定して、それを解決していく力という説明がありました。

AIというのは、いろいろ調べていくと、どうしても出てくるのが、STEM教育という名称が出てきます。あまり言葉の説明はしたくないのですけれども、Science、TechnologyとEngineeringとMathematicsの、科学、技術、工学、数学の頭文字をとったもので、最近では、これにAという、新しくArtという芸術を加えたSTEAM教育。STEM教育とSTEAM教育。これはオバマ大統領がかなりアメリカで進めたようですけれども、これは見たら、先ほどの京陽小学校で進めたCANVASというNPO法人、ここも日本中でこのSTEM教育を、今、広げつつあると、こんな表記もあったのですけれども、今回の京陽小学校の取り組みは、このSTEM教育の一環として見ていいのかどうか、お伺いします。

○村尾教育総合支援センター長 まさに、京陽小学校で行ってきたプログラミング教育におきましては、今、コンピューターの働きをまず理解しようということ、そしてそのための解決のために、どのようにこれを組み合わせればいだろうというような、まさにそこがプログラミング的思考と考えている

ところでは、子どもたちは情報技術を効果的に活用して、まさに論理的・創造的な考えができる。これは委員ご提案のSTEM教育という、1つの大きな、総合的な理科系の教育の考え方ではございますけれども、プログラミング教育については大きくつながるものではございますし、次期学習指導要領においても、算数、理科、また総合的学習、品川区で言うと市民科に当たりますけれども、そういうところに、さまざまな形で含まれていくものと考えております。

○あくつ委員 現状、私もそこまで勉強しているわけではないです。京陽小学校の授業を見たわけではないので、このプログラミング教育というものが、現在、試行段階だと思うのですが、それがうまく機能しているのかどうか、またSTEM教育、私などはもう、超文系人間ですから、理系に傾いたような教育というのが、必要であるという世の中の流れではありますが、いいのかどうかというのは、ちょっと私も今、判断がつかないところはあります。ただ、この前のフォーラムで皆さんが共通して言っていたのは、これは20年後なのか30年後なのか、間違いなく50%の仕事はなくなりますということです。ただ、これはもう今でも言えることで、50年前には全然なかったものが、今はいっぱいあるわけです。スマホなどももちろんなかったし、これから先、新しい仕事があつて50%、生まれるということになるということでした。今、小学生や中学生、子どもたちに求められていく力というのは、これからわからないものに対して、そのフォーラムなどに来ている人は、自分の子どもの教育に対してみんな興味を持っていますから、ではどういう職がいいのですかという質問をみんな投げかけるのですが、そんなことはわかりません。残りの50%は、自分たちでどういう仕事をしたいのか、それを見つけ出して、それを形にする。Imagine and Realizeということが大事だということは、みんな口をそろえて言っていました。その力を養うのだと。これが今の教育に一番必要なことだということをおっしゃっていました。

それで、鈴木寛さんも言っていましたけれど、灘校の先生も言っていましたけれど、非常に優秀な私立の生徒などは、既にそれを直感で感じていると。自分で自分を磨く学習を始めているということなのですが、私がやはり一番恐れるのは、自分の子どももこの世代に当たりますので、やはり品川区の子どもたちが、この中を生きていくに当たって、私はあまりこういう言葉は好きではないのですが、格差という言葉があります。デジタルディバイドという言葉があります。これは情報格差ですが、教育の格差が、やはりそういうところで生まれてはならないと思っております。それで、品川区の教育が、こういう時代を迎えるに当たって、今後、どうやって、いわゆる生き抜く力を発揮していくのか。そのためにどういう力を養成していくのか、改めて伺いたいと思います。

○熊谷指導課長 生き抜く力、本当に先が見えない不透明な時代ということで、先ほどもお話ししましたけれども、やはりそういった時代を生き抜くためには、まずどういう仕事につきたいのか、まずしっかり自分の将来を見据える。そういった将来設計能力も必要ですし、また生きていくためには、その基本となる学力、体力、そして心です。知・徳・体をしっかり持った上で、品川区の生き抜く力を育てていきたいと思っております。その上で、品川教育検討委員会を進めてまいりたいと考えてございます。

○あくつ委員 私が言った生き抜く力というのは、AIに特化したわけではなくて、おそらくこれはもう有史以来、教育の目的であったわけであります。ただ、そのスピードが今、異様に早まっているということもありますので、ぜひ時代を見据えた教育というものを考えたいということが1つでございます。

373ページの人権教育というところで伺います。人権教育の調査研究受託。これは毎年ついている

同和教育の委託だと思うのですがけれども、品川区において、障害者や、先ほどご答弁にもありましたけれど、多様性に関する理解力、差別解消といったものを学ぶ時間というのはどこにあるのでしょうか。

○村尾教育総合支援センター長 まず、人権教育につきましても、本区では2校で、人権、同和を含めて推進しております。その取り組みを全校に広げながら、子どもたちの人権教育というものを今進めているところです。その中で、障害者理解というような点にございましては、基本的には、差別や偏見を含めて、市民科の中で、子どもたちに学習を、発達段階に応じて行っているというのがあります。また、もう一つの大きな取り組みとしては、復籍制度というものがございまして、特別支援学校の子どもたちと、在籍というか、その学区に住んでいる子どもたちとの交流ということで、子どもたちが、さまざまな形で、障害のある子どもたちとの触れ合いを通して学んでいくというような取り組みも進めているところでございます。

○あくつ委員 この人権教育というのが、これからますます重要になると私自身も思っております。

ちょっと款を飛ばすような話になるのですが、最終的には人権教育に収れんしますので、お聞きいただきたいのですが、先ほど、今回、地域共生社会ということをテーマに私も質問してまいりました。それで、その関係で伺いたいのですが、品川区の保育の人口が平成50年まで増えるという見込みでお話がありましたけれども、勘違いしてはならないのは、これは若年層の人口の増加であって、全体の流れではないということ。全国の地方自治体が人口減少で、今、消滅の危機に瀕しているところもあるのです。では、どうするかというと、今、東京に来ています。既に豊島区ではそれが起きていて、豊島区も今は人口が増えているのです。消滅可能性都市として名指しされて、豊島区長は、何かの間違ひではないかと最初思ったと言っています。調べてみたら、20代や30代で、地元では仕事がない、地方都市からの流入の人口が増えている。その所得が年間200万円以下の独身が多い。毎月の生活費を稼ぐのがやっとで、結婚もしないし子どももいない。将来の展望も描けない。こうした方々が今、大変急激に増えています。税収の低下や、地方からの転入者が高齢化したとき、医療、介護、住まい、さまざまな面での財政的な負担が、今、豊島区では見えてきている。先日の話だと、2035年には社会保障費が現在より50億円増え、区は財源不足に陥るということをやっていたわけですが。

企画調整課長に伺いたいのですが、品川区も、今年のNHKの「縮小ニッポンの衝撃」という番組の中で、23区の中で、2020年から人口が減る11区のうち名指しされておりました。テレビのど真ん中に「品川区」とテロップで出ていました。それで、NHKに、この根拠は何なのかと私も問い合わせをしたら、2013年の東京都の調査ということだったので、それを調べましたら、確かにそのとおりになっていました。2020年をピークに人口が下がっていくと。品川区は、今回の予特でもありましたけれども、人口動態の調査とはずれがあるようなのですが、お聞きしたいのは、豊島区のように、地方都市から品川区への、所得が高くない20代・30代の流入はあるのか、ないのか。そういう調査を行っているかどうかは知りませんが、教えてください。また、東京都の調査と品川区の調査のずれはどれぐらいあるのか。品川区の人口動態予想では、何年後から人口が減り始めるのか。それとも品川区には影響がなくて、これは全く備える必要もないのか。教育の款であるということはよくわかっていますが、ここにつながるのをお聞きします。

○柏原企画調整課長 2点のご質問であろうかと思えます。まず1点目の部分でございますけれども、品川区に流入してくる人口の中で特徴的なところは、20代から30代の単身の方の流入が多いというのが1つ。それから、あと家族を構成されている方の、30代・40代のファミリー世帯の流入が多いということです。プラス、そこで、そういう方々の転出も多いというのもあるというのは特徴であり

ます。所得に関連づけたところでの詳しい調査というのはしていないのですけれども、数字というところ、人数というところでは、そういう特徴があるというのが申し上げられるかと思います。

それから、人口動態の東京都の調査との関係のところでございますが、東京都が人口の動態をしている中で、前回の調査では2020年から減り出すというところで、これは区部も同じような流れになっているというのを東京都は推計しております。それで、人口割りや動態を見ながら、各区ごとにもそういう数字を出しているというのが東京都の流れです。それで、東京都が新たな推計をこの12月に出してまして、その人口の全体のピークというのは5年先に延びておりまして、平成37年がピークということで、東京都は新たに出してございます。それで、品川区の人口推計で言いますと、平成39年がピークということで、そこから緩やかに減るという状況で推計を出してございます。

○あくつ委員 NHKの昨年の報道からは7年ずれているということでした。平成32年ですから、平成39年から減り始めると。確認させていただきたいのは、保育のニーズに応えること。これはもう社会的にも注目されています。ニーズがありますから、これは間違いなく進めることが大事であります。ただし一方で、これも長期計画の範囲内ですから、平成39年、予想を超えて若年人口が増えている。品川区のひとり勝ちだとほくほくしていたら、この10年のうちに全国の人口減少がこの東京都を狙い撃ちして、狙い撃ちという言い方はちょっとあれかもしれませんが、品川区にも確実に影響してくる状況が、現状のところは可能性が高いということであります。先ほどから、この予算委員会でずっと私が申してきたのは、今後、福祉の世界においては、高齢者、障害者、生活困窮者、子ども、全世代の要因が複合化しており、まだ全国的なジェットコースターのような人口減少の流れから、今後は地域共生社会という流れになっていくでしょう。こういうことは国が言っていることではありますが、いや応なくということ。国は、丸ごと、自分ごとなど格好いい言葉で言っていますが。それで、こうなった場合に、その根底に必要なのは、やはり老若男女とか、障害のあるなしであるとか、所得の低いとか高いにかかわらず、差別をしないという意味。平たく言うと、人権意識の向上がどうしても必要になってきます。そのために、人権教育の必要性というのは非常に高まっていると思います。ただし、これはなかなか難しいわけ。世界を見れば、どの国も、人権尊重、人権尊重と言っていますけれど、そんなこともない国もやはりあるし、議会においてでもそうですよね。

先日、津久井やまゆり園の出来事を言葉にすることと、例の神奈川県の子供殺傷事件のことを語った講演を拝聴いたしました。これは、自分自身が全盲・全聾の東京大学の教授の福島智さんという先生と、作家の田口ランディさんという方、また厚生労働省の担当者との鼎談だったのですけれども、私もこの事件に本当に衝撃を受けました。言葉にできない息苦しさというのをそれからずっと感じていたのですけれども、今回、これは無差別殺傷事件ではないのです。この犯人は、意思疎通が困難な人が誰なのかをわざわざ職員に確認してから、19人の知的障害者の方を選択して殺害した。福島先生はこう言っていました。普通の殺人ではない。動機、憎しみ、男女関係、金銭ということがない。通り魔とも違う。特定の障害者が憎いというのも違う。職員に、意思疎通ができない重度の人はどこだとわざわざ聞いている。選択的に殺している。記号としての重度障害者を殺している。人間として扱っていない。福島教授は事件の晩、徹夜で原稿を仕上げ、翌日、その手記が毎日新聞に掲載されました。その中で、犯人の、ヒトラーがおりにきたという供述の前から、直感的にナチスドイツの優生思想ということ、その先に、もう新聞に載せたそうです。その記事で、障害者一人一人の実存、存在を否定していること。これは生物学的な殺人と同時に実存的な殺人であるという二重の意味がある。こういう記事を書かれたのです。医療的なものではなくて、彼の思想の根っこにあるものを軽く考えてはいけません。考え続けなくては

けない。それは彼だけなのか。いずれ、もっと軽度障害者にも向けられるのではないか。今の社会は、みんなしんどい。健常者であっても、まるで値札がついているような、値段がついているようなイメージで評価してしまう人が本音では多いのであろうか。重い障害をどう考えるかということは、人間をどう考えるかということになる。頑張れば健常者のようになるというのは、障害者には価値がないということになってしまう。能力があるかどうかではなく、そこにある、いるという、尊厳を大事にするという発想があれば、みんな楽になる。今回の事件というのは、知らず知らず誰の心にもある、ある種の危険な価値観をあぶり出したという結果になったと思っている。もっともっと考え続けていかなければならない。

私も、昨年的一般質問で、この事件に触れざるを得ませんでした。それで言及させていただきました。今回のフォーラムを受けて、私も少し、自分の重さは変わらないのですが、その重さの原因が少し理解できたので、救われた思いがしています。今回の施政方針演説の中でも濱野区長がこの事件に触れられていらっしゃったので、私はほっとしましたし、政治にかかわる者として、この事件に何も感じないような人は政治にかかわるべきではない。私自身は、個人的にはそう思っております。それで、今後、やはり子どもに形成された意識や価値観というのはなかなか修正がきかないものですから、若年期の人権意識というのは非常に、これからの社会、大事になってくるというところで、改めて人権教育というものをどのように進めていくのか。この点について教育委員会にお聞きしたいと思います。

○村尾教育総合支援センター長 本区における人権教育の方向性というようなご質問でございます。本区におきましては、人権教育というものにつきましては、教育の中心として据えて、今まで来ております。まさに、東京都の人権教育プログラムの中にも、女性を含め、障害者等、さまざまな人権について学ぶ、そして、偏見、差別を行わないというような1つの方向、また、本区においては、市民科の中に、自治的活動領域、いわゆる道徳実践や社会的判断という中に福祉教育というものが大きく入っております。その中に、知的理解、いわゆる知的面ということで、障害者や高齢者に対する現状と課題について学ぶ。また、実践力の育成ということで体験活動。例えば老人ホームを訪問するとか、また幼稚園を訪問したりするというような活動。いわゆるそういう体験活動や、身近な人々に触れる教育。そういうものをしっかりとやりながら、子どもたちに、正しい認識だけではなく、豊かな人間性や社会性というものをしっかりと身につけていこうと考えております。

○あくつ委員 人権教育は、今おっしゃったとおり、一朝一夕に身につくものではありませんし、今後の品川区の人権教育に期待したいと思いますが、この点につきまして、地域共生社会ということで、また総括で触れさせていただきます。ありがとうございました。

○本多委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時01分休憩

○午後1時05分再開

○本多委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。横山委員。

○横山委員 私からは、371ページ、品川英語力向上推進プラン、オリンピック・パラリンピック教育推進事業、367ページ、いじめ防止対策費についてお伺いいたします。

1点目は、いじめ防止対策費についてお伺いいたします。HEARTSのカウンセラーは、LINEなどのSNSやネットリテラシーをどのぐらいお持ちでいらっしゃる方々なのでしょうか。カウンセ

ラーの方の年代とITスキル、特にスマートフォンやSNSの知識に関してどのぐらいお持ちの方々なのか、使いこなせていらっしゃるのかというところをお聞かせください。

私は2月にLINEを視察しまして、ネット上のコミュニケーショントラブル根絶に向けたLINEの取り組みについてご説明いただきました。品川区でもLINEのワークショップ授業を実施していますが、授業の内容の複数のパターンについても伺いました。青少年がかかわっているトラブルとして、LINEの使い方を間違えた場合、コミュニケーショントラブル、意図しない大人との出会い、炎上等、ネットモラルに起因するものなど、大きな事件やトラブルに巻き込まれてしまうこともあるとお聞きしました。また、東京都教育委員会の3月9日のプレスリリースにて、「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ということで、児童・生徒がいじめについて、相談機関へ気軽に相談できるようにするとともに、SNSによるトラブル等に対して適切な対応ができるよう、スマートフォン用アプリおよび情報サイト、ウェブサイトを開発。アプリおよび情報サイトでは、平成29年3月末までに公開する予定という記事を読みましたが、詳細がわかりましたら教えてください。

保護者の方々からは、クラスLINEの使い方、学年LINEですとか、各クラスでクラスLINEというものが存在するらしいのですけれども、そちらですとか、あとスマホの時間の問題ですとか、スマホ依存、SNS依存などのご相談をお受けします。LINEなどのSNSトラブルについて、現在、区内ではどのようなトラブルが発生しているのか、学校やHEARTSが把握している事例を教えてください。

○村尾教育総合支援センター長 それでは私から、いじめ防止に関する3点のご質問についてお答えいたします。

まず1点目でございますけれども、HEARTSがどれぐらいネットリテラシーに関する知識を持っているかというようなご質問でございます。現在、HEARTSのメンバーも携帯電話を持っておりまして、HEARTS自体でもLINEのグループを組んでやっているということで、ある程度、こういうものを使いこなしているというふうにあります。また、情報モラル研修等にもHEARTSも一緒に参加しておりますので、その辺の研修、また、HEARTSにいる警察のOGは警視庁とのつながりもありますので、警視庁との連携も図れるというような形で、このようなスキルは高めるようにしているところでございます。

また、2点目でございます。都でプレスリリースしたアプリの部分でございますけれども、まだこちらのほうに具体的な資料やパンフレットは届いてはいないのですが、都のほうから出されたものにつきましては、3つのアプリケーションを3月に公開予定と聞いております。1点目は心の空模様チェックということで、相談先の案内ができるアプリケーションを1つ。それから、心のストーリーということで、相談支援アプリということで、悩み相談がそこでできるもの。3目につきましては、SNSルール・リマインダーということで、ここに自分でルールを打ち込んで、定期的にこれがぱっと画面に出てきて、頑張っていますか、守っていますかみたいなことを確認できるアプリケーションが、今後、出されると聞いております。

3点目でございます。SNS、LINE等におけるトラブルでございますけれども、本区においては、現時点で、本年度、4件の、ネットに関するいじめの認知、学校から報告が上がっております。内容につきましては、LINE上に悪口を書き込むという件。それから、仲間外しということで、同じグループなのだけど、その子だけ外したグループをつくっていたということで子どもから相談があり、学校のほうで対応。そしてHEARTSも派遣し、すぐに対応させていただいた。そういう状況でございます。

○横山委員 HEARTSのカウンセラーは、LINEのグループもおつくりになって、実際に活用しながら、また情報の研修にも参加していただいて、警察からも情報をとっていただきながら活動されているということをお聞きいたしました。

今の小学生、中学生なのですけれども、電話での相談よりも、実際に使っているLINEでのトラブルに関しては、例えばスクリーンショットなどをもって、それをそのまま相談のときに、メールですとか、そういったところからまず入っていくみたいなの、そういう入り口のほうが、相談のしやすさですとか情報の共有のしやすさというのもあるとお聞きしておりますので、都のアプリが開発されるということもありますので、そういったものも活用したり、また区のほうで今、スキルを高めていただいているということですので、ぜひそちらのほうも、またITの使い方に関しましても、若手ですとかITリテラシーの高い方が1名でももしいらっしゃれば、そういった方を中心に研修を進めていただきたいと思いますのですけれども、こちらの点、もう少し答弁をお願いいたします。

○村尾教育総合支援センター長 ネットに関するものというのは本当に日々変わってきており、また、子どもたちのほうがよく知っているような状況もあります。そこで本区では、情報モラル研修に、専門の外部機関の方に来ていただいて、研修を実施しています。その専門の機関と、教育委員会としても連携を図りながら、さまざまな課題に対して、やはり専門的な知識がどうしても必要になりますので、相談体制をしっかりと置きながら、子どもたちのトラブル解消に向けて取り組んでいこうと考えています。

○横山委員 ネット環境は日々変わっておりまして、今ご答弁にありましたように、子どもたちのほうが新しいものを吸収する力はすごく早かったりもしておりますので、ぜひ対策を引き続きお願いしたいと思います。

私は、子どもに正しいLINEの使い方をどのように教えたらよいか、現時点で答えを見つけることができおりませんが、引き続き調査・研究を進めていきたいと考えております。コミュニケーション能力、ITリテラシー、国語力、文章力、相手を思いやる気持ち、SOSの発信力、自分の時間管理術などを、総合的に、学校と家庭の両面から教えていくこと。また、子どもと大人と一緒に考えていくこと。小さなトラブルが起きたら、いじめのような形に発展する前に、すぐに相談できる人やツール、体制が整っている必要があると考えております。こちらに関して区のお考えをお聞かせください。

そして、ちょっと続きなのですけれども、児童相談所移管推進に関連して、一時保護児の学校の扱いと、学校と一時保護所の連携についても、現状どうなっているのか教えてください。品川区は特に区独自の教育を実施しておりますから、最長2カ月の一時保護児は、教員OBの方から学習指導を受けていても、学校に通うことができなければ、賢いお子さんでも学習のおくれ、勉強のおくれにつながってくるのではないかと懸念しております。現在は、地域に戻ったときに、学校側で補習を実施したり、先生方のご努力のおかげでキャッチアップしているかと思いますが、勉強のおくれは、地域へ戻ったときの家族の再統合を複雑なものにしてしまう1つの要因になっているかと考えます。この点でも、都ではなく区が推進していくというところ、効果が出てくるところではないかと私は考えているのですけれども、学校の扱いと学校との連携について、区だからこそできる部分が大いにあり、可能性を感じておりますが、区のお考えをお聞かせください。

○村尾教育総合支援センター長 何点かのご質問をいただきました。まず1点目の、子どもに正しいLINEの使い方ということでございます。現在は、各学校におきまして、SNSに関する学校ルールをまず設定しております。また、同時に家庭ルールということで、ご家庭でも、子どもが携帯電話を持っていればルールをつくるようにということで、今、推奨しているところでございます。それ以外に

子どもたちは、SNS東京ノートということで、例えば携帯電話を持っているときに、いじめに遭ったときの相談先や、または学校で決めたルールを守ろうみたいなものを、1年から3年生、それから4年から6年、そして中学生、7年生から9年生ということで子どもたちに配布して、そういうものを使いながら、各家庭にもそれを持って帰って一緒に相談する、話し合う。そういうことを、今、進めているところでございます。

2点目の、児童相談所の部分でございますが、一時保護児の学校の扱いですが、原則、一時保護は2カ月以内となっております。そのときには学校は出席扱いということで、今、取り組んでいます。また、学校と一時保護所との連携につきましては、学校にもなかなか、やはり子どもの安全確保という部分では、どこにいるというのは連絡はないのですけれども、実際に、3つ目のご質問にもありますように、子どもの学習の問題もありますので、子どもが学校に戻ってきた時点で、各学校においては補習を行ったり、また個別の面談を行ったり、またカウンセラーを導入して、いろんな形でケアをしている。現在、そのような状況で学校と取り組みを進めているところでございます。

○横山委員 一時保護所との学校の連携について、これからになってくるかと思うのですが、今後の部分についても、一言だけで結構ですのでお願いいたします。

○村尾教育総合支援センター長 この部分につきましては、やはり子どもの支援というものは切れ目なく行っていかなければいけないと思っておりますので、今後、こういうことも含めて検討させていただきたいと思っております。

○横山委員 ぜひ、子どもたちのためというところを中心に考えていただきまして、学習の支援を進めていただきたいと思います。区全体で連携してお願いできればと思います。要望で終わらせていただきます。

2点目は、品川英語力推進プラン、オリンピック・パラリンピック教育推進事業の国際理解についてお伺いいたします。まず学習指導要領の改訂に当たり、品川区の英語教育、国際理解教育、どのように対応する予定でしょうか。現在の品川区独自の小学校英語教育のカリキュラム作成に、青山学院大学、アレン玉井教授が携わっておりますが、どのような経緯で導入されたのでしょうか。外国語活動、外国語科の概要、授業時間数の増加について教えてください。

中央教育審議会において、現行学習指導要領の成果と課題として幾つか挙がっています。グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけではなく、生涯にわたるさまざまな場面で必要とされることが想定されています。中学校においては、話すこと、書くことなどの言語活動が十分に行われていないこと、コミュニケーションを行う目的・場所・状況等に応じて適切に表現することに課題があります。こちら、教育的な交流についてなのですが、国内、そして海外など、都市交流というところを進めていただけないかと考えております。話す力、書く力、コミュニケーションを行う目的・場所・状況等に応じて適切に表現する力というのは、コミュニケーションしたいと思う相手がいてこそ伸びていきます。英語教育における姉妹都市など、日本の都市、世界の都市との都市交流の可能性について、国際理解の視点も含めて区のご所見をお聞かせください。

○熊谷指導課長 まず、品川区の英語教育、そして国際理解教育についてのご質問でございますけれども、英語教育につきましては、既に平成18年度から実施してきているところでございますが、次年度、1年生から6年生に関しましては、全ての学校で35時間、実施していくところでございます。平成30年度には、5・6年生には70時間ということで、全校実施を行っていく予定でございます。ま

た、国際理解教育でございますけれども、次期学習指導要領の中にも、オリンピック・パラリンピック教育の充実が書かれておりますので、その中で国際理解教育も、伝統文化の教育と同様に進めていきたいと思っております。

2点目でございますが、現在のカリキュラムでございますけれども、導入した経緯でありますけれども、先ほど申し上げましたように、平成18年度から英語科の授業を行ってまいりましたけれども、小山台小学校を研究指定校といたしまして、新たなカリキュラムの実践に向けて取り組んでまいりました。その中で、青山学院大学のアレン先生のご指導をいただきながら進めてきた経緯がございます。子どもたちの、英語教育への意欲の向上、また学びのある英語学習の転換ということを踏まえて、現在、実践研究を行っているところでございます。

続きまして、新学習指導要領における外国語活動、外国語科の概要、授業時間数の増加でございますけれども、現在、5・6年生から行っている外国語活動であります。次は、3・4年生から35時間、そして5・6年生は英語科ということで、今度は70時間と、授業時間数の増加になっております。内容につきましては、外国語活動では話すことを中心とした活動、そして英語科、5・6年生では、段階的に、聞く、読む、話す。そして、話すの中でも発表、書くことということで、それぞれ英語科としての実践が行われる予定でございます。

最後に交流ということでございますけれども、これにつきましても、オリンピック・パラリンピック教育の中で、実際に世界ともだちプロジェクトで交流しているところでございますので、その中で取り組んでいきたいと思っております。

○横山委員 ぜひ、品川区の今まで進めてきた英語教育に加えて、今回の改訂を含めまして進めていただければと思います。要望で終わらせていただきます。

○本多委員長 次に、飯沼委員。

○飯沼委員 375ページの教科書採択事務、363ページの職員給与費、教員の多忙化に関して質問をさせていただきます。

まず、教科書採択の事務なのですが、道徳の教科書採択が始まると聞いています。今後のスケジュールを教えてくださいの1点です。また、品川区は市民科という教科書がありますけれども、文部科学省の道徳の教科書と市民科との整合性をどう考えているのか、お伺いいたします。

○村尾教育総合支援センター長 まず、1点目の教科書採択のスケジュールでございます。来年度、道徳の教科書の採択に当たりましては、まず5月ごろに、教科用図書調査検討委員会という、これまでの教科書採択と同じような仕組みで、まず組織を立ち上げます。その後に具体的に、教員、そして管理職を含めた教科書の調査研究会を何回か開き、そして比較、検討した上で、改めてこの検討委員会に提出し、そして7月、8月までに決定するというような大きなスケジュールになっております。

また、市民科と道徳の教科書の整合性の部分でございますが、現在、文部科学省とも協議はしておりますけれども、実際に本区においては市民科という教科書の中に道徳教育が入ってきておりますので、この道徳の教科書につきましても、市民科の学習の中にさまざまな形で取り入れながら進めていけるものと考えております。

○飯沼委員 市民科の中で現在扱っている道徳の部分に、この教科化された部分が入ってくる。道徳の教科化ということで、実際に、今は市民科の教科書でやっていますが、そこに新たに道徳の教科書が入ってくるのですよね。その選定ということですよね。だから、それがどういうふうに入ってくるのかということがとてもわかりにくいというか、知りたいと思っております。道徳の教科化に

ついて、ちょっと根本的な問題をお伺いしたいと思います。

共産党は、子どもたちが市民道徳を身につけていくことはとても重要だと思っています。しかし、国が道徳の内容を決めて教科書にそれを書いて教え込ませる。そして、身についたかどうか、心の中までも評価するといった、この評価のやり方は間違っているのではないかと思って、道徳の教科化について現在反対しているところなのですが、問題点を2点挙げてみます。

国定教科書についてですが、安倍首相は、この間ずっと愛国心教育を強調しています。そして、中教審の答申の中には、道徳を特別な教科として強制する体制を敷き、検定の教科書を使用させようとしていますけれども、この中教審、当時の下村文部科学大臣は、教育勅語を、中身は真つ当なことが書かれていると、当時、評価する人物でした。このような考え方を持っている人たちのもとで進められてきた道徳の教科化です。国民主権や基本的人権を定めた憲法に基づく教育の否定につながっていくのではないかと危惧されています。1つは、この国定教科書化のことについてです。

2点目は、評価をどうしていくのかというところですが、教員は、作文やノート、発言や行動の観察、そして面接などで、資料をいろいろ集めて、考え方から行動に至るまで全面的な評価を行うように求められると思っています。この評価を行うことは、憲法第19条に定められています内心の自由、ここを犯すのではないかと。国家が個人の考え、発言、行動まで強制することになりかねないのでは、という危惧があちこちから出されています。品川区は、市民科の教科書を使っているわけですが、この国定教科書化と、あともう一つ、内心の自由に踏み込んだ評価を教員がしていかなければならないという、このことに対して、区教育委員会の所見をお伺いしたいと思います。

○村尾教育総合支援センター長 大きく2つのご質問でございます。まず1点目、道徳の教科化という部分で、道徳教育の今回の目標の部分につきましては、子どもたちが自己の生き方を考え、主体的な判断のもとで行動し、そして自立した人間として他者とよりよく生きるという、道徳性の育成というものを目指しているものでございますので、特に価値観を教え込むなどではなく、授業においても、道徳的な価値の理解を、子どもたちとさまざまな形で対話を入れながら、考えながら、そして子どもたちが自分の生き方について考える等、さまざまな方面で教育を進めていけるものと考えております。

また、市民科の中においては、ちょっと具体的になりますが、ステップ1からステップ5という形で授業を組んでおります。そのステップ2の内容が、もともと子どもたちの正しい道徳性の育成というものの、道徳的心情や判断力をはぐくむというものの、まさにここに教科書をうまく活用しながら、市民科の授業を、これまでと同様に進めていければと考えているところです。

続きまして、評価につきましては、まさにこれは他の子どもと比較するというものではありません。児童・生徒がいかにか成長したか、積極的な様子を受けとめて励ますための評価ということで、いわゆる評定1、5などをつけるものではなく、あくまでも評価、文言として、その子のよさや伸び、そして今後の成長につながるようなものについて、子どもたちへ伝える。これが、いわゆる評価としての考え方でございますので、今後、市民科として道徳教育はもともとやってきておりますけれども、より子どもたちの道徳性の育成という部分につきましては、今後とも進めていければと考えております。

○飯沼委員 市民科で今行われている状況と、新しく、国定で初めてですよね、道徳が教科とされ、新しく教科の本ができるということにおいて、品川区は今までの市民科の流れの中で道徳の教育ができていくのか、また評価が同じような評価で済むのか。私は、今の安倍内閣の教育再生以来の動きからすると、やはり今までとは違って、教育の中に、新しい教育指導要領もできますので、内容的に変化していく、この危惧を持っているのですけれども、今までと変わらない状況の中で道徳をやっているのか、

もう一度伺いたいします。

○村尾教育総合支援センター長 繰り返しになりますけれども、市民科の中でも、これまでも道徳教育というのは十分、指導の中に入ってきておりますので、新しく道徳が教科になったとしても、これまでどおり品川区の市民科として、子どもたちの人間育成については進めていければと思っておりますし、当然、時代がいろいろ変わってきていますので、さまざまな教育課題に対応できるものとしての市民科もあります。今後、国の道徳の教科化も含めながら、品川区ならではの市民科を進めていこうと考えております。

○飯沼委員 ぜひ、大事な道徳、市民的道徳というのは本当に誰でも大事にしていかなければいけないと思っています。そういった中なのですけれども、今、この間、教科書の問題なのですけれども、既に過去の侵略戦争などを肯定・美化する、靖国派と言われている会社が、初めての道徳教科書なども発行しています。現実的にもう教科書ができてきているわけなのですけれども、私たちは教科書選定に当たって、憲法に基づく国民主権や基本的人権などが尊重される教科書選定が行われていきますように願っています。道徳とは、国民一人一人が主体的に考えて選び、取り組んでいく、そういったものでなくてはならないと思っています。これから教科書の採択が、スケジュールも示されましたけれども、選定に当たって、ぜひ環境を整えていただきますように、この点は要望しておきますので、よろしくお願いしたいと思います。

続いて教員の多忙化のところなのですが、教職員が子どもたちにしっかりと向き合ってほしい、多忙化を何とか急いで解消していただきたいと思って質問します。多忙化は代表質問で取り上げさせていただきました。ご答弁いただいた中には、現状を把握しており、課題について学校と相談しながら改善に努めていますといったご答弁をいただきました。多忙化の現状と課題をどのように認識されているのか、改めて伺います。

○熊谷指導課長 既にご答弁申し上げましたとおり、私が年間3回、校長とヒアリングを行って、その中で各学校の状況について、そして勤務実態について確認しているところでございます。それぞれの学校で状況が異なりますので、そうした中で、まずは一番学校のことをよくわかっている、職員の状況がわかっている、校長と副校長と相談しながら改善に努めているところです。

課題につきましては、やはり教員は子どものために、できるだけよい授業、できるだけよい学習活動ということで、どうしても準備に時間がかかってしまう現状がございます。それに伴って勤務時間も長くなるという傾向がございますので、それについては校長や副校長が声をかけながら、できるだけ勤務内容を精査しながら、必要ところはやる。しかしながら、これについては省略できるのではないかとこのところについては時間短縮をということで取り組んでいるところでございます。そうした中で、現在、さまざまではございますけれども、校長、副校長の働きかけにより、実態としましては勤務時間が短くなる状況でございます。

○飯沼委員 現状のところがちよっと一般論かと思って伺ったのですけれども、具体的につかんでいらっしゃるのでしょうか。平日は8時15分から16時45分。この勤務時間に仕事がやり切れないので、朝早く来たり、夜遅くまで残っているとあったところなのですけれども、前後のオーバーしている時間は月に何時間ぐらいあるのか、具体的に数字で教えていただきたいのと、前にも取り上げたのですが、土日・休日、タイムレコーダーの打刻ができない日も仕事をしています。どのように時間を把握しているのか。そして月何時間になるのか。私は、過労死ラインを超えていないのか、とても心配しています。数字で教えていただきたいと思います。

○熊谷指導課長　ご質問にお答えしますが、勤務時間としては把握はしてございません。ただし、こちらから、先ほど申し上げましたように、学校で管理職を中心に、できるだけ勤務時間を短くするという働きかけはしております。また実際には、土日の勤務状況の把握ということがございましたけれども、土日につきましても打刻はできますので、打刻ができないという状況はございません。

○飯沼委員　私は現場の方から聞いております。学校の休日の日には打刻ができません。タイムレコーダーを使うとエラーが出てしまって、管理職から、エラーを出すなど注意を受けるそうです。この実態、そういった中で打刻ができないと数字に残らないのです。どこでどれだけ働いていたのかは把握する責任がありますよね。それを、一体どこでどうやってつかんでいるのか、ぜひここを教えてください。電通の過労自殺が労務管理の大切さを示していると思います。私は、教育長も課長も、現場の教職員の方々にも、一人一人が心身ともに元気でお仕事をさせていただきたい。それでなければよい教育ができないと思ってこの問題を取り上げています。ぜひ、実態をどれだけつかんでいるのか、もう一回お伺いします。

○熊谷指導課長　まず、先ほどご質問がございましたけれども、打刻ができないということにつきましては、土曜授業ですとか行事のときにできます。ですので、これにつきましては、勤務になっているときには打刻ができる状況にあります。また、超勤につきましても、超勤4項目が決まっておりますので、それについては校長が職務命令として認めることができます。

○飯沼委員　土曜授業や行事のときではないのです。学校が休んでいるときにも仕事をしなくてはいけません。そして、そこで仕事をしているにもかかわらず、本人が記録をとらない限り、その人の仕事状況がわからないのです。こんな状況ではとてもいかないと思いますので、ぜひつかんでください。

○本多委員長　次に、松永委員。

○松永委員　私からは、363ページの災害対策教職員待機寮管理費、365ページの生活指導対策費の巡回相談員、そして367ページの、いじめ防止対策費について伺いたいと思います。

まず、363ページの災害対策教職員待機寮管理費、294万7,000円とあります。まず、この災害対策教職員につきまして、地震や災害、水害など、いつどこで起きるかわからない災害に対してどのようなシステムで行動されることになっているのでしょうか、伺います。あわせて、災害に対して、どのような教育がなされているのか、その内容について伺いたいと思います。

○熊谷指導課長　災害対策教職員待機寮の入居者の役割でございませけれども、まず夜間・休日等、勤務時間外に発生した地震・火災等の災害時の初動連絡、それから初期消火への従事、および教育長が指定する各種防災訓練への参加が義務づけられております。また、3回、防災訓練への参加が義務づけられているところでございますけれども、それをまた実際に、児童・生徒の防災訓練等、それから避難訓練等にも活用することで、教職員としての子どもへの安全教育にそれを活用しているところでございます。

○松永委員　年3回ということなのですけれども、昨年、震度7クラスの地震が発生したことを想定して、12月5日に防災訓練が行われました。浜川小学校でも行われたのですけれども、そのときに、児童の引き取り訓練や、スタンドパイプを使った放水訓練等が行われました。そのときに、教職員の方々はどういう形で防災訓練に参加されていたのか、そのことについて伺いたいと思います。

○熊谷指導課長　今のご質問ですけれども、直接、待機寮に入居している職員がそれに参加して、どのような動きをしたのかということとはつかんでおりません。

○松永委員　そこで、平成29年度予算には、寮が2寮となっておりますけれども、現在何世帯住ん

でいて、災害対策の教職員が何人住んでいるのか、伺いたいと思います。また、あわせて、災害が起きた際にすぐ行動に移れるような形となっているということなのですからけれども、例えば教職員全体というか、例えば火災だったらこの人が行く、水害だったらこの人が行くというようになっているのか、そのことについて、もしわかればいいのですけれども教えていただきたいと思います。

○熊谷指導課長 現在の入居者なのですからけれども、まず、ゆたか寮でございますけれども、ゆたか寮につきましては全部で15世帯入居してございます。人数としましては15名入居しているところでございます。それから伊藤寮でございますけれども、伊藤寮につきましては8世帯入居、そして入居者は8名となっております。また、実際にどのような役割分担がなされているかというご質問ですけれども、それにつきましては、現段階では特段、役割といったものは課してはございません。

○松永委員 世帯数と人数を確認すると、もしかしたら、これは独身の方なのかというふうな感じには読み取れるのですけれども、その辺について改めて伺いたいと思います。また、災害ということで、消防署や、今日は消防団長がいらっしゃいますけれども、消防団、そして警察との連携について、どのような連携がとられているのか、また災害対策の教職員の男性と女性の割合がわかりましたら教えてください。

○熊谷指導課長 まず、ゆたか寮でございますけれども、世帯寮が9戸、入居者が8名でございます。また、单身寮が7戸、入居者が7名でございます。男女比でありますけれども、男性が12名、女性が3名でございます。伊藤寮でございますけれども、世帯寮が6戸、入居者が4名、单身寮が6戸、入居者が4名でございます。こちらは偶然なのですけれども、男性が0名、女性が8名でございます。

それから消防署、そして警察、消防団等々との連携ということでございますけれども、こちらにつきましては、入居者本人が所属する学校で防災訓練に参加するケースも多々ございますので、そういった中で、地域の警察、消防、消防団とのつながりの構築につながっていると聞いております。

○松永委員 ぜひ連携をとっていただいて、いつ起こるか分からない地震でございますから、力を入れていただきたいと思います。

次に、365ページの生徒指導対策費の巡回相談員10名、3,089万5,000円について伺いたいと思います。まず10名の巡回相談員についてですが、児童のニーズを把握して、必要とする支援の内容や方法を明らかにするために、担任、そして特別支援教育コーディネーター、保護者など、児童の支援を実施する者の相談を受けということでございます。そこで、人数について伺います。本区では、昨年も同様、10人となっておりますが、23区内で比べまして10名が妥当なのかどうか伺いたいと思います。また、先ほど巡回相談員について、LGBTの知識も持っているとのことですが、改めてその辺も伺いたいと思います。

○村尾教育総合支援センター長 巡回相談員に対するご質問でございます。まず23区内で多いか少ないかという部分でございますけれども、基本的に、23区内で言うと、各区で持っているカウンセラーは18名になっておりますが、区によっては、5つの区は各自、独自でカウンセラーを持っていないという現状です。また、学校の規模も違いますので、一概に多いか少ないかというのはあるのですけれども、現在、10名で、各小・中、それから義務教育学校を巡回しながら対応はできていると考えているところです。

また、10名にしている理由ではございますが、これは平成27年度から巡回相談員ということで体制が変わりましたが、それまでは区のスクールカウンセラーということで、品川区には10名、カウンセラーがおりました。ただ、東京都が都のスクールカウンセラーを学校に配置したため、同じ業務にな

るということで、そのままこの10名は巡回相談ということで、また違う役割を持って学校を回っているという部分でございます。カウンセラーですので、当然、LGBTを含めて、心的なものについての知識は十分ありますし、特別支援教育係にこの巡回相談を束ねるチーフがおりますので、そことも連携しながら、やはり高い見識を持ちながら、各学校、それから保護者、児童・生徒の支援に回っているところでございます。

○松永委員 こうした巡回相談員はとても重要な役割でございますので、ぜひこれも力を入れていただきたいと思います。

そこで、巡回相談員と、367ページの品川学校支援チームとの関係性について、どのようになっているのか、それについて伺いたいと思います。また、平成28年度予算特別委員会の中で、たしか私は、いじめ等根絶普及啓発事業の中で啓発バッジについて質問させていただいたのですけれども、今回の予算で、先ほどちょっと説明があったのですけれども、条例改正のため普及啓発費が減ということで伺ったのですけれども、これは普及啓発バッジ、またはポスター等というのはなくなってしまったのか、それについて少し伺いたいと思います。

○村尾教育総合支援センター長 まず1点目でございます。HEARTSとの関係でございますが、当然、教育総合支援センターの中に、HEARTSも、そして巡回相談の機能も持っております。実際には、HEARTSと巡回相談が、巡回相談はそれぞれ各担当校を持っております。そこで、HEARTSも担当校を持っておりますので、そこでの連携をしながら、さまざまな情報交換、情報共有をしながら進めております。また、週に1回、それぞれ巡回相談、そしてHEARTSのチーフ会議も行いながら、特に重点的に行っていかなければいけない支援はどこだ、どういう形でやっているかということについても、お互いに協力しながら進めていく、そのような関係でございます。

2点目の、啓発バッジにつきましては、来年度、新1年生の分は、本年度の予算内でバッジを買うことができました。そして、実際には、6年生が卒業する場合につきましては、その6年生のバッジは学校に戻す。それで、その6年生は今度、中学校に行ったら、新しい、また違う学校のバッジがありますので、結局それは、使い回しという言い方も変ですけれども、1年生またはその他のほうに使うということで考えております。

○松永委員 この啓発バッジ、ポスターもお願いしたいのですけれども、日にち、いじめが起きやすい時期というのが、そのときもお話しさせていただいたのですが、そのときに行われたのかどうか、実績について少し伺いたいと思います。また、いじめについてでございますけれども、最近、インターネットやICT化が進んでいる中で、以前、目安箱というのを質問させていただいたのですが、目安箱の内容というか、実績、必要性があるのかどうかということも改めて伺いたいと思います。

○村尾教育総合支援センター長 本年度、新学期を含めて、さまざまな場面でいじめについて学校で取り組みをしております。今回、特に共通というか一律したポスターはまだつくってはおりませんが、各学校でそれぞれ特色を考えながら、いじめ防止については進めているということで、またポスターについては少しこちらのほうでも研究させていただければと考えているところです。

また、目安箱につきましては、現実問題としては、年々、入っているものは減少傾向にあるということになっております。ただ、その中でも、本当に切羽詰まったところで子どもが入れるということもありますので、その部分につきましては、昨年度同様、目安箱に入ったらセンターのほうに連絡が一報が来て、そして学校に行って当該の児童・生徒と話をしたりするような取り組みは、現在も進めているところでございます。

○松永委員 ぜひ、いじめのない品川区にしていきたいと思います。

最後に、380ページの学校管理費について伺います。本区では、学校選択制を進めていることと思います。今年入学される子どもさんの中に、学校選択制を利用して申し込んだのですが、抽選で漏れてしまう方もいらっしゃいました。そこで最後に人気学校についてですが、学校独自の取り組みが評価されていることと思います。そこで、教育委員会として、なぜ差がついているのか、どのように考えているのか伺います。あわせて将来性でございますけれども、品川区では今現在、保育園の箇所をどんどん増やしていると思っておりますけれども、そうした中で、今後、保育園を卒業される方が小学校に上がるにつれて、受け入れ体制について、その部分に関して伺いたいと思います。

○有馬学務課長 まず、入学できなかったことの1つの要因と伺いますか、大小ありますけれども、1つは就学人口が増えてきているということがあると思っております。それから人気校などというお話ですけれども、基本的には、これは選択制があろうがなかろうが、結局のところ、ある程度、評判というのは付与されるのだらうと思っております。これはやはり、子どもによい教育を受けさせたいということ、やはり親がそういう教育について関心が高いことのあらわれだと思っております。入れなかった方もいらっしゃいますけれども、入学後は、満足度という観点で言えば90%を超えている方がいらっしゃるのも事実でございます。今後は、各学校がそれぞれよい教育に裏づけられた内容を進めていくことが大事だと思っております。

就学人口につきましては、人口推計を毎年行っているところでございます。

○本多委員長 次に、鈴木博委員。

○鈴木（博）委員 本日は、ページ367のいじめ等防止プログラムに関連して自殺予防教育について、それとページ389の給食運営費に関連して、ノロウイルスによる集団食中毒、ページ391の保健運営費に関連して、性教育、インフルエンザ罹患の中学生の転落事故についてお尋ねいたします。

まず、性感染症と性教育についてお尋ねします。衛生費でも取り上げました性感染症の若年者への蔓延に関連して、教育委員会は問題意識をどのようにお持ちなのか、最初にまずご説明をお願いいたします。

○村尾教育総合支援センター長 性感染への問題意識のご質問でございますが、AIDSおよび性感染症の部分につきましては、現在、増加傾向、また低年齢化ということがうたわれておりますので、これについては教育委員会として高い問題意識を持っております。

○鈴木（博）委員 それで、性感染症とは、性的接触によって感染する病気と定義されており、通常の性行為だけでなく、オーラルセックス、アナルセックスなど、性的接触で感染するもの全てを含んでいます。性感染症は、無症状、軽い症状のことも多く、また医療機関への受診をためらうことなどがありまして、症状が進行したり感染を広げたりしやすい病気です。性感染症に関する特定感染症予防指針で示された病気の種類は、クラミジア、ヘルペスウイルス、尖圭コンジローマ、梅毒、淋菌感染症、B型肝炎、HIVが挙げられております。これらは、多くは現在、増加傾向にありまして、前回取り上げた梅毒や、HIVに関しては先進国で唯一増加傾向ということが報告されております。性感染症は、正しい知識と注意深い予防、そして、もしも罹患したときは早期の発見と早期の治療が極めて重要だとされています。現在の品川区の小学校・中学校・義務教育学校におきまして、性教育の実施状況、年間の授業数、授業の内容、それと性感染症の流行という状況のもとで、学校現場で、例えば校外の医療関係者による性教育の授業などは考えられていたり、現在行われているのでしょうか、ご説明をお願いします。

○村尾教育総合支援センター長 2つのご質問だと思います。まず、現在の、区内学校における性教育の状況でございますが、実際には、4年生の保健体育でありますけれども「育ちゆく体と私」というところの2時間授業を含めまして、6年生での「病気の予防」のAIDS、7年生におきましては、「性とどう向き合うか」ということで、性意識の変化、また性情報の対処や行動、そして9年生においては、「性感染症とその予防」というような形で、授業のほうは現在、進めているところでございます。また、性教育に関する外部講師につきましては、現在、各学校においても外部講師による授業は行われておりませんが、基本的には養護教諭が連携して授業をしていると聞いております。

○鈴木（博）委員 やはり、性感染症の授業というのは専門的になりますので、医療関係者の講義などが必要と考えられますので、ぜひその点のご検討をお願いしたいと思います。

性教育に関しては、いろいろな考え方が現在あります。平成20年1月17日の中教審答申では、以下のような、健やかな体を育む教育のあり方に関する専門部会の見解を踏まえて、告知、表示されました。それで、この見解というのは、以下述べます。「学校における性教育については、子どもたちの社会的責任を十分にとれない存在であり、性感染症を防ぐという観点からも、子どもたちの性行為については適切ではないという基本的なスタンスに立つ。性教育を行う場合に、人間関係についての理解やコミュニケーション能力を前提とすべきであり、その理解の上に性教育が行われるべきものであって、安易に具体的な避妊方法の指導等に走るべきではない。その上で、心身の機能の発達に関する理解や、性感染症等の予防などの科学的な知識を理解させること。理性により行動を制御できる力を養うこと。自分や他者の価値を尊重し、相手を思いやる心を醸成することなどが重要である」。それで、性感染症が猛威を振るっている現状で、この答申は極めて妥当な見解だと思われませんが、この見解に対する教育委員会のお立場も踏まえて、性感染症、性教育について、最後にまとめのご説明をお願いします。

○村尾教育総合支援センター長 国もさまざまな形で性感染につきましては予防対策を進めていると、こちらも認識しております。教育委員会といたしましては、まさに学習指導要領も含めて、学校の保健体育科の解説でも述べているとおり、大きくまとめると、性に関する適切な態度や行動の選択が必要となることを十分理解できるようにする。これが教育の基本として考えております。

○鈴木（博）委員 2月に、ノロウイルスに汚染された刻みノリを食べた、立川市・小平市小学校の生徒・教職員1,000人以上が、ノロウイルス胃腸炎を発病する大規模な食中毒が発生しました。今回の事例を踏まえて品川区ではどのような対応がなされているのでしょうか。ノロウイルス感染症を含む感染性胃腸炎に対する学校現場の今現在の対応についてもご説明をお願いいたします。

○有馬学務課長 過日、立川市で発生した集団食中毒に対する区の対応でございますけれども、2月21日の段階で、私どものほうから衛生管理の徹底に努めるようにという通知をまず出してございます。その後、2月27日に東京都から、夜でしたけれども、刻みノリを使うなというような指示が来ました。その段階で、すぐ各学校にメールで配信いたしました。翌日の28日、刻みノリの業者がわかったということで、自主回収があったという情報が来ましたので、その製品を使うなというような指示。それからあわせて、学校給食の日常点検票に沿った作業をしっかりとやるようにということで、食中毒の発生防止に努めたというようなところで対応しているところでございます。

それからもう一点は、その刻みノリが原因ということがわかったわけですが、品川区で実際に使っているのかどうか、納入している業者から、仕入れ先、製造者、産地、それから衛生管理等の情報を収集しまして、品川区では当該製品は使っていないというところを確認したものでございます。

○鈴木（博）委員 今回の食中毒が大きく報道されたことで、学校現場の過剰反応が心配になります。

例えば、生徒が少しでも下痢していると、すぐ下校させ、医療機関に行ってノロウイルスの検査をしてもらえなどという指導が起こるということを非常に危惧しております。ノロウイルスの感染症を診断する方法としては、クイックナビーノロ2という、ふん便から調べる迅速診断の検査があるのですが、これは臨床の場では信頼性が低くてあまり評価されておられません。また、3歳未満、それから65歳以上の高齢者、乳幼児しか保険適用にならないので、検査をした場合、実費になります。ノロウイルスというのは一般的に軽症であって、特別な治療法はありません。積極的な臨床検査は全く必要なく、通常の胃腸炎のケア、安静と水分補給で十分だと思われまます。特に感染性胃腸炎の臨床検査については、現場ではどのように指導されているのでしょうか。また、ノロウイルスを含めた感染性胃腸炎一般について、現在の学校現場での感染予防の方法・指導についてご説明ください。

○有馬学務課長 実際、ノロウイルスに対する過剰な反応ということですがけれども、基本的には、今回の事例を受けて特に過剰な反応、何か、下痢をしたからすぐ医者に行けなどという指示は特に行っておりません。日常的な予防対策としては、当然のことのように、トイレを使った後あるいは食事をつくる前といったところは、きちんと手洗いをするようにというようなことで、従来からの指導に努めているということでございます。

○鈴木（博）委員 非常に現場が冷静に対応されているということで安心しました。

それで、マスコミ報道に関連しまして、次にいきます。2月14日、区内中学生が自宅マンションから転落死したという報道がありました。亡くなられた中学生、残されたご遺族の方に深い哀悼の意を表します。まず、今回の事例の大まかな経過についてご説明をお願いします。

○村尾教育総合支援センター長 この事故の概要でございます。品川区内のマンションにおいて、2月14日午前0時50分ごろになりますけれども、インフルエンザで学校を休んでいた8年生の男子生徒が4階の自室から転落し、搬送先の病院で死亡が確認されたというものでございます。その日の午後、学校にも警察から連絡が入り、ベランダから落ち重体であるという一報が入りました。その後、また警察から2報、3報という中で、教育委員会としても緊急対応をとって体制を整えてまいりました。その後、次の日、2月15日に、ネット上、また新聞等で報道されたということがあります。それによって、次の16日に、学校においては全校朝会において子どもたちに校長から死亡を伝え、また教育委員会といたしましては、子どもたちのメンタルケアのためカウンセラー等を多く学校に派遣したというところでございます。現在、子どもからの相談はありませんし、保護者からの問い合わせも特になく、学校も終業式を含めて予定どおり進んでいるという状況でございます。

○鈴木（博）委員 リレンザを服用したというような表現のニュースが多かったのですが、抗ウイルス剤については何か学校現場や教育委員会のほうで対応などはされたのでしょうか。

○有馬学務課長 今回の場合につきましては、校長会を開きまして、その場で、インフルエンザにかかった場合には、要するに薬品、薬を使う、使わないにかかわらず、異常行動が起こるのだということ。それから、2日間は特にそういう行動が多く見られるので、なるべく1人にさせないような配慮が必要だと言われているということ。それから、今言ったようなことを、ちゃんと学校内でも情報を共有してくださいというようなことを、校長会で伝えたということでございます。

○鈴木（博）委員 今回の事例に関して、マスメディアが全て横並びで、リレンザ服用の中学生というタイトルで報道していることに対して、小児科医として非常な違和感を覚えました。そもそもインフルエンザで異常行動が起こるということは、医療関係者の間では周知の事実でありまして、天井を向いてケラケラ笑った、誰かがのぞいている、誰かに追いかけていると言って部屋を走り回る、などと

いう異常行動はよく見られる行動でありまして、特に先シーズンの2015年、2016年の新型インフルエンザの流行時にはインフルエンザ脳症が多かったのですが、異常行動も多かったです。私のクリニックでも10例以上、異常行動がありまして、その都度、適切な対処というかアドバイスをしました。また、リレンザ、ザナミビル水和物という薬ですが、これが原因として特定された異常行動というのは1例もありません。また、リレンザの報道に関して、タミフルでは異常行動が認められたなどというような、断定的な、非常に間違った表現が随分あったのですが、2007年、タミフル、オセルタミビルによって異常行動が起こるといって、マスコミが過熱報道をして、厚生労働省はその声に押されまして、医学的根拠が全くないにもかかわらず、10代への投与を原則禁止としてしまいました。いまだに、10代への原則禁止というのは生きておりまして、異常行動が非常に危険な場合は医師が自分の判断で使ってもいいのだけれども、原則は使わないでということになっています。

それで、厚生労働省のインフルエンザ様疾患罹患時の異常行動の情報収集に関する研究班、通称、岡部班というのですが、これは毎年、異常行動の情報を収集しておりまして、直近の2014年から2015年の重度の異常行動を来した患者の分析では、57名の重度の異常行動のうち、タミフル服用が8名、インフルエンザの薬、抗インフルエンザ剤を使わなかったのが11名で異常行動を起こしておりまして、タミフル投与分と非投与分で全く差は認めていません。また、2016年9月、最高裁は、転落死とタミフルの因果関係を認めることはできないという判決を行っておりまして、今年の1月に大阪地裁でも同様の判決が出ています。リレンザは吸入薬なので、タミフルに比べて、さらに中枢神経系や全身への影響は少ないです。したがって、今回の事例は、リレンザと直接関係づける因果関係は全くありません。したがって、マスコミの表現は誤りでありまして、インフルエンザ罹患中の中学生が転落死。このような表現で報道するのが、全く正当なジャーナリズムのタイトルのつけ方ではないかと思ひまして、非常な違和感を覚えました。

それで、時間がなくなってしまったので、一応、非常に冷静な対応を現場でされているということで安心しましたが、ぜひ静かな環境の中で、今回の事例の対応をよろしくお願いいたします。

○本多委員長 次に、西本委員。

○西本委員 まず、367ページの、いじめ予防の中で、福島県のほうから避難されている方がいらっしやると思ひます。区内の小・中学校、高校、大学、どこまで把握できるかわかりませんが、原発に関するいじめがあるのか、ないのか、そういう調査をしたのかどうかお尋ねします。

○村尾教育総合支援センター長 原発に関する避難の子どもたちへのいじめということで、私も新聞を見て大変心を痛めました。すぐに、区内の同様の子どもたちの通っている学校にも連絡し、十分確認をとっていただいたところ、基本的にはそのような申し出もなく、学校のほうでも、それについては今後、十分気をつけていくようにということでお答えをいただいています。

○西本委員 品川区は本当にすぐに、迅速に対応されているということで、感謝申し上げます。今後もうこうならないような形で、ぜひお願いいたします。

次に、389ページの給食食材放射性物質検査についてですが、午前中、放射能汚染水が、だだ漏れになっているという表現がありました。これは、最近の原発事故の近郊の海水のチェックをすると、非常に線量が低いという結果もあります。したがって、根拠のない不確定なことを議員の立場で言うべきではないと強く申し上げておきます。そして、私の実家は福島県いわき市でありまして、梨園を営んでおります。毎年、収穫した梨については検査を行って、そして検査結果と同時に調査票もあわせて出荷するということをしております。福島産の食材というのは非常に厳しく検査をしているのです。な

のに市場価格の半額であって、それを復活するのはなかなかできない現状です。これは風評被害の影響だと強く思っておりますけれども、今回、この検査に対する方法を変えていただいたということなのですが、私は、もう6年過ぎている中で、それから現状の線量等々の検査結果を踏まえたと、税金を使ってこれの検査をするという意味があるのかどうかということを非常に疑問に思っております。それについてのお考えをいただきたいと思います。

○有馬学務課長 給食食材の検査につきましては、従来からいろいろご意見はいただいているところでございます。いずれにいたしましても、食の安全を守るというところでは同じ立場だと思いますし、これをやることによって、安易に福島風評被害だとか、そういう状況の助長にならないように配慮しているつもりですし、そういうつもりでやっているわけでもございません。あくまでも食の安全の確保ということです。それで、その立場において、やはり出荷停止の状況がまだあるということも一方で事実ですので、一気に廃止というのは、まだもう少し様子を見たいということで、今回はこういうご提案をさせていただいたところでございます。

○西本委員 出荷停止ということは、まず国としてきっちりとチェックしているということだと思うのです。それで、品川区の給食、保育園・幼稚園もそうですけれども、チェックされているものを使っているのですよね。そこでチェックしていないものを使っているのですか。

○有馬学務課長 例えば福島県のお米や牛肉ですとかは、全量検査ですとか全頭検査をしております。それ以外のものも、モニタリング調査ということで、一定の時期に一定量をはかるということで検査を行っておりますけれど、全部の食材について全部を検査しているという状況にはないということです。そうはいつても、出荷を制限されている区域というものもあるので、それ以外のところはまず安全だろうということでは、そういう見方もできると思います。ただ、もう一方で、福島県に限らず、関東甲信越で、例えばキノコ類などで、まだそういうことが出ているということもありますので、安全を確保するために、一步踏み込んでという形にはなりますけれども、それで実施してきたということです。ただし、そのやり方については、費用もかかる、いろいろなご意見もあるということで、見直しをさせていただいた。全体の方向としてみれば、私どもについても、このまま終息というか縮減の方向に向かっていく事業であるかとは思っているところでございます。

○西本委員 福島産のものについては、逆に言うと、本当にこれはしっかりとやっているのです。ただ、ではほかの食材に対して疑いをどこまでかければいいのかということになる。しかも、家庭における食材についてはどこまで皆さん注意されて買っているのでしょうか。ちゃんと食材の放射性物質のチェックをして、そういうものですよとラベルか何かあって、それだけしか使わないとか、そこまで注意しているのでしょうか。そうではないと思うのです。なのに、なぜ学校だけが、保育園・幼稚園だけが、品川区の中において放射能の測定を税金をかけてやらなければいけないのかということ、とても矛盾したような感じがするのです。やるのだったら、国がしっかりと責任を持ってやるべきだと思うし、それをあえて品川区でやる必要はないと私は思っておりますので、終息に向けて対応をお願いしたいと思います。もちろん情勢もあります、品川区のやらなければならないこと、国がしっかりとやっていただくべきこと、都がしっかりとやっていくべきことについては、大切な税金ですので、けじめをつけて使っていただきたいと思っております。

次にいきます。教育指導費の中だと思うのですが、不登校です。現在、不登校は何人いらっしゃるのか、そして要因はどのように分析をされているのでしょうか。例えば、本人へのいじめ等々の学校生活の中でのものか、あとは病気等々、それぞれの不登校になっている要因というものがわかっているのかど

うか、教えてください。

○村尾教育総合支援センター長 不登校に関するお尋ねでございます。これは、問題行動調査ということで、平成28年度の数値になりますけれども、現在、品川区内における不登校の件数では、1年生から6年生で言うと49名、7年生から9年生では155名ということで、不登校の数が上がっております。ただ、平成27年度につきましては、適応指導教室の子どもたちも含まれるということで、昨年度からの比較というのも変ですけれども、同じような横並びの数値になっているのかと考えているところです。

また、この不登校に関する理由、状況ではございますけれども、やはり一番多いのは本人にかかわる問題ということで、無気力であったり不安感が強いということで学校に来ていないというのが一番多く、半分以上の割合を占めております。それ以外に多いものとしましては、家庭状況ということが2番目、そして3つ目は、いじめを除く友人関係、対人関係ということが大きな要因になっているということであります。その辺を含めまして、各学校においてもその辺を十分に注視しながら、各子どもたちへの対応を、今、進めているところでございます。

○西本委員 無気力というのが多くなってきているのです。学校に行かなくてはいけないとか行きたいということではなくて、いじめなどというのであれば、要因がはっきりしているところがあるのですが、ただ単に行きたくない、学校に行きたくないというお子さんが多くなってきているように思います。それに対しての、何か原因を探るといふ、本人の状況で異なるかと思っておりますけれども、その要因をどのように解明していくのか。また、家族関係ということもあると、やはり、なかなか学校でそれを見るというのは難しいのかと思っておりますが、横のつながり等々でそういうチームを組むとか、いろんなサポートをするというようなことが研究されているのか、実際やられているのか、お知らせください。

○村尾教育総合支援センター長 まず、無気力、不安という、子ども自身が学校に別に行きたくないというような部分につきましては、やはり学校自体が子どもにとってなかなか居心地がよくないというのは1つの要因かもしれません。ただ、それ以外にも、さまざまな、やはり子どもたちの抱えている問題というのは、一つ、二つではなく大変複合的なものと、こちらは捉えております。現在、対応といたしましては……。〔時間切れにより答弁なし〕

○本多委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、367ページ、教育総合支援センター運営費に絡みまして、今、質疑がちょっとありましたけれども、主に不登校についてお聞きしたいと思います。それから391ページ、学校保健費では、歯科矯正、かみ合わせの矯正について、それから時間があれば381ページの学校ICT活用経費をお伺いしたいと思います。

初めに、教育総合支援センター、不登校などに絡んでの話なのですが、やはり義務教育における公立高校として果たす役割というところでありまして、第一義的には、きちっとした学力の定着、また品川区においては、市民科等におきまして、いわゆる社会における自立ですとか、そういった適応力、生き抜く力というものをしっかりと育てていくということが、目指されているところだと思いますけれども、やはり公教育というか、公立でございますので、本当に今、多様な社会の中で、いろんな生徒がいらっちゃって、そういった人全てを、こういった教育目標の中で育てていけるように包含していく教育というのが、大変にいろいろご苦労のあるところではないかとは思っています。

そういった中で、そういった1つのこととしての不登校というのが、今、非常にやはり多くなってきていると感じています。私の周辺にも何人か、お子さんのいらっしゃるご家庭の中で、不登校なのだ

いうお話も、やはりぼつぼつと見受けられますので。時代なのでしょうけれども、非常に、私の時代などに比べれば、はるかに多くなっているのだらうと思います。そういったときに、当事者となった保護者は非常に、我が子のこととして切実な問題なので、本当にいろんな深刻な状況というところが出てくると思うのですけれども、そういった場合に、それぞれのまた、前の質疑でもございましたけれど、一つ一つのケースが、いろんな事由、理由によるというところもありますので、個々に対応していかなければいけない事案なのだらうと思いますけれども、そういったときに、保護者、生徒、そして学校という3者の中で、現状としてどういった対応をしていくような形になっているのか、まずお伺いさせていただきます。

○村尾教育総合支援センター長 さまざまな理由によって、不登校の児童・生徒にどのような対応をしているかというようなご質問でございます。まず、先ほども申し上げたとおり、やはり、子ども自身における不安感の解消をどういうふうにしていかなければいけないかということにつきましては、今、HEARTSが、特にひきこもっている子ども中心になりますけれども、家庭訪問等を、地域の主任児童委員との連携を図りながらも含めて、きめ細かく一件一件、対応させていただいているところでございます。1つのまた違う視点で言いますと、やはり段階があるだらうということで、やはり不登校になる前には、当然、行き詰まり期みたいなもので、初期状況のときがあります。そして、その後、どんどん気力が失われてくる段階があつて、完全な不登校になってしまっている。その後、やはり子どもというのは安定期を迎えると、ある程度、休息がとれた時点で、少し回復してくる。そういう段階もある。そして、その後、指導期、第2活動期ということで、学校に行きたいという気持ちが出てきて、学校に行く。その段階に応じて、そのタイミングをどのようにはかっていくかということも、すごく大事にしていかなければいけないかということを考えています。その主たる1つの取組みとしては、初期状態で子どもたちを不登校、長期欠席から救うということで、今回、マイスクール五反田というもので、初期状況の生徒対象の適応指導教室を開設いたしました。また、保護者に対しましては、現在、区で、ファミリークラブ品川という保護者対象の会を設置しております。年間、本年度は2回ではございますけれども、夕方6時から地域センターを借りて、不登校の保護者の方に来ていただいて、いろんなディスカッションをするような会も、今後もう少し広げていかなければいけない、また保護者の支援が子どもの学校復帰にはとても重要かと思っておりますので、児童・生徒、また保護者についても、学校と連携しながら、センターとしてもできる限りの対応を進めていこうと考えております。

○塚本委員 やはり、不登校の当事者となった保護者といましては、この問題を何とかして解決して、もとの、学校に通えるようにと思うために、さまざま、学校側にもいろんな対応を求めてくる場合もあるかと思えます。

今、初期段階のところには特にかかわるのかもしれませんが、例えばどうしても教室に行けないとなると、別室登校というようなことがあるかと思えます。それで、別室登校になったときに、学校によっていろんな状況が違うので、どういうところに、保健室や違うところなど、いろいろパターンがあるみたいですが、そういった別室登校の選ばれ方はどういうふうを考えているのか。

それから、別室になった場合に、基本的には自習という形で、学校で不登校になりつつある生徒が過ごすのかというような状況になっていると思えますけれども、この自習という形が主流になっているのだとすれば、そういったことはいいことなのか、どうなのか、考え方としてどう思っているのかお伺いしたいと思います。

○村尾教育総合支援センター長 まず、別室登校ということですが、今、委員のおっしゃると

おり、基本的には別室は保健室が一番多くなっております。それ以外にも、やはり保健室もなかなかいろんな子どもたちが出入りしますので、そういうときは、学校によっては図書室であったり、また特別教室を使って、子どもをそこで、さまざまな形で対応できるようにしているというのが一般的だと考えております。

また、自習についても、現在、やはり無理やり教室に行くというよりも、もし可能であれば、そういう別室において自習体制をとったほうが、子どもにとっては安定する。家にいるよりは、学校にることによって、さまざまな対応ができます。担任、また中学校で言うと、教科の先生方がいろいろ工夫してプリントをつくってもらったり、また教科書を一緒に時間があればやってみるような形で、やはり個別に学校のほうでは対応していると聞いております。

○塚本委員 特に自習などに関しては、私がこの前話をした保護者の方からは、その方は、別室で自習という形が、やはりなかなか学校の授業はそのままおくらせていってしまうので、ちょっと心配になっているときに、フリースクールの学生ボランティアに面倒を見てもらうような形をとって、大変に助かった。今は、もとの、学校に戻られている、登校できるようになっているというような話もありました。こういった、外部というか、民間というか、学校以外の力というのですか、そういうものも連携しながら、そういった不登校等、いろんな、今後さまざまな、不登校に限らない多様な生徒たちをしっかりと義務教育の中で育てていくために、人材や予算がもし必要であれば、そういったものをしっかりと充てていきながら、総力を挙げて学校教育、義務教育としての使命を果たしていける存在であっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では次に、学校保健費の歯科かみ合わせなのですが、平成24年の我が会派の一般質問でこの問題を取り上げまして、そのときの答弁としては、まずは国の保険適用の動向を注視したいというご答弁でありました。それから今日に至るまで年数がたちましたけれども、やはり保護者からの、かみ合わせの状況で大変に心配だというようなことは、常々ご要望、お話があるところでございます。現在、学校歯科検診において、かみ合わせの異常の子ども、こういった状況が増えている、減っている。こういったところについてはどういうふうに捉えていらっしゃるか。そして、国の保険適用の議論の動向についての現状について、知っていることがあればお知らせください。

○有馬学務課長 まず、保険適用の関係につきましては、今のところ、まだ保険適用にはなっていないということでございます。

それで、申しわけございません。歯科の部分だけでとった統計は、今持ち合わせがございません。

○塚本委員 今持っていないというのは、どこかにあるのかもしれませんが、ぜひ、こういったところもしっかり把握していただいて、このご相談は大変多いので、現状をしっかりと、適宜、適切な対応ができるように今後とも対応していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上で終わります。

○本多委員長 次に、沢田委員。

○沢田委員 364ページの教育指導費で教育実習についてと、それから373ページの代替職員雇用費について、それから時間があつたら369ページの市民科の土業を活用した授業について聞きたいと思ひます。

まず教育実習についてなのですが、教育実習の受け入れというのは、年間大体どれぐらい、最近されているのか、またどういった基準で品川区の学校に教育実習の学生が来ているのか、またそれからどのような先生方が教育実習の担当をされているのか、お聞かせください。

○熊谷指導課長 実習の受け入れでございますけれども、平成28年度、品川区では、幼稚園29名、小学校51名、中学校26名、受け入れてございます。この受け入れにつきましては、義務教育学校も含むところでございますけれども、免許が、小学校免許、中学校免許となっておりますので、そういった形で受け入れてございます。指導教諭でございますけれども、これにつきましては学校判断ということで、その学年、教育実習生にふさわしい教員を校長が充てているというところでございます。

どういう基準でということでございますけれども、その基準につきましては、それぞれ本人から学校に問い合わせを行ったり、また大学を通じて学校に依頼があったりということで、大学によっても、その受け入れ、どのように依頼をしていくかというのは異なっているところでございます。

○沢田委員 品川区で学んで卒業したお子さんが大学で教職課程を学んで、それで品川区でまた先生をやりたいという生徒が多いと思うのですけれども、品川区で学んだ子どもが、また夢を持って品川区で教師をやりたい、品川区で学んで品川区で教師をやりたいと思って教育実習で戻っていらっしゃるということは本当に素晴らしいことだと思うのですけれども、教育実習で来る先生も、教師という夢を持って来られる方が多いし、それでまた、その一時期ですけれども、子どもにとっても、一時的に若い先生が来て、違う授業をやると。そういったことは刺激的で、すごく印象深い授業になると思うのです。私も、自分が学生のときに来た教育実習の先生というのは何かすごくよく覚えていて、年も近いし、いい思い出だったのでございますけれども、教育的にも、教育実習を受け入れるということは、学校としてもいいことだし、品川区としてもいいことだし、子どもにとってもいい影響があると思うのですけれども、教育実習を受け入れる指針や、受け入れるときの体制、今、校長先生が担当の教諭を決めるなどということでしたけれども、そういう方針的なものがしっかりあるのか、受け入れる先生たちの意識、学校の意識というのはどういう形で、新人の教育実習で学んでいる学生を受け入れるという意識で取り組まれているのか、その辺のお考えをお聞かせください。

○熊谷指導課長 学校現場は、それぞれ教育実習生の先輩として、自分たちも通ってきた道でございますので、やはり後進を育てるという気持ちを持って受け入れているところでございます。ただ、学校現場での教育実践というのは、子どもたちを預かっているところでもございますので、その子どもの学びをとめてしまうということは絶対あってはいけません。ですので、学習指導、生活指導、進路指導、それぞれきちんと指導を行って受け入れをしているところでございます。特に、学生みずからが本当に教員に合っているのか、その適性を見分けるのも、この教育実習の場であると思っていますので、教育免許状の取得だけの理由で教育実習に来ている方も残念ながら中にはいるのですけれども、そういったことも踏まえながら、学校としては組織的に支援をしていっているところでございます。

○沢田委員 まさに当然、そういう夢を持った子どもたち、免許を取るために来ている方もいるかもしれないけれど、そういった方たちをしっかりと、品川区としても新たな教員として育てていただきたいと思えます。すごく、僕の知っている方で残念な事例があったので、品川区で教員になろうと思って教育実習に来たら、いきなり、しょっぱなから、先生が、もう教育実習というのは正直、迷惑だと言われた先生がいらっしゃったということがあったので、そういうことを言われて、その方は、なかなか、学校の先生がやりたかったのだけど、やめようと思われたということがありましたので、きちんと、しっかりと教育実習を受け入れる体制というのも整えていっていただきたいと思えます。

それから次に、代替教員のことなのですけれども、若い先生方が増えていると思うのですけれども、代替教員の方も増えていると思うのです。これは年間、どれぐらいの代替の教員がいるのか、また代替の教員の質というものがどうなっているのか、お聞かせください。どういった方が代替で来ているのか、

どういった方を採用しているのか、教えてください。

○熊谷指導課長　まず、どういった方を代替教員、いわゆる産休・育休代替教員としているか、ということだと思うのですが、まず教員免許を持っているということで、まず採用候補者名簿という名簿を都がつくっております、その名簿に登載されている方を選んでおります。ですので、まず産休・育休代替が必要になったときには、学校から補充申請ということで、区、そして都に申請を上げまして、その上で、決定が下った後に、その名簿から候補者を選んでいくというところでございます。

あと、人数ということなのですが、平成29年1月1日現在で、小学校では育休代替教員が53人、それから産休代替が7人、中学校では育休代替が3人、産休代替が1人、そして義務教育学校では育休代替が9人、産休代替が0人ということで、現在、73名の育休・産休代替教員が教壇に立っているところでございます。

○沢田委員　結構な人数だと思うのです。品川区の教員の方は大変優秀ですし、またたくさんの研修を受けていらっしゃると思います。品川区独自の小中一貫校を理解するという研修もそうですけれども、それで質も高く保っていると思うのですが、そういった先生が産休や育休などで休んだときに、代替の教員も、結局そういったことになる、そういうふう基準を持って選んで採用しているとはいっても、その後、1年以上はいることもあるということだと思うのです。その質というのは重要だと思うのですが、これはどういった研修体制を整えられていて、また代替で来るとすぐに授業をやると思うのです。そういったときに、どのように代替の教員のサポートをしているのか、その辺のところの体制について聞かせてください。

○熊谷指導課長　代替教員でありますけれども、大ベテランの方から初めて教壇に立つ方までさまざまでございます。ただ、その中で、やはりきちんと一般の教員と同様の研修体制を組んでおりまして、例えば校内での服務事故防止研修であったり、授業力向上研修であったりといった、OJTもしっかりとっておりますし、また区の研修、都の研修にも参加できるような体制をとっております。基本的には、校長、副校長を中心にサポート体制をしっかりとって、実際には子どもたちへの授業力向上に向けて支援しているところでございます。

○沢田委員　そういったサポートをしっかりとっていただきたいと思っておりますし、やはり学校、品川区で授業を受けるということで、代替の職員になったときに、代替の方というのは、やはり一時、教員を抜けられていたりされていて、来られる方だと思うのです。そのときに、授業をやるときに、やはりなかなかないことなどもあると思っておりますので、できれば品川区のほかの先生も一緒にしばらく、校長、副校長と一緒に授業を見られているというような話もありましたけれども、授業に付き添うとか、そういったことをしっかりとっていただけたほうがいいのではないかとと思うのですが、そのあたりの体制をもう一度聞かせてください。

○熊谷指導課長　今、委員からご指摘がありましたように、経験年数等によりましてサポート体制はまた変わってくる部分もございまして、比較的、品川区の場合は、継続して行っている先生をお願いしているケースが多々ございます。ただ、若手の代替教員もおりますので、学校としてサポート体制を今後もしっかり組んでいきたいと思っております。

○本多委員長　次に、南委員。

○南委員　388ページの学校給食費について伺います。まず、世界最悪レベルの東京電力福島第一原発事故、発生して6年たちました。ようやく2号機で初めて原子炉内の直下を調査しましたが、カメラで見た映像は、本当に多くの方、ご覧になった方は衝撃だったと思います。作業用足場に穴があ

き、周辺に堆積物が散らばる無残な状況でした。格納容器内では、毎時210から650シーベルトの、2分足らずで命をなくすという高い放射線量が実測されています。核燃料は冷却不能になって溶けていると言われていたわけでありすけれども、それが厚い圧力容器の底を突き抜けて、格納容器に落下して、200トンものデブリとして形成されているという状況とされています。しかし、この200トンものデブリはどこにどれだけあるのか、どんな状態であるのかいまだにわからない。そういう状況です。一方、この際限なく増え続ける汚染水というところで、これも本当に深刻です。タービン建屋地下などにたまっている約7万トンの高濃度の放射能汚染水。そして、凍土壁もまだ十分に効果を発揮している状況ではありません。建屋周辺の井戸からの汚染地下水くみ上げも、海に放出しているということであり、今でも汚染水は1日当たり200トン規模で増えているわけです。したがって、こういう状況の中で、学校給食に使われる食材の検査、私は当然だと思っています。これを、税金を使うなどともないという質疑が今までありましたけれども、それこそともないことであり、子どもたちの命と安全を守る上での自治体の役割として、これはしっかり検査するべきだと思っておりますけれども、その点について伺います。

○有馬学務課長 学校給食の放射性物質検査のことをごさいますけれども、これまでも何回も答弁してきましたけれども、基本的には、今の汚染水の部分につきましては、そういう心配もあるでしょうけれども、実際の食材を見ていたときの測定値の値もそうですし、発生率も下がってきたということで、今回はストロンチウムの見直しを行っております。それから、税金を使うことについてということをごさいますけれども、これにつきましては、23区の動向、それからほかの地方の都市の状況というところも、まだ検査をしているところもごさいます。あわせて、それらも動向を見ながら、あるいは出荷停止の状況等、さまざま見ながら考えていきたいと思っております。

○南委員 私は、ぜひ子どもたちの命の安全を守る上で、動向ということもありましたけれども、品川区の自治体としての立場をしっかりと守って、必要な検査はきちんと続けていただきたいと改めて要望したいと思います。

それで、学校給食費について、品川区は、ちょっと私も不勉強でしたけれども、改めて、なるほどと思ったのですけれど、多子世帯への給食費の補助を随分前からやっている状況であります。この給食費補助を導入した理由というのはどういうことなのでしょう。

○有馬学務課長 給食費補助のうち多子家庭給食費補助についてのお問い合わせだと思います。これにつきましては、事業を開始したのは昭和55年となります。始めた理由といたしましては、区立の小・中学校、義務教育学校の学校給食に要する経費のうち、保護者負担のものについて、経済的理由によりこれを負担することが困難と認められる保護者に対して、負担の軽減を図るということで開始しているものでございます。

○南委員 昭和55年という、大分、何年も前なわけです。今、実際、子どもたちが学校で食している給食費、私費負担になっておりますけれども、これは月額にするとどのぐらいの負担になっているのか。1・2年生、3・4年生、それぞれ区分けしているグループで月額を教えてください。

○有馬学務課長 給食につきましては、単価がそれぞれ、低学年が240円、中学年が260円、高学年が280円、中学生は一律320円となっております。これの食数、月分という形になります。

○南委員 大体、月によって日数が違いますので、そういう点で平均の月額を聞きたかったのです。それで、私は勝手に20日として計算してみたら、4,800円から6,400円ぐらいの金額であります。月々それだけの支出をするというのはかなり大変で、文部科学省が保護者負担の費用を調査して、

毎年か2年に1回ぐらい調査しているようですけど、そこでもやはり、給食費だけではありませんので、かなり負担があるという状況が明らかにされています。したがって、今、多子世帯の補助については、経済的な負担を軽減するという趣旨で始めているということですけども、今、今日的にもやはり経済的な負担軽減というのは大事な視点ではないかと思うのです。それで、大体、国民の所得が下がり続けている中で、労働者の実質賃金は4年のうちに年額で19万円も減っている。家計消費は実質、15カ月連続で対前年比マイナスとなっている。こういう状況です。したがって、先ほど紹介したような食費の負担というのを、できるだけ軽減する。また、教育の分野での子育て支援という考え方をやはり導入する必要があるのではないかと思います。そこで、それぞれの平均月額で計算してみると、大体、小学校では1万4,000円、子どもたちが学校に通っている。そういう中で、3・4年生の平均額5,200円として計算すると七千数百万円。中学生も4,873人、これは平成27年度の数字でありますけれども、計算を合わせると大体1億1,000万円ぐらいあると、全額無料にしても実現できるかと思って、私は、これは品川区の今の財政状況から見て十分可能ではないかと思えます。したがって、これを実現できるようにしていただきたいと思っておりますけれども、保護者の負担、この社会経済状況の中での、収入が下がっているということについての現状認識をどういうふうに考えているか、まずそこを伺いたいと思います。

○有馬学務課長 まず、低所得者に対する経済的援助ということでございますけれども、その部分につきましては、もうこれは就学援助の部分で十分賄えていると思っております。

それから、今の給食費ですけども、金額が1桁違うのではないかと思います。今、平均すると、大体2万人、生徒がいらっしゃると思います。それで、月額5,000円ですので、年に直すと6万円程度になりますので、これを単純にすると12億円という計算になります。

○南委員 数字の違いは訂正したいと思います。しかし、12億円にしても、やはり十分可能だし、大事なことは、本当にこの不況の中で、やはり経済的な負担なく健康を保っていただける学校給食法の目的に沿う学校給食を、その負担を軽減するという立場に立っていただきたいと思えます。

○本多委員長 次に、渡部委員。

○渡部委員 2点お伺いしたいと思います。363ページは学事制度のところ、事務局費です。学事制度審議会が進んでおりますので、またこれは答申が平成29年度に出てきますから、それはそれで楽しみにしておきますので、この辺の兼ね合いは、やはり学校選択制のことについて聞きたいと思えます。あと367ページは校外授業費のところ伺ってまいりますので、よろしく願いいたします。

学校選択制、課長と立ち話でいろいろお話をさせていただいて、状況等は粗々わかっているつもりなのですが、例年といいましょうか、去年やおとしなどと比較してみて、今年何か特別な傾向があったのかどうか。ないようであれば、従来どおりということでもいいのですが、改めて、選択されている方がどれぐらいいたのか。それと、1つ私ども、ずっと、兄弟枠というのですか、優先をお願いしていた経緯もございませう。それで、昨年、第二延山小学校、第三日野小学校がもう、それどころではない状況になっているのも承知しております、今年、その辺がどうだったのか。逆に申しますと、いわゆるその2校以外は、この辺が全部吸い上げられているのか、その辺の状況をお知らせください。

○有馬学務課長 今年度の新入学、学校選択の状況でございますけれども、まず小学校につきましては、抽選校になったのが14校になってございます。これは昨年より3校増えてございます。そのうち、今まで抽選校にならなかったという学校で、山中小学校と浜川小学校ということで、新たな学校が出てきたということでございます。中学校につきましては、昨年と同様、2校、戸越台中学校と日野学園と

ということで、こちらは変わってございません。

それで、希望選択の率でございますけれども、これは昨年よりも少し下がってきております。地元の傾向が強いというようなことのあるわけだとは見ております。ただし、そのことによって入学しやすくなったのかといいますと、これは今度、流動性の問題がございまして、地元にもそのままとまっているということですので、希望選択の率が少なくても、入れない方がいる、連動はしていないということでございます。その結果、昨年は小学校において92名の方が入れなかったものが、今年は110名となっております。そのうち、一人も繰り上げにならなかったのが第三日野小学校と第二延山小学校の2校でございます。14校のうち、全部繰り上げで入ったというのが4校でございます。中学校のほうにつきましては、日野学園は全部入りしましたけれども、戸越台中学校が6名入れませんでした。これは、昨年は8名でしたので2名改善。兄弟枠につきましては、小学校で3名が入れませんでした。これは昨年10名でしたので、これも多少は改善されているという状況でございます。

○渡部委員 状況はわかりました。そのお話を聞いている中で、地元の清水台小学校、荏原第二地域センターのところですけども、今回、1年生が相当数入ってくるということで、これは町会の方も相当喜んでいただいまいしょうか、すごく話題になっておりまして、先ほど課長からもお話がありましたように、地域へ戻ってきているというようなところで、やはり地域の方々には地元の学校も一生懸命応援していますから、すごく喜ばしいことだと思います。反面、言うと、その隣の学校がなかなか入りづらいつつあるところもあるのかと思いますが、そのようなお話が聞こえました。

浜川小学校、そうですね。コミュニティ・スクールを先進的に実施されていて、学校、その近隣も劇的によくなっているなどという話も聞きましたので、そういうところのうわさも出ているのかと思います。戸越台中学校はそのとおりで、今、隣の渡部委員にもお話を、学校の状況を聞いたりしたのですが、やはり人気はこれからもいくのかという。やはり、子どもの数が増えていますから、選択の率は下がったにしても、若干入れなくなるというのは出てくると思います。それでもって、学事制度審議会等で、さまざまこの辺も話し合われることだと思いますので、しっかりと検討を重ねていただいて、来年度の答申を楽しみにしまして、またそれが出ましたら質問させていただこうと思います。

校外授業費は、実は林間学校、修学旅行、移動教室など、ちょっと勉強してしまっていて、林間学校が5年生。これはわかります。修学旅行の9年生もわかるのですが、移動教室の6年生と7年生というのは、そもそも位置づけというのは、移動教室ですから、教室が移動するわけなのですが、もともとどういう質のものなのかということをお教えください。何が聞きたいかと申しますと、これからの議論の中で、この移動教室というのは、ある程度、6年生・7年生が自由に場所を選ぶことはできないのか。なぜならば、僕が先に答えを言ってしまうと、事前の学習等を積んだ上で、外に学習に行くのが、この趣旨なのかと僕は思っているのですが、そのように導いたのですが、そもそも考えが違えば、それはお示しください。お願いします。

○有馬学務課長 移動教室、6年生と7年生で実施してございますけれども、これにつきましては、通常の授業とは別に、委員も言われたように、教室を移してということになりますけれども、自然に親しみ、また歴史的・文化遺産等の学習を経験させるということと、それから集団生活をそこで行って、規律や連帯感を養う。あわせて、そこでは登山等行いまして、健康増進も図るというような目的で行っております。実際には、これは教育課程上の一環ということで行われているものでございます。

○渡部委員 承知いたしました。それでは質問を続けるのですが、続けられるお答えだったので続けさせていただきますけれども、それぞれ品川区は特色ある活動をやっている、市民科というのを取り

入れられています。いろんな学校がいろんな経緯などがあって、さまざまなおつき合いなどもあるかもしれない。教育方針というのがあるかもしれない。それを、例えばですけれど、自分自身が考えたときに、5年生の段階から徐々に始めて、市民科単発で終わるよりも、何かを継続して子どもたちが学び続けて、その集大成として移動教室なのか、それが別の機会であっても構わないとは思っただけけれども、改めて確認するというような意味合いの授業というのはいかないのか。

ということが言いたいかと申しますと、例えば5年生ぐらいから、みんなで6年生になったときにどこに行こう、どこに行くためにはどういう勉強を重ねて、その確認がしたいからどこへ行こうというような活動ができないかと思います。何でこういう言い方をするかと申しますと、実は、私立なのですが、中学校の部活の話なのですけれども、ワンダーフォーゲル部、山に登りに行きますというときに、その山を決めるときにどういうことをやるかといいますと、ここに行くときどういう寺社がある、仏閣がある、歴史がある、食文化がある、こういう花がある、鳥がいるというようなのを、部活の連中が学習するのです。それで、どこに行こうというふうにする。そうしますと、そこへ行くと、ただ単に行って、山に登って景色を見て写真を撮って帰ってくるのではなくて、自分たちがさまざまな勉強したところの確認をしていくのです。それで、帰ってきますと、実は何年たっても、あのときどこへ行った、あそこで食べたこれはおいしかったというような話になるというところだったのです。であれば、小学生たちといいたいでしょうか、子どもたちが、これから先どんどん大人になっていく段階で、いわゆる、そういう経験というものを、ただ、みんなで行って楽しかったで終わるのではなくて、やはりさまざまな準備を重ねた上でそこに行く。それで、帰ったときに、実はそこまで勉強していくと、また後追いもできるのではないかななどとも思う。例えば、品川区も昔、悲しい歴史の中で、集団疎開などありました。それで、今お話いただける方はもう、大体80歳を超えていらっしゃる方ですが、延山小学校はこうだったのだというような話。そのようなおつき合いのあるところに、実は5年生ぐらいからお話を聞いて実学を積んで、ではそういうところに行ってみようかという、逆に今度は地域のおじいちゃん、おばあちゃんもまたうれしい。戻ってきて話してくれる。それで新たな交流が生まれたりなどというものではないかと思うのですが、ご感想といいたいでしょうか、お考えをお聞かせください。

○有馬学務課長 生徒がそれぞれ自由に選んでということだと思いますけれども、そういうことができれば本当に理想的なことではないかと思いますが、現実問題といたしまして、かなりハードルは高いと思っております。1つは、実地に行っております。これは毎年、担任の先生もかわりますので行っています。それから、安全の確保。きちんとしたルートで安全に帰ってくるというようなこともありまして、これまでの積み重ねといいますか、そういったものが既に蓄積されております。それから、いろいろ登山するときのトイレの問題ですとか食事の問題ですとか、そういったことが全部、積み上げであるということです。それから、何よりも、まず日光の光林荘を6年生は使っておりますけれども、ここは従前、校外施設というふうな位置づけでしたので、学習室やレクリエーションホールといったものもそろっています。それから、宿を借りるときにはアルコールの自動販売機は全部禁止するですとか、細かいルールもありますので、なかなかちょっと難しいかと思っております。

○渡部委員 費用的なところですか、さまざまな問題点が多いのはもう承知しております。どういったふうに行ったら何か可能なのかなどと少し考えながら、またいつか質問したいと思っております。よろしくお願いいたします。終わります。

○本多委員長 次に、あべ委員。

○あべ委員 私からは、教育指導費、364ページにかかわって、特別支援教育ですとか、あるいは

先ほどから話が出ていますLGBTについて、そしてまた381ページにありますタブレット端末の導入などについて伺いたいと思います。

まず、指導課長に以前、ダイアログ・イン・ザ・ダークの話をご紹介させていただいたことがあるのですが、その後、ご体験していただいたかどうかということをお伺いしたいと思います。これは、真っ暗な暗闇の空間の中で、全盲のスタッフにアテンドしてもらいながら歩き回ったり語り合ったり、暗闇の中で、晴眼者の人たちはひとりでは一歩も歩けない。そのような状況の中で、逆に視覚障害の人たちの能力に頼って進んでいく。ドイツで始まったプログラムということで世界中に広がっており、東京にも常設施設があります。また、個人の体験プログラムや企業研修としてだけではなくて、佐賀県教育委員会や渋谷区教育委員会なども、教育委員会として子どもたちの体験を取り入れ始めました。こうした教育をぜひ品川区でも、先ほどもありました、人権教育は品川区の教育の柱であるということ、そしてまたブラインドサッカーの応援に力を入れている品川区としては、これは格好の体験機会ではないかと思います。子どもたちや教職員が体験できるような検討をしていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

それからLGBTについて。これは、これまで性的少数者への配慮ということで何度も繰り返し質問してきましたけれども、区議会の中でLGBTについての課題がさまざまに議論されるようになったというのは大変うれしいことです。それで、午前中の質疑の中で、相談を受けて対応していくというご答弁がありましたけれども、具体的にどのような対応が可能なのでしょうか。例えば、LGBTの人たちにとって学校というのは本当にジェンダーの壁の塊なのです。トイレ、制服、あるいは体育、とりわけ水泳の授業、着替え、そして身体測定と。相談があったら、本当にトイレを改修してくれるのか。制服をなしにできるのでしょうか。あるいは第三の更衣室をつくっていくのか。非常にそれぞれハードルが高いと思います。結局は我慢しなさいということになってしまうのであれば、逆に、相談したことが絶望に変わってしまう。どんな対応策を持って相談を呼びかけているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、タブレット端末の導入については、まずは導入の成果をどのように教育委員会として考えていらっしゃるのか。そしてまた、マイスクール八潮やマイスクール五反田、また不登校の子どもたちにもタブレットというのは活用しているのかどうかということをお教えください。

○熊谷指導課長 ダイアログ・イン・ザ・ダークにつきましては、委員からご説明いただきまして、私、個人として非常に興味深く思ったところです。しかしながら、出不精で渋谷に行かなかったというところで、まだ実際には体験しておりません。

○村尾教育総合支援センター長 性的マイノリティーの児童・生徒からの相談に対する体制でございますけれども、前半お伝えしたとおり、学校の状況や施設設備によって、やはり、さまざまな状況があると思いますけれども、当然、例えばトイレについては、職員トイレがあれば、そこで使えるとか、また更衣室については、どこがあいているかみたいなものについては、十分やはり検討できる内容かと思っております。また、保護者との相談窓口であったり、またスクールカウンセラー、また巡回相談等を含めまして、できる限りということで、できない部分も当然あるとは思いますが、支援はできるかと考えております。

○有馬学務課長 タブレット端末の活用のいわゆる成果でございますけれども、基本的にはわかりやすい授業が行われているということ、あるいは最近は教室を飛び出して、例えば体育館で跳び箱、ダンス、運動会の練習、あるいは植物の成長を記録するなど、そういったことにも活用が広がってきており

ます。それで、1日の使用時間は大体60分以上ですし、学校によっては自宅の持ち帰りということもございます。大体、教員の80%ほどが毎日使っている、週に3回以上は使っているということで、大分、浸透はしてきていると思っております。

特別支援教育のほうにつきましては、2人に1台程度の配置ということになっておりますけれども、マイスクール八潮については配置はしておりません。

○あべ委員 ダイアログに関しては、ぜひ、ご関心があれば行ってきていただきたいと思います。非常にいいプログラムだと思います。

それから、LGBTのほう、いろいろとご配慮等についてご答弁いただきました。学校の先生の中にも当事者はいらっしゃいます。私の知っている中でも、品川区の先生の中で当事者の方はいらっしゃる。そういった方々の知見も得て、まず先生方からご相談がいただけない教育委員会では、子どもからも相談してもらえないと思いますので、先生方、当事者のお声もしっかりと聞きながら、学校の中での改善策を図っていただきたいと思います。

それからタブレットのほうなのですけれども、随分学校の文化の中にも入ってきたと思っております。それで、これは学校の場でなくても、教室の中でなくても学習ができるというのは、非常に私は画期的なことだと思っているのです。マイスクールの中や、あるいは不登校の子どもたち。先ほども少し議論がありましたけれども、いろいろな背景で学校に行きづらくなった子どもたちが、いざ、では学校に行こうかと思ったときに、学習のおくれというのが、次の、第2のハードルになってしまうということは、しばしばあります。そのためのマイスクール五反田ということもあるのでしょうけれども、不登校の子どもたちに対しての学習支援策の一つとして、ぜひタブレットを使っての学習というのを導入してはいかかと思いますが、いかがでしょうか。また、その内容なのですけれども、単発のものだけではなくて、今、良質な授業ソフトが結構、無償あるいは安価で提供されている。網羅的にカリキュラムに沿って提供されていたりもします。そういったものも使って、例えば学年を超えて学習におくれがあるお子さん、あるいは学校種を超えておくれがあるお子さんなどに対しては、こうしたソフトなども使いながら学習をフォローしていくということもできるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○村尾教育総合支援センター長 不登校の子どもたちの学力補助という点でございますけれども、現在、マイスクール五反田において、eラーニングという形で、パソコンを使って、自分のつまずきのところまでさかのぼって学習ができるような仕組みをとっております。これの画期的なところは、家のパソコンでも、自分の番号を入れることによって継続して学習ができるというようなものを、今、モデル的に進めて、全学年対応で1年生から9年生までの内容が入っておりますので、その辺も今後、さまざまな形で拡大できればと思っております。

○あべ委員 技術の変化、進化によって、これまでできなかったような対応がどんどんできているということで、ぜひ活用していただければと思います。

区議会で私が質問する機会も、これが私にとっては最後になるかもしれません。議会の場で教育論を語るということは、私は極力これまで避けてきたのですけれども、この機会に、これからの品川区の教育について私の考えを少しお伝えし、また教育委員会のお考えも伺いたいと思います。まず、子どもたちは本来、一人一人が多様な能力の芽を持っております。その芽は子どもたち自身の好奇心、そして子ども同士で刺激し合う中で伸びていくものだと思います。しばしばこれは遊びという形をとります。子どもは柔軟ですから、大人が課題とその解き方を与えれば、目先の成績を伸ばすことは難しくはないかもしれません。けれども、この成長する力というのはかえって弱まってしまうことがあります。子ども

の好奇心を邪魔しない、子どもの能力を引き出す学びを、品川区の幼児教育・学校教育の中でより一層大切にしていきたいと思っております。

また、日本の教育の根幹は、公教育、とりわけ公立学校の義務教育にあると思っております。家庭の事情や子どもの特性にかかわらず、全ての子どもを受け入れる公立学校には、子どもを通じて家庭や社会の抱えるさまざまな課題が持ち込まれます。こうしたことをぜひ受けとめてもらいたいと思います。ソーシャルワーカー、それからカウンセラー等の充実も必要だと思いますし、学校外の機関との連携も必要です。自分が切り捨てられていると感じたときには、子どもたちは自暴自棄になっていきます。学校を、自分が大切にされていると誰もが感じる場にしていただきたい。そして、それが感じられず学校に来られない子どもたちに対しても、ぜひ教育委員会として見捨てないで、品川区の子どもたちとして育てていただければと思っております。

それから、保護者や地域社会とのかかわりも大切だと思っております。保護者の中には、生活の厳しさや、目に見えにくい病気や障害を抱えている人も多くいます。そのことに留意しながら、チームとして子どもを支える視点を、ぜひ子どもたちの親と、そして先生、学校の中でつくり上げていただきたいと思っております。小学生の母親の就業率はもう7割に近い現状となっておりますが、これを前提としたコミュニケーションをとっていただきたいと思っております。地域社会という意味では、健常な子どもたちではなく、障害を持った子どもも含めて地域の子どものという視点を、地域社会にも持ってほしいと思っておりますし、このことは、なかなか意識しづらいことでもありますので、これはぜひ教育委員会として意識づけをしていただきたいと思っております。ここはぜひ、積極的なご答弁をいただきたいと思っております。

最後に、子どもたちが生きていく社会はどんどん変化しています。これから変化するのではなく、今、既に変化していると思っております。ただ、学校あるいはこうした役所、あるいは大人の組織の中では、昔のルールというのがバリアを張っているのです、なかなか世の中の変化の荒波を、大人は逆に直接受けずに済んでいると感じております。これから社会に出ようとした若者たちが、この荒波を乗り切れずに社会の中で浮き上がれていない現状を、私たちは、かいま見ることがあります。この荒波、変化する社会の中で、生きていけるだけの力を持つ子どもたちを育てていくことが、教育委員会、そして大人たちに求められていると思っております。先ほど議論に上がりました、プログラミング教育あるいは英語教育など取り組んでいる点は、非常に私は評価しております。ただ、これは、教師がやらされている感ではなかなか定着しないと感じております。そのためには、教師みずからが世の中の動きに関心を持ち、そしてまた学校文化の外の社会に教師みずからが触れる必要が私はあると思っております。教師には、それだけの余裕が必要だと思っております。豊かな創造性とやり抜く力を持った子どもたちを育てるためには、まず身近な大人である教師が、創造性にあふれた、知に対する尊敬を持つ、そういった姿を見せる必要があると思っております。区教育委員会には、その方向での条件整備、配慮をお願いしたいと思っております。いろいろ申し述べましたけれども、品川区として今後どのような教育を進めていきたいのか、いこうとしているのか、お話をいただければと思っております。

○中島教育長 品川区の教育に対するさまざまな思いをありがとうございます。委員のおっしゃったことに共感する部分もたくさんございます。義務教育が日本の教育の根幹になっている。そして、私たちがその責任を多く持っている。常にそれを教育委員会として感じながら品川区の教育を進めていく必要があると思っております。特に、これまで子どもたちの発想ですとか、それからモチベーションですとか、そういったものを大切にすることで子どもたちの存在感をしっかりと自分が認識していける、そのような流れのもとに市民科もつくられてまいりました。また、これからのさまざまな世の中を生き抜いてい

くために、10年前から英語の取り組みも進めてまいりましたし、キャリア教育も進めてきているつもりであります。こういったようなことは、今までは学校の教員が中心となって進めてまいりましたけれども、さまざまな状況の中で、学校だけでは解決できない要素もそこにたくさん入り込んできております。今、品川区で進めておりますコミュニティ・スクールは、まさにそういったところの連携を図って、そして学校だけではなく地域の総力でもって、これからの子どもたちを育てていける1つの仕組みではないかと考えております。地域とともに学校をつくり、そして未来の品川区をつくっていく子どもたちの育成に全力で励んでいきたいと思っております。

○あべ委員 心から期待しております。以上です。

○本多委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私は、369ページ、プラン21推進事業、373ページ、マイスクール運営費、時間がありましたら383ページの学校用地取得をお聞きしたいと思います。

まず、プラン21推進事業に関連して、学校選択制について、小学校における兄弟枠の受け入れの考え方についてお聞きしたいと思います。直前でも渡部委員から兄弟枠のお話が出ておりましたけれども、まずは、改めてですけれども、確認したいのですが、学校選択を希望した場合、受け入れの優先順位として兄弟枠が設けられましたけれども、設けた背景と経緯、また反対にブロック外での兄弟の受け入れは設けられていない状況ですけれども、そもそもこの兄弟の受け入れについて、入学年齢の児童を持つご家庭、それからお子さん、保護者の方の状況などを踏まえて、どのように捉えていらっしゃるのでしょうか。また、例年、ブロック外において兄弟の方の入学希望はどれぐらいあるのか、状況をお知らせください。

○有馬学務課長 学校選択における兄弟枠の考え方について、何点かお尋ねいただきました。優先順位というものにつきましては、まずブロック内、小学校の場合は、まずブロックを分けている理由ということにつきましては、まずは通学上の安全の確保、それから防災上の観点、それからある意味、地域の子どもは地域で育てようということで、一定の枠を設けているということで、小学校の場合はブロック制を敷いているということでございます。そのブロックの中で、これまで学校選択を数年やってきた中で、1つの制度改正ということで、平成25年度から兄弟枠というものを設定していったほうがいいのではないかと。これはやはり当然、兄弟は同じ学校に行ったほうが、そのお子さんのためにもなるだろうというような配慮はあったと考えてございます。

それから、今ご指摘のブロック外の部分につきましてはということですが、これは当然、まずブロック内のお子さんを優先して受け入れるというのが原則になっております。その中でブロック内の希望の方を入れるということで、なおかつ、あきがあれば、余裕があれば、ブロック外の兄弟でも受け入れるということになってございます。それから、これまでもブロック外で、指定校変更によって希望があったかということですが、毎年数件は発生しております。

○こんの委員 ブロック内の兄弟の受け入れ。この背景と経緯は理解しております。ご説明どおりだと思います。私が課題というか1つの問題として思っているのが、ブロック外の兄弟の受け入れの考え方です。これは1つの事例を申し上げたいのですけれども、2人のお子さんを持つご家庭の事例であります。上のお子さんが入学を希望するときは、いわゆる居住地の学区内の学校を選んで入学されました。いわゆるブロック内の入学なのですけれども、その後、そのお子さんが通い始めて、いろいろな家庭のご事情があって、引っ越さざるを得なくなりました。転居しなければいけない、いろいろなご家庭の理由があって、さまざまな理由からやむなく探したおうちはブロック外であった。そんな

ると、ブロック外だから距離は少し遠くなるけれども、その子は通えない範囲ではないので、そのまま在学を希望して、そして通学したというところまではいいのですが、その後、下のお子さんが入学を希望するという時期になって、やはり上のお子さんと同じ学校を選んで、兄弟一緒にという家庭のご希望、考え方は普通にあることだと思うのですが、そこがいわゆるブロック外という理由で、先ほど、あきがあれば入れますということですが、ブロック内の兄弟は優先として入れる。でも、ブロック外は優先ではありませんので、あくまでも、あきがあれば入れるという状況なので、このご家庭は兄弟で入れないという状況になってしまった。ばらばらな状況で学校に通学する。そうすると、ご家庭は、学校へのいろいろな協力、PTA活動、それぞれの学校に協力して活動しなければいけない。こうしたこともあって、兄弟としても同じ学校に行きたいのに行けないという状況が起きてしまった事例があります。

そこで、ブロック内、ブロック外という縦分けをしているのですが、そもそもこの兄弟の受け入れの考え方というのを、同じ兄弟であっても、住むところによって、受け入れてもらえないという状況が起きてしまう。このことについては区としてはどのように捉え、今後どのように、こうしたことの対策としてお考えになっていることがあるのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

○有馬学務課長 委員ご指摘のとおり、ブロック外の兄弟枠につきましては、学校に余裕があれば受け入れているということは事実でございます。しかし、基本的なルールといたしましては、まずは区域内のお子さんは必ず受け入れるという責務もありますので、それは最低限行うということでございます。その中で、例えば今回の例はたまたま引っ越したということですがけれども、区の全体のルールを見たときに、とりあえず、何とか上の子を入れておけば、兄弟枠で、どこに行っても下の子は絶対そこに入れるというふうになると、またそれは違う秩序みたいなものができてしまうというおそれもありますので、その辺はいろいろとこちらのほうも、今回の事例もまた課題だとは捉えておりますけれども、全体を見通して、また兄弟枠のあり方については考えていきたいとは思っております。

○こんの委員 課長が今おっしゃったような事例も確かにあるかと思えます。ですので、よくよく考えていかなければいけないというのは私も理解するところではありますが、だからこそ、ブロック外の方の兄弟が、上のお子さんと同じ学校を選んだときに、よくよくご事情を聞いていただいて、そして判断していただく、そうした制度の仕組みもぜひ考えていただきたい。中には、先ほどおっしゃったような事例もなくはない中ですので、ただ、やはり兄弟一緒に学校に通う。これは、下のお子さんも上のお子さんと同じ学校に行けるのだと子どもなりに考えていたところ、そうではないという状況が生まれてしまうと、教育の公平性というところで、やはりご家庭の事情があっても、その子には行ける権利というのがあるというところを担保していただきたい。そういった意味では、ご事情をよくよく聞いてご判断していただく仕組みなども、今後考えていただければと思いますが、もう一言ご答弁をお願いできますでしょうか。

○有馬学務課長 個々の事情は本当にそれぞれケースがあると思えますので、きちんと聞いていきたいと思えます。あとはもう条件次第で、原則論だけ言ってしまうと、上の子も学区の学校に行けば、それぞれ学区で通えるということにはなりますので、そういうことでいろんな条件がありますけれども、その中でご家庭も判断されることだと思えますし、我々も1つのそういった兄弟枠についての課題としては、今回は受けとめてございます。

○こんの委員 ぜひ、課題と受けとめていただいて、今後、兄弟の受け入れについてご検討いただきたいと思います。要望で終わります。

次に移ります。マイスクール運営費ですけれども、こちらはマイスクール五反田の開設もあって非常

に評価しております。八潮のマイスクールは、視察させていただいて、どんなところでどういうふうに行っているのかというのを、現状を見させていただいた機会もあったのですが、いわゆる進路指導というところで、進学率、高校への進学はどういうふうな形になっているのか。そのまま普通校に行かれるような進学先もあれば、いわゆるサポート校のような、チャレンジ校のようなところに行かれる方もいらっしゃるでしょう。また、そういったところに行かれない状況の方も、卒業後、進路というのが非常に心配であるのですが、進学ができない状況になって、そのまま卒業されている方というのは、どういう手だてを、またどういうサポートを、現状、品川区としてされているのか教えていただきたいと思います。

○村尾教育総合支援センター長 マイスクール八潮の進路指導を含めて、進学についてのご質問です。まず、進路指導につきましては、当然、在籍校が責任を持って行うということになっています。ただ、なかなか子どもも保護者も学校に行けないという状況になりましたら、マイスクール八潮のほうでの進学指導、進路指導ということを、今、行っております。おかげさまで、マイスクール八潮、本年度も、それから昨年度も、全て高校には進学ができていたということであります。本当に子どもたち、保護者も含めて、すごく頑張ったということもあります。また、マイスクール五反田においても、ほぼ、まだ全員ではないのですが、先日も子どもが、今年から始まったので9年生が入って、すごく頑張って、センターのほうに合格の報告に来て、みんなで喜んだということもあります。まさに、それぞれ、各、マイスクール八潮も五反田についても、進学というのを1つの目標として子どもたちは頑張っておりますので、それについては、また来年も引き続き、きちんとした進路指導、また、もし委員のおっしゃるとおり進学先が見つからない場合については、当然、引き続き、2次募集を含めて、さまざまな形で対応していこうと考えております。

○こんの委員 すばらしい形で今進んでいらっしゃるというか、結果が出ているということは大変に喜ばしいことだと思います。

それで、先ほど進路指導については、在籍校が中心で進路指導をされる。そうでない場合はマイスクールのほうでされているということですが、いわゆる情報提供ですね。通っている学校の担任の先生が提供する情報。それからマイスクールのほうで提供する情報。それは、やはり同じようなものが情報提供されて、進路が決まっていくものなのか。私のイメージとしては、マイスクールに通っていらっしゃるお子さんの状況というのは、やはりマイスクールの先生がよくよくご存じなので、連携をとっているといっても、担任の先生よりも状況がわかっている、より細かく情報提供ができるのはマイスクールの先生のほうかとイメージしているのですが、その辺はどうなのでしょう。

○村尾教育総合支援センター長 高校への進学の情報には、やはり学校のほうが多く情報が入ってくるというのが現実です。それに当たって、マイスクール八潮の指導員も、それぞれ学校に行き情報を持ってきたり、また直接、子どもが受けようという学校に行き情報をとってくるなどということ、当然ながら連携を図りながらということはあると思いますが、やはりマイスクール八潮に全て丸投げではだめなので、学校とマイスクール八潮はしっかり連携を図りながら進めていく。また、マイスクールでの学習の状況や子どもの様子については、必ず毎月、学校とやりとりをしながら情報交換をしているということもありますので、今後とも引き続き行っていこうと考えております。

○こんの委員 そういった連携を毎月とりながらされているということでした。確かに、担任の先生が最後、責任を持って、そのお子さんの卒業を見守っていく、先を後押ししていく。これは本当に大事なことなので、よくわかりました。

私が少し問題として思ったのが、情報提供のあり方というところがどうなっているのかというところでしたが、確かに学校に来る情報のほうが多いですから、そこから合ったものを情報提供しながら進路を選んでいく。そのサポートをされているということで、状況はよくわかりましたので、引き続き、今回の結果と同じような、毎年、進学が進むように、これからも頑張っていたきたいと思います。ありがとうございました。

○本多委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時25分休憩

○午後3時40分再開

○本多委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。渡辺委員。

○渡辺委員 371ページ、オリンピック・パラリンピック教育推進事業、それと、あと、つる委員が触れておりました、外部人材の活用といいますか、いじめ撲滅もひっくるめての話を、続いて伺えればと思います。

では、まず初めに、先ほど質疑で、お笑い芸人の活用というものに対して、すごく共感を持っております。というのは、もう、1つ例をとれば、例えばアニメ。昔の漫画というものと違って、世界的に評価され、地元でも1つの文化として認知されている。例えばアニメで言えば、ドラえもん。誰もが知っている。特に映画バージョンのときには、友情であり、環境であり、ものすごくテーマ性を持って、児童・子どもに影響を与えている。ポケモンもそうです。何か、単に娯楽ではなくて、とても教育的な要素について多分、いろんな配慮があるのかと。同じく、パラリンピックという観点では、「Be The HERO」という動画。こちらはやはり障害者スポーツを、プロの人気漫画家の方がスポーツ紹介をする。これもものすごく、パラリンピックを知ってもらい、見た人がすごく印象に残るような手段だと思うのです。特に教育界、幅広い学年がある中で、難しいこともあるでしょうし、それをわかりやすく伝えるメッセージであり理念が伝わることは、子どもであれ保護者であれ大事なことであり、例えば教育というと、研究者、あるいは何でしょう、まとめることにたけている人が当然必要です。ただ、その先にある、人に伝えるというものは、得手・不得手もあるし、外部人材の活用みたいな視点があっていかと、聞いていて思いました。

そして、芸人という1つの事例の中で言えば、実際、意識ある方が多数、全体で言えば比率は少ないかもしれませんが、例えばよく被災地支援のときに、それもちろんとネタとしてメッセージ性を持ってやっているのを見たこともあります。特に、この教育のテーマの中で幾つかまたがるかと思いますが、いじめ撲滅もそう。あるいは、これから何うのですが、オリンピック・パラリンピックの意義もそうです。あと、よくある交通安全ですとか、そういうものもひっくるめて、非常にメッセージを伝える役割の方。ここに外部人材を活用する。あるいは、一定程度の理解のある方を活用するというのは興味のあるところ。何か、特殊技能でもあります。伝える特殊技能をお持ちの方に協力を依頼する。あるいは、そういうテーマ性を、区と共同で研究なり開発をする。その先には、一番いいのは、やはり生で、ライブで、何か場が持てればいいのですが、逆に今のこういう事例でいけば、ライブでもなくて映像を共同開発して、区の1つの教材として開発する。そうすると、よりまた広く伝わっていく。そんな思いがあったので、この辺のご見解を伺いたいと思います。

あと、オリンピック・パラリンピック教育。4つのテーマ。プレス発表等でもそうですが、資料に

載っているように、軸であるのか、4つ同じ扱いなのかかわからないですが、まずスポーツがある。そして文化がある。そしてオリンピック・パラリンピックの精神がある。それで環境がある。この4つがテーマになっている。そして、4つのアクションがその後、続いて、今後やりたい抱負というのですか、目的がある。まず、この入り口の4つのテーマのところ、スポーツは何となくわかるのです。障害者スポーツもひっくるめたり、体力低下のことだったり。文化も何となくわかる。オリンピック・パラリンピックの精神や環境のところ、主なテーマと、あるいは、もう去年から始まっています、具体的な取り組みで、どんな成果だったり、あるいは次年度、どんな予定で、この4つのテーマがそれぞれどう進めていかれるのか教えてください。

○村尾教育総合支援センター長 外部人材を活用したさまざまな教材開発というようなご提案でございます。本区においては、まず似たようなものとしては、スチューデント・シティも同じような考え方なのかと思っています。教育の中と、それからアメリカのプログラムが融合して、さまざまな形で事業を展開している。これも1つの教材開発かと考えています。今後、教育の中にも、さまざまな外部の特別な専門性を持った方々がたくさん入ってきて、子どもたちの教育というのはどんどん広がっていくものと考えています。国としても、専門性に基づくチーム学校という概念が、今、広がってきています。さまざまな形で、教職員だけではなく、教員以外の専門スタッフ、また地域の方々の力をかりて、本当にその地域の特色ある教育活動を進めたり、また本区全体としての教育の質を高めるということで、今後ともさまざまな形での外部人材の活用、また教育の質の向上に向かって進めていければと考えております。

○熊谷指導課長 4つのテーマのうち、オリンピック・パラリンピックの精神でございますけれども、まずオリンピック・パラリンピックは、スポーツを通して調和のとれた人間の育成ということで、その中で、特に友情、連帯感、フェアプレーの精神を持って、平和でよりよい世界の実現に貢献することを目的としております。特にオリンピックの価値、卓越、友情、敬意、尊重、またパラリンピックでありますけれども、調和といったものを、どこで教えているかということなのですけれども、1つは、都でつくった学習読本、DVD、そして一番いいのは、直接、オリンピック、パラリンピアンから話を聞く場を設けてございます。そういう中で、直接、苦勞して努力して、そしてオリンピック、パラリンピアンになった方々の話を聞く機会を、今年度は、オリンピック17校、そしてパラリンピアン9校で実施したところでございます。

文化のほうは、伝統文化と国際理解、両輪でございますので、両方をやっていく。そしてスポーツは、オリンピック、パラリンピック、そしてパラリンピックには入らないけれども障害者スポーツを入れてございます。

また、環境につきましては、持続可能な社会でないと、オリンピックもパラリンピックもできませんので、そういった意味で、品川区で行っている環境教育、環境の取り組みといったものを中心に、子どもたちには学習をさせているところでございます。

○渡辺委員 まず入り口として、3競技応援が一番わかりやすいし、軸としないと、あれもこれもというと、肝心の児童・生徒に伝わらないといけなないので、その先に、最近あまり耳にはしていなかった環境のこと。これからいろいろ出てくるのだろうと想像しています。1つ、やはり東京都の資料を見ている中で、やはりもう、子どもに限らず、時代の中で、海外との交流もそうですし、経済活動、ビジネスでも、いや応なしに増えている。そんな中で、やはり世界と渡り合える生きる力と共通すると思います。そういう教育、国際感覚のところ、結構、平成26年の海外留学についての内閣府の調査では、

我が国が平成16年に8万3,000人いた。ところが、平成23年には5万8,000人。3割近く減少してしまっている。やはり、東南アジアを中心に、アジアでどんどん世界に留学が増えているのに、日本は人口減もあるにせよ、かなり減り幅がある。やはり、ここはオリンピック・パラリンピックを契機に、国際感覚を養うという意味では大きなチャンスだと思っているのですが、これはまず、いろいろなキーワードはある中で、国際感覚を養うという点で、もう一言、こういう課題に対してどう取り組むのか教えてください。

もう一点、障害者スポーツは、まさしくブラインドサッカー応援事業を積み重ねてきて、かなり浸透してきているし、子どもだけではなくて、非常にいいメッセージが僕らにも伝わっていると思います。というのは、その先には、障害者スポーツを応援するだけではなくて、価値感、やはり分け隔てなく共生していくというのが目標の中で、本当にいい光景、時間が無いのですが一言だけ。少年サッカー等、地域スポーツで体験を何度か重ねていくうちに、おもしろいことを聞きました。サッカーの日本代表選手がアイマスクをつけたらどっちが勝つだろうと。絶対、競技がブラインドサッカーであれば、ブラインドサッカーの日本代表が勝つだろうと、そんな話もありました。すごく敬意を持っているのです。ルールが違う。別の競技。サッカーがあつてフットサルと同じように、1つのアスリートとして尊敬を持っている。やはり体験というのは大事だと思っています。この辺で、障害者スポーツの啓発を含めて、学校教育の件、抱負をお知らせください。

○熊谷指導課長 国際交流というところでございますけれども、国際理解教育におきましては、現在、区内の全ての学校、幼稚園で、世界ともだちプロジェクトを実施しているところです。この取り組みは、各学校が大会参加国5カ国を選んで、それについて学び、多くの人々と交流することで、世界の多様性やさまざまな価値観、それから価値観を尊重する精神を育てるというものでございます。

あとは、障害者スポーツの啓発ということでございますが、ブラインドサッカー等につきましても、ボールボーイのボランティア等を荏原第六中学校の子どもたちが実施するなど、とにかく、まずは障害者理解を深め、そして実際、体験するなどして、今後も引き続き障害者理解教育は進めていきたいと思っております。

○本多委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 学校選択制なので、363ページの就学事務か、先ほどの「プラン21」なのでしょう。それから2つ目は、375ページ、特別支援教室のことです。それから、あと学習指導要領の改訂についてという3点をお尋ねします。

まず学校選択制なのですが、小学校に併設されている幼稚園から、小学校に進学したい、入学したいという方の場合についてです。幼小連携が大変効果的に行われていて、運動会への参加、あるいは相互の交流などが、大変、進められていると伺っています。非常に、幼稚園・小学校ともにいい効果が出ているとお聞きしております。ところで、これらの併設している幼稚園から、その小学校に通学、区域外から希望して入学できなかった例があるのでしょうか、お尋ねします。

そして、特別支援教室のほうですけれども、こちらモデル実施をして、都に先駆けて小学校に設置して、これは発達障害および情緒障害の児童たちが、自分の学校、在籍校で支援を受けられるという、大変すばらしい仕組みで、特別支援教育の品川区が行ってきた取り組みを発展的に、さらに意欲的に実施しているということで、高く評価したいと思います。区民の方の期待も大変大きい。しかし、その一方で、特別支援教室の訪問指導員の教員の方がそこに配置されて、年度途中で普通学級の担任の先生に配置転換をされたということが実際にあったのでしょうか。区民の方が、担任がかわってしまったのだ

というお話をしていたことをお聞きしたところなので、お尋ねします。

そして、学習指導要領改訂については、先ほども他の委員からありました。品川区教育要領を、仮称ですが策定していくという中で、これは歴史的な変革と言われていて、外国語教育についてなのですが、小学校6年生の外国語は、聞く、話す、読む、書くということで、そういった基礎的技能を習得する。それで、文部科学省の出している年間指導計画例を見ると、小学校6年生で過去のあらわし方に気づく、過去のあらわし方にわかるということで、be動詞の過去形、それから一般動詞の過去形を使って、授業を行うという指導例が出ています。

ところで、先ほどお話があったように、品川区の英語教育については、アレンメソッドを採用し、モデル実施しているということで、モデル実施しているということは、全校展開するのではないかと思います。こちらは、ストーリーテリング、ジョイント・ストーリーテリングということで、リスニング能力やスピーチ能力を高めていく。非常に、ストーリーを展開したカリキュラムで、これは楽しく行われていて、いい成果が上がっているということは評価したいと思います。しかし一方で、新学習指導要領との、アレンメソッドについては、少し性格というか、方向性が異なるのではないかと思います。どのように整合性をとって、品川区の新しい教育要領を編成していくのでしょうか。課題と、その方向性をお聞きします。

○有馬学務課長 まず、小学校に併設されている幼稚園等と学校選択ということでございますけれども、基本的に、幼稚園に通っているお子様につきましては、学区というものがそもそもございませんので、まずどの住所から通っているかということがわかりませんので、そういった学校選択で入ってきたかというデータは基本的にはとってございません。とれないということでございます。ただ、実際問題は、学校選択が終わった後の指定校変更の中で、幼稚園へ行ったときに、小学校と連携していたというような希望で指定校変更を希望される方が、毎年数件は見られますので、実際に学校選択の中でも、そういった理由でその小学校への進学を希望されている方はいると認識しております。

○村尾教育総合支援センター長 私からは、特別支援教室におけるご質問にお答えいたします。本年度、ある学校において、特別支援教室の担任が普通学級の担任とチェンジしたというような件がございます。これにつきましては、学校のさまざまな状況、また理由により、校長の判断で行ったと聞いております。

○熊谷指導課長 アレン先生の新カリキュラムと新学習指導要領の英語科との整合性ということなのですが、実際に新カリキュラムの中でもリテラシーも行ってまいります。また、過去形ということなのですが、実際に会話で、文脈の中で過去形を使うということもストーリーテリングで実施していきますので、整合性はとっていけると考えています。

○高橋（し）委員 選択制のほうは、先ほど兄弟枠のことが話題になっておりましたが、幼小連携の成果として、これはおそらく浜川小学校は先ほど、抽選になったというのがあるのですが、そういった成果も出ているのではないかと思います。今お話があったところではあるのですが、先ほどの兄弟枠のように、併設する幼稚園から小学校に入ることに関しても、優先の条件の中に入れていくということを要望いたします。ご見解を伺います。

それから、特別支援教室のほうなのですが、年度途中で交代するとすると、事情があったとしたら、それは、ほかの少人数加配の先生などもいらっしゃるわけですから、そちらの先生と交代することができたのではないかと思います。つまり、継続した特別支援教室の指導が、そこで途切れてしまうということになります。その点において大きな課題があるのではないかと考えています。そうすると、

かわった、普通教室の担任の先生になった先生には、兼務発令ということで、拠点校と設置校の両方の兼務をしているという発令がされているのかということを確認し、そして特別支援教室の継続した指導についてのお考えを伺います。

英語のほうは、今お話があったように、そういった成果と課題ですね。うまく融合する中で、新しい教育要領を制定していただきたいと思います。

○有馬学務課長 併設幼稚園の優先枠というようなことをごさいますけれども、基本的には、幼稚園に入っている方は、そのブロックとは限らないということもごさいます。そうすると、今まで築いてきたそのブロック内での優先ということがどうなるかということになりますので、どこまで広げていくのかは、いろいろ整理が必要だと思います。また、特に幼稚園だけが優先であっていいのか。例えば保育園でも、スクールステイというようなことで、保育園も連携しているようなところもごさいます。そうしますと、大分、対象も広がってしまったりしますので、これは慎重な検討が必要だと考えております。

○村尾教育総合支援センター長 教員の交代という部分でございしますが、通常やはりこのような、年度の途中で交代するということは、基本的には行いません。ただ、先ほど申しましたとおり、学校のさまざまな状況により、どうしてもこの部分はかえざるを得なかったというような判断だと思います。継続性につきましては、やはり今まで指導していた、またはいろんな形で信頼関係を結んでいたということについては、当然、学校のほうでも十分配慮しながら、その子たちが不利益をこうむらないように、また各学校、それぞれ派遣していく学校についても、通常、きちんとした引き継ぎを行っていくというような考えでございします。

なお、兼務発令等については、今年度、特には行っていないということなので、これについては交代ということで進んでいるところでございします。

○高橋（し）委員 幼稚園からのほうは慎重に検討をということですが、いろいろな状況を、ぜひ情報収集をして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

特別支援教室のほうは、今お話がありましたが、やはり平成28年に大変いい成果が出ていると思ひます。その成果と課題が、今、1つのそういったことで、否定するわけでも全くなくて、非常にいい事業が行われていると思ひます。ですから、これがこの先、今度、中学校に広がっていきますし、あと来年度の体制も、そういった成果が出ているので、志望する保護者の方や児童が増えて、特別支援教室の希望者が増えているとお聞きしています。ですから、その成果をぜひ来年度に活かしていただきたいと思います。

あと、先ほどの、教員がかわってしまった話ですが、児童の保護者の方への十分な説明も、ぜひお願ひしたいと思ひます。

○本多委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、363ページの学事制度検討経費に関連して、学校選択制について伺ひます。まず、現在行われております学事制度審議会の検討項目に学校選択制を入れた区の問題意識を伺ひたいと思ひます。

○篠田学校計画担当課長 学校選択制につきましては、平成11年・12年から、小学校・中学校という形で導入されてきました。品川区の教育改革の一環といたしまして、学校がとるべき姿という形で、これまで続けてきたものでございしますけれども、今年度から品川区教育ルネサンスという形で新たな展開を進めている中で、今後どういった形で品川区の学事制度はあるべきかという観点から、学校選択制についても検討項目の一つとして入れてきたものでございします。

○のだて委員 なぜ入れたかをお聞きしたので、区の問題意識をお答えいただければと思います。

○篠田学校計画担当課長 学校選択制につきましては、これまで長年にわたり続けてまいりましたけれども、例えば就学人口の変化等によりまして、必ずしも学校選択がこれまでのようにできるような状況が、なかなかできないというようなこともございますし、また1つの制度でございますので、必ずしも1つの制度が永久に続くわけでもございませんし、今回、学事制度審議会という形で立ち上がりましたので、ここでの検討の項目として改めて入れることといたしましたものでございます。

○のだて委員 人口の変化や、選択できない状況、永久に続かないというお話もありましたけれども、まだこの選択制については、学事制度審議会の議題にはなっていませんけれども、自由発言のときなど、この間の審議会では、学校選択制についてどういう指摘があったのか伺います。

○篠田学校計画担当課長 これまでの審議の中で、学校選択制自体がテーマとしてはとられていないのですけれども、幾つか自由な意見として出てきている中では、学校選択がなかなか地域との関係の中では、必ずしも地域との結びつきという部分ではうまくいっていない部分があるのではないかとというような率直なご意見をいただいているところもございます。また一方で、学校選択というのが、たくさんの保護者の方から、あるいは児童・生徒ご本人からも高く評価されているということで、学校選択制自体に関しては賛否さまざまなご意見をいただいているところでございます。

○のだて委員 さまざまな意見があるということで、議事録要旨にも、学校選択の結果、別々の3つの小学校に通っているような現状もあると。町会側がどこの学校とかかわればよいか迷っているという意見も出ています。選択制によって、地域とのつながりが弱まっているのではないかと思います、いかがでしょうか。

○篠田学校計画担当課長 学校選択によりまして、地域との結びつきが弱まっているのではないかとということではございますけれども、確かにご意見の中では、自分たちの地域の子どもたちが、ほかの地域の学校に行ってしまうといった形で、町会活動等にも影響が出ているというようなお話もいただいているところではございます。ただ、一方では、地域との結びつけ方、学校との結びつきといった観点で考えますと、今年度から品川コミュニティ・スクールという形で立ち上げましたけれども、必ずしも、今お住まいになっている地域だけが学校との結びつきといったことではないのではないかとということもありますので、そういった意味では、そういった考え方も変化してきているのではないかと考えているところでございます。

○のだて委員 一応、弱まっているという声もあると。その中で、コミュニティ・スクールもやっていきながら、住んでいるところだけが地域ではないというご答弁でしたけれども、やはり住んでいるところとの地域との関係が、顔も見えて、よくわかるのではないかと思いますので、導入から、もうすぐ20年になろうとしている中で、こういった、根強く、学校選択制によって地域とのつながりが弱まるという声が上がられているのはなぜだと考えているのか伺います。

○篠田学校計画担当課長 確かにご意見として、地域との結びつきが弱まっているというご意見をおっしゃる方もいらっしゃいますけれども、例えば、今、実際に学校に通われている方の75%は学区のお子さんでいらっしゃいます。ですので、そういった意味では、必ずしも地域との結びつきが弱くなってしまっているという形では捉えてはおりません。

○のだて委員 なぜ弱まっているという声が上がっていると考えているか、なぜなのかということをお聞きしたので伺いたいと思います。

○篠田学校計画担当課長 それは、それぞれ地域ごとに、必ずしも全ての地域で全てのお子さんが地

元の学校に行かれているとは限りませんし、比較的多くのお子さんが別の学校に行かれているといった地域もあると思いますので、それぞれの地域特性によるものと考えております。

○のだて委員 それぞれの地域特性ということでしたけれども、やはり地域とのつながりが弱まっている一因に、選択制というのもあると思います。地域の方に話を聞くと、近所の子がどこの学校に通っているかもわからないと。選択制で地域のつながりが分断されているという声も寄せられます。学校選択も地域のつながりを弱める一因だと考えているのか、伺います。

○篠田学校計画担当課長 学校選択制が、地域との結びつきの弱い原因ではないかというお話でございますけれども、制度の中の1つの結果でございますので、全てを否定することは難しいかとは思いますが、ただ、先ほど申し上げたとおり、地域の75%のお子さんはそれぞれ地域の学校に行かれているというような状況もございますので、一概にそれだけが原因という言い方はなかなかできないのではないかと考えているところでございます。

○のだて委員 さまざまな理由があるということでしたけれども、私が聞いたのは、学校選択がその一因でもあるかということをお聞きしたので、伺いたいと思います。

○篠田学校計画担当課長 ただいまご答弁申し上げたとおり、さまざまな要因の中で、要因であることは否定はできないけれどもという形を申し上げたので。ただ、それだけではないと考えているところでございます。

○のだて委員 一因であるということでしたけれども、元教員の方からもお話を伺いました。学校選択制の導入で、保護者が学校に対してお客さんの立場になってしまったとの声が寄せられました。学校選択制の導入の前までは、地域の学校を保護者や教員とともによくしていこうと力を合わせていましたが、学校選択で、どの学校にするのか選ぶ心理から、学校の内側からでなく、外側からの視点が強くなってしまったのではないのでしょうか。教育委員会の見解を伺います。

○篠田学校計画担当課長 そもそも学校選択制というのは、保護者の方の選択という観点ももちろんあるのですが、そもそも学校が地域に対してどうやって開かれていくかということ。特に、それまでは学校というのが非常に閉鎖的な空間であるということで、地域との結びつきが弱いといった中で、学校がどう変わっていくかといったために導入された制度であると認識しております。

○のだて委員 親の心理が変わってしまったのではないかということをお聞きしたので、その見解を伺いたいと思います。

○有馬学務課長 1つ、保護者がお客さんになってしまったのではないかというご意見がありましたけれども、今年も保護者のアンケートをとっておりまして、全くそういうことが、このアンケートからは見られません。例えば、お子さんが通っている学校に、この1年間で何回通いましたかということにつきましては、10回以上、9回程度という方が6割、7割ぐらいいらっしゃいますし、学校の活動に協力してきたという方は、全体では7割、8割の方がいらっしゃいまして、何を意図して「お客さん」という表現をされているのかわかりませんが、学校の活動にも入っていますしPTAの活動にも入っております。そして、またその地域で行われている活動にも参加しているというようなこともございますので、それなりにきちんと活動はされている状況は、かいま見られるのではないかと考えております。

○のだて委員 いろいろかかわっていらっしゃるということです。各区で学校選択制について見直しが行われています。杉並区では、学校関係者からも、廃止の声が38.1%、見直しが34.4%ということでアンケート結果が出ておりまして、既に廃止しました。新宿区でも人口が増え、実際には選択で

きなくなり、安全性などもあって、地域の子どもは地域で育てたいと、小学校で選択制を廃止します。品川区でも、実際に先ほどもありましたけれども、選択しても希望どおり入学できない子が、小学校で110名、中学校で6名いるわけですから、見直す必要があるのではないのでしょうか、伺います。

○有馬学務課長 希望校に入れなかった人数というのは110名、確かに今年度いましたけれども、全体の希望は、小学校が約700名、中学校でも600名を超える方が希望している中での数字です。特に中学校については、600名を超える中での6名が入れなかったということです、ただそれをもってして、全て選択制がだめだとは、まずならないのではないかと考えております。

○のだて委員 今のご答弁は、おそらく、希望された中でも少ない数だというお話だと思うのですが、少ないからいいのかということがあると思うのです。やはり、公教育、義務教育ですから、悩んで選択しても入れないと。保護者の方も、選択するのに、アンケートでも責任を感じているという回答があります。せっかく選んでも入れない。この状況をどう考えているのか、伺いたいと思います。

○有馬学務課長 理想を申し上げれば、100%受け入れられる状況をつくり出す、そういう努力をするのが必要だとは思っています。ただ、現実的には物理的な制約もございますので、このような結果にはなってございますけれども、少なからず保護者の方が、学校選択を利用しているという事実もありますので、これは一定のニーズがあるのだと。それに対して、今は教育委員会としてはできる限りのことでニーズに答えている。100%ではないかもしれないですけども、できる限り答えているというのが今の現状でございます。

○のだて委員 選択制によって、学校の人数の格差も生まれてしまっています。1,000人いる学校から1学級しかない学校などいろいろあって、そういったところで、義務教育のところで競争が生まれてしまっています。こういった学校の競争を行っていく中で、特色を出すのに力を入れ過ぎて子どもと向き合えなくなってしまう可能性はないのでしょうか、伺います。

○有馬学務課長 基本的に、競争によってとは考えてございません。大規模だとか小規模だとかというのは、もともとの学区の人口が違うということもございます。それから、基本的には学校選択の希望によれば、小学校で言えば、特色ある教育活動が魅力だとか、中学校で言えば、友人関係だとか、近いこと、クラブ活動だとか、そういうことが優先されておりますので、そういったことはないと理解しております。

○のだて委員 学校選択制によって、いろいろ地域のつながりなどの問題が発生してきております。ぜひ廃止も含めて見直しをしていっていただきたいと思います。

○本多委員長 次に、伊藤委員。

○伊藤委員 私は、367ページ、いじめ等防止プログラム、それから381ページ、学校ICT活用経費、383ページ、校舎等整備、便所改修に関連して質問します。

まず、いじめ防止のところですけど、これは評価をいただきました。区内の小学校1年生・5年生の保護者でいらっしゃる方からお話を聞きまして、年齢に応じた言葉を使って、いじめ発見につながるアンケートをしていたということ、すごくこの方は評価していたのです。だから、ぜひ頑張ってくださいということですので、よろしく願いしますということです。

それからICT化です。これは、品川女子学院に議会改革検討会で先日お伺いしました。その際、生徒が皆さん、これを活用していらっしゃるって、USBメモリをICT機器に差して、例えば、多分、生徒のつくられたパワーポイントを使ってプレゼン等をしていく。それから、学校にあるICT機器に接続して、全体につなげて授業のスキルアップをしているのを見て、すごく感動したのです。それで、こ

れからの品川区のICT化の方向について、こういうことを例にして具体的な展開をしていくべきと考えますが、いかがでしょうかという質問です。

○熊谷指導課長 今ご指摘いただいた品川女子学院の例でございますけれども、確かに非常にすぐれた取り組みをしていると感じています。ITを用いた問題解決型の授業ということでございますけれども、参考にさせていただきながらというところではありますが、本区におきましても、さまざまタブレット端末を用いたり、またパソコンを用いたりしながら、例えばですけれども、小学校では社会科の学習で、日本の各地の暮らしを調べて、グループでまとめ、発表し合ったり、また中学校では理科で、既習事項の知識を使って簡単な天気図を作成し、気圧と風の吹き方の関係性について発表したりするなど、さまざまな場面でICTを活用した授業を行っています。また、そうした事例につきましても今後、発表して、さまざまな学校でその取り組みを活かしていけるよう努力していきたいと思えます。

○伊藤委員 それで、次のステップとして私たちが思っているのは、これは品川区の全児童・生徒を対象としたICT機器の貸与と、それから、それを活用して、さまざまな、今おっしゃったような授業を立体的に展開していく。それから、もちろんウイルス対策等を十分しながらですけれども、自分でつくったさまざまなデータを、学校で、皆さんの前でプレゼンしていく。やはり、それがこれからの方向性として可能だと思うのだけれども、その具体的な今後の計画、見直し等についてお知らせください。お願いいたします。

○有馬学務課長 今後のICT化の方向性ということでございますけれども、今、小規模校の支援ということで、推進校10校、小学校8校、中学校2校につきましては、1人1台のタブレットを配備しているところでございます。このタブレットにつきまして、今後の計画というものは、今、具体的なものは持ち合わせておりません。当面は、まず小・中学校にありますパソコン教室のパソコンがちょうど入れかえの時期を迎えてきますので、そこでパソコンを、せっかくですのでタブレット型にしていこうということで、校内でアクティビティーに使えるような形で整備していく。あわせて、校内LANを整備しまして、そういった環境を整えていきたいと考えているところでございます。

○伊藤委員 それは方向性としては間違っていないとは思いますが、グローバル人材の育成やら、それから未来に向けた子どもたちをつくっていくという素晴らしいことを、教育委員会としては掲げていらっしゃるわけです。すると、ICTというのは、必ずと言っていいほど通過していく世界であるわけです。それが、たまたま私たちの見たのは私立の学校だから展開しているのかもしれないけれども、でも品川区の公立の学校も、それに追いつけ、追い越せでやっていきたいわけだと私は思うのです。なので、私たちの思いとしては、一人一人、児童・生徒に、年齢の関係があるからなかなか難しいのかもしれないけれども、タブレット端末等々を貸与して、それを活用して授業を展開していく。それが次のステップだと思うのだけれども、もう一言、答弁をお願いいたします。

○有馬学務課長 このタブレット端末につきましては、推進校で平成26年から導入いたしまして、今まで活用してきてございます。インターネット環境以外にも、トータル学習システムということで、自学自習ということでいろいろ効果も出ているところですが、今、データをいろいろ蓄積しているところでございます。今後、どこまで広げていくかということでございますけれども、その効果を見ながらというのが1つ。それから、今言ったように、まずはパソコン教室のタブレット化。それから、もう一つは、全教室に対するプロジェクター等の整備も同時に行いますので、そういったことを踏まえて、また検討していきたいとは思っております。

○伊藤委員 ぜひ十分な検討をお願いしておきます。

それから、校舎等整備に関連して、ある保護者から相談を受けたことがありまして、その方は、仕事の都合上、アジアの国に一定期間、移住していたらしいのですけれど、行った先の国で和式トイレに苦労したという話を聞いたのです。子どもが使えなかった。逆の現象ですよ。だから、その方がおっしゃるには、グローバル人材の育成をうたうならば、学校で洋式トイレを進めることはもちろんいいのだけれども、ただ教育現場の中で、例えば世界文化の多様性に応じた教育の展開をすべきではないかという意見があったので、そのことについて品川区の見解をお願いいたします。

○品川庶務課長 学校のトイレでございますけれども、現在、基本的には洋式化のほうを進めている状況でございます。ただ、状況によって、和式は基本的には残していくというスタンスはとっていくつもりでございます。また、学校では、1年生のときに生活科の中で、トイレのことを勉強するということがあります。そこで、1年生も和式トイレの使い方などを勉強するというような教育体制を図っております。

○伊藤委員 たまたま、これは洋式・和式トイレの話だけだからこうなったのでしょうかけれども、要は、世界の中で多様な文化があるわけですから、それを、さまざまな工夫で学校現場で体験していただければ、この問題は解決すると思うので、そのことの、もう一つ答弁をお願いしたい。

それから、ある方がLGBTを説明するときに、異性愛のみを推進する異常な現実という表現をされたことがあったのです。これをそのまま教育現場で展開されれば、つまり異性愛そのものは否定されて、大変大きな混乱が出ることは十分予想されるわけです。だから、そういう教育の現場では、1つの方向性のみ推し進めていくのではなくて、多様性の部分を十分把握しながら子どもたちに教育をしていく必要があると思うのですが、いかがでしょうかという質問なのです。ご答弁をお願いいたします。

○村尾教育総合支援センター長 まず、LGBTに関するとか、性的マイノリティーに関する子どもたちの教育につきましては、まさにおっしゃるとおり、子どもたちに対して、やはり多面的・多角的な見方というものについても、当然教えていくべきものだと考えておりますし、現実の今の社会が抱えている問題点も含めて伝えて、また子どもたち同士がいろんな形で話し合ったり考えたりする、そういう教育は十分、必要になってくるかと考えております。

○伊藤委員 今の、ざっくりとした答弁で、そうしか答えられないとは思っているけれども、要は1つの固定観念を中心として教育を展開していくと、いろんなところで弊害が出てくるわけだと私は思うのです。だから、今おっしゃったように、総合的な観点から、個々の事例を研究・調査していったって、教育現場では展開していかないと、例えば個人の尊重もそうだし、それから世界に向かって目を向けていかなければいけないし、もちろん人権を守らなければいけないという、非常に難しい方程式を解いているような教育なのかもしれないけれども、でも、それを具体的に展開していかないことには、こういう、トイレのこともそうだけれども、そういうことでいろいろ弊害が出る可能性があると思うので、あと約50秒ありますから、これからの方向性についてだけご答弁をお願いいたします。

○村尾教育総合支援センター長 これからの教育の方向性というようなご質問でございますけれども、やはり実際、子どもたちに対して一番重要なのは、今回の件につきましては、人権感覚をどう磨いていくか、どう子どもたちが考えて身につけていくかということだと思います。1年生から9年生という義務教育の中で、発達段階もありますけれども、やはりそれぞれの発達段階に応じて、さまざまな事実を、きちんと社会の中での現実を見せ、それに対して子どもたちの意見をまとめながら教育を進めていく。その中で市民科が中心になっていくべきだと考えております。

○本多委員長 次に、若林委員。

○若林委員 373ページの特別支援教育費と、364ページの教育指導費、これはがん教育について伺いたいと思います。

まず、特別支援のほうは、今回、サポート経費として、新たに知能発達検査業務委託というものが計上されました。そこで、この業務の内容、目的、それから事業化された経緯といったものをお聞きしたいと思います。また、委託ということについてもご説明いただきたいと思います。

それから、特別支援教室について何点か。基本的に週に1日、1時間から4時間程度、先生がいらっしゃって、訪問して指導されるということです。もっと指導したいとか、また子どものほうから言うと、もっと指導を受けたいという声があったのかどうか、トータル的に適切な回数など、一人一人のニーズに沿った取り組みの考え方についても教えていただきたいと思います。

それから、特別支援教室をそのまま続けますが、224名であったと、決算特別委員会の審議でご答弁されておりますけれども、そもそも平成28年度、今年度からこの教室が始まったわけですが、いわゆる通級指導学級について平成27年度が何人で、平成28年度、教室が始まったことによって通級学級の人数がどういうふうに変化したかというのを聞いておきたいと思います。また、特別支援教室のない学校はあるのか、あったら数も教えていただきたいと思います。

○村尾教育総合支援センター長 幾つかのご質問をいただきました。まず1点目でございます。知能発達検査についてのご質問でございますけれども、これにつきましては従来、現在も行っておりますけれども、Wis c検査ということで、子どもの発達の状況を確認する。そして、学習や対人関係において、つまりきや困難への気づきに対して、この結果を学校での指導、また教員にフィードバック、また保護者にもフィードバックして、どういうふうに、どの辺が強いのか、またどの辺にとっても困難を感じているのかということの検査をするものでございます。これまでは、このWis c検査につきましては、本区の特別支援教育係にいるテスターというカウンセラー1名と巡回相談員が、みんな手分けをして、それぞれやっておりました。ただ、やはり巡回相談はそれぞれ学校での対応が多くなってきたということ、そして一人一人の個別の経験であったり見方というのは、やはり多少、差があるだろうということもございました。そこで、今回、外部委託ということで、Wis c検査をそのような形ですることによって、従来の巡回相談も少し学校のほうに回れるとか、そのような利点が多くあると考えているところでございます。この検査の結果を踏まえて、各学校においては、授業であったり、また学習支援部分で巡回相談等、担任のほうで相談しながら、今、進められる、今後進めていくことができるかと考えております。

2つ目、特別支援教室についてのご質問でございます。1日、時間、曜日は決まっております、1から2時間程度ということで、子どもたちがもっとやりたいという声があるのかということについては、当然、子どもたちはさまざま個別対応が受けられますので、そういう希望はあるかもしれませんが、やはり時間割りの中で組んでおきますので、次の時間に行かないから、ではこっちにいるということではできませんので、やはり週の時間割りに応じて、この子は何曜日の何時間目と何時間目は、その学校の特別支援教室で特別の支援を受けるというような形になっておりますので、なかなかその場面で自由度がきくというものではないかと思っております。当然、一人一人の子どもたちの状況に応じて、学習内容はそれぞれ、担任、それから専門医を含めて計画を立てているというのが現状でございます。

3点目でございます。特別支援教室の人数でございますけれども、本年度は、今、委員がおっしゃるとおり、224名がこの特別支援教室の利用者でした。その前の通級指導の場合は、平成27年度は、利用者が180名ということで、やはり数は今回、特別支援教室になった部分において、大きく増えた

かと思っております。当然、来年度、平成29年度は、これよりももっと数が増えているというのが現状でございます。当然、品川区は、この特別支援教室の考え方は大変、これから必要な子どもたちが多くということで、全校で実施していますので、小学校ならびに義務教育学校の前期課程において、全ての学校で配置しておりますので、この教室がない学校はございません。

○若林委員 では、知能発達検査のほうは、確かにそういう課題があるということ、以前、施設に行ったときも伺っておりまして、これでまた、効果と実績に効果的な特別支援が行われるということで、1点、何年生を対象にされているのか、これまでは2年生と聞いていた覚えがあるのですが、この辺をちょっと教えていただきたいと思えます。

特別支援教室のメリットとしては、当然、子どもたちは今まで通級で違う学校に通っていたということ、自分の学校の中で、区の特別な支援を受けられるということで、非常に大きなメリット、これが最大の目的だったのですが、スタートすることによって、また新たなメリットが見えてきたということで、いわゆる学校の先生にとっても、訪問指導教員と直接、連携をとるよう当然やりとりすることで、その子が自分の教室に戻ってきたときに、また今までとは違う、より適切な個別指導、特別な支援ができるというメリット。また、その訪問指導教員から直接、このスキルや経験を教わった担任の先生が、自分の教室の中、また今までそういった方がいない学校が大半なわけでもございましたから、そういう学級全体、学校全体に、いわゆる特別な支援の考え方はもう、通常の学級にいる子ども、また特別な支援が必要な子ども、全部の子どもたちのための特別支援教育なのだということ、そもそもの理念にすごくかなった事業だと思いますので、その辺、もっとこれを何か広がりを持たせるという考え方があるかどうかということをお聞きしたいと思います。

続けて、時間が切れてしまうので。がん教育については、2月に日野学園でがん教育が、8年生でしたか、1学年全体、体育館に全員集合して、そしてN T Tの病院の先生や、また学校の保健会の先生などがいらっしゃって授業を行いまして、新妻委員とともに視察をさせていただきました。これについても、これは本格的に初めてやったということで、センター長も一緒に見せていただきましたけれども、子どもたちの声、また医者、先生、講師の声、また学校側の声をどういうふうに捉えているか、そして今後どういうふうな、平成29年度、取り組んでいくか、そこをお聞かせいただきたいと思えます。

○村尾教育総合支援センター長 まずW i s c検査につきましては、1年生から6年生、どの学年でも対応できると考えています。実際には2年生以上ということで子どもたちの検査をしているのが現実でございます。

また2点目です。まさにこの特別支援教室を学校に配置したために、訪問指導員と担任との連携が組まれて、その子にとって本当に的確な、また適切な支援ができるということについては、多くの学校から大変好評な意見をいただいているところです。また、もう一つのメリットの部分なのですが、やはり小学校全校に、義務教育学校前期もそうですが、入ったために、全校で、やはり特別支援に関する研修を行っております。発達障害を含め、さまざまな子どもたちの障害について、教員が必ず理解していこうと。そういう中で、この特別支援教室をその学校の位置づけに入れ、また訪問指導員との連携を図りながら進めていく。そこに巡回相談が入り、また都のスクールカウンセラーも入りということで、本当に複合的に効果を上げているのかと考えているところはございます。当然、やはり課題という部分も、やはり訪問ですので、さまざまな、間隔があいてしまうとか、そういうこともありますけれど、その辺については今後、検討を今しているところでございます。

また、がん教育の部分でございます。本当に国のほうが、がんの教育総合支援事業を5年間行って、

さまざまな成果報告をいたしました。これについては、こちらも十分把握した上で、今回、学校のほうで授業を行いました。子どもたちからは、やや難しかったというふうな気持ちもあったのですが、実はアンケートの中に、親戚ががんになってしまったということで、医療の進歩はすごいと思うので、今後、治療がやはりいろんな形で実現されることを願っているとか、誰もががんにかかってしまうというような現実がわかったということで、今後、がん教育については、より進めていければと考えております。

○本多委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 私は、369ページ、体験学習になるのかもしれませんが。今、教育委員会も、生き抜く力をつけるため、子どもたちをしっかりと教育していただいていると思います。基本的に、基礎基本の学力。私はある一定度は詰め込みでもいいと思っておりますが、習熟度別もされて、しっかりと子どもたちに大変いい教育をする努力をされていると思っております。その中で、体験という部分をどこまでやるのか。なぜこんなことを言うかということ、人材派遣会社などは、今、事務職の希望はたくさんいるけれども、現場系の仕事の人材は本当になくて、どの業界もよく言う、保育だ、介護だ、看護だ。それから、あと、この前伺ったら、美美容の学校も定数割ればかりだと。今後どうなっていくのだろう。それは少子化の問題もあるのかもしれないけれども、そういう人たちを考えると、やはり小・中である程度の体験をした人ではないと、そういうところへ行こうと思わないかもしれない。我々も何となく、部活はまた総括でやるけれども、体育会系のことをやっていたので、何となく仲間などいろいろありながら、いろいろ話しながら来てしまって、大学まで出てしまったけれども、そういう仕事につく人は、やはりどこかの体験がないと、必ずそういうところへ、学校にも来ないし、そういうところの部分で体験が必要ということがあります。

この前、ちょうど我々、業界で、業界というと材木屋の業界で、木育セミナーというのを受けました。木育セミナーというのを受けて、これは今、国でも、なるべくそういう形で、森林の部分がどういうふうになるのだろう。これはもちろん林業従事者も非常に減ってきていて、名前は変な形ですけれども、森ガールや森ボーイなど募集というような就活イベントも相当やったりしているけれども、現実的に今、森林をどういうふうに保護するにしても、それに従事してくれる人がいない。だけれども、よくよく考えると、ではやはり小さいころからの体験をいかに増やしていくかということがすごく話題になりました。それで、では木育というのはあまり学校で聞かないと思っていたのだけれども、こういう木育という捉え方はどうお考えかというのをまずお聞きします。

○村尾教育総合支援センター長 まず、委員のご提案されている体験活動、体験教育という部分については、今後、次期学習指導要領の中に、教育内容の7つの改善の一つとして、4つ目ですか、体験活動の重視ということで、生命の有限性や自然の大切さ、他者との協働などということで、大変重要視されている部分かと思っております。現在、区でも、さまざまな体験活動は進めている中で、木育ですけれども、直接、木育というテーマで何か授業をやっているというのではないのですが、さまざまな形で、実は木と触れ合う教育というのはすごく多いのかと考えています。例えば低学年で言うと、遠足でドングリ拾いから始まって、いろんな木に触れるような体験、また2年生で木の枝を集めて何かモザイクをつくったり、何かつくって遊ぶような体験。また、3年生になると、図工の中で木を使っているものをつくるというような取り組み、そして自然体験というのはなかなか低学年ではないのですが、高学年になると、移動教室等で日光に行きますので、そういう中でハイキングをする中で、例えば子どもたちが自分たちで木を調べるとか、そういう自然を大切にするようなこと、どういうふうな中で自然のかわりがあるかみたいなものについても学習をしている。トータルで言うと、木に触れる教育という

のは、実はまだまだ学校の中にはあるのかと考えております。

○石田（秀）委員 そのときの話で、1つ目は、木材と触れ合える環境をつくっていくべきだろうと。これは、公的な部分も木造を増やしていこうという考えがあったけれども、2つ目は、実際に手にとって体験をしよう。これは、ヒノキの玉のプールとか、あとは積み木だとか、いろんなそういうもの。それで、今おっしゃったように、3つ目は、何かつくっていこう。木でつくっていこう。4つ目は、木造屋の特徴や性質を学んでもらおう。5つ目は、そういう工場見学等も入れていこう。6つ目は実際に間伐の現場で、枝はらいなどしていってもらって、それでそういうふうになってきたら、次は今度、木育のプレゼンをしたりして、どんどん木育に対して自分たちでも語れるようにしていこうと、これは教育の流れができています。ちゃんと今、科学的に進んでいるから、森林体験をすると、脳の活性化にはいいのだとか、いろいろ、そういういいことしか書いていないのだけれども、こういうことも含めて、ぜひ何か体験できるところを、これは木育だけではなくてもいいと思っています。そういう、何か触れ合わないに続かない。それは小・中で、ある程度、義務教育なので、やはり学習も生き抜く力も含め、そこまではできないというのものもあるかもしれませんが、これはお願いだけしておきます。どういってもあれなので、こういう一連の動きはあるので、お願いだけしておきます。それはお願いで、要望だけでやめます。

もう一つやりたいのは、397ページの幼稚園です。これは、幼稚園の場合は、公・私だけやりたいです。これは、1つは親育です。これは私立幼稚園などは、例えば1つの例ですが、父母会があって、下の子がいる場合は、私立などは、子どもを預かるから、お母さんはしっかりそこで幼稚園側の話を聞きなさい。それは、子どものための話をしているのだから聞きなさい。ちゃんとその話を幼稚園に来て聞くことが親を育てるのだと。子どもを育てると一緒に親も育てるのだということをやっているところがある。これを、では公の幼稚園だとどうかというと、これは伝わっている話を聞くと、父母会なども、下の子がいたら、ガチャガチャ騒がしくて、本当にこれで父母会は大丈夫なのかみたいところがあるというようなお話を聞いた。こういう部分でいくと、公の部分で親をどういうふうに、子どもと一緒にしっかり親育をどうやって考えて、今、幼稚園ぐらいからやらないとだめだと思っているから、あえて幼稚園のところまで聞いているので、そこら辺をどうお考えなのかということを知りたい。

それからもう一点は、保育科の学生の子と2人、話す機会がありました。この子たちはもともと子どもが好きだから保育科へ行っているわけでありませけれども、これも公・私、先ほどいろいろな教育実習の話があったけれども、公のところに行くと、やはりそれは、先ほどいろいろなあったのだけれども、仕事として、それを見て、サポートしてという雰囲気だと。だけど、私は、行くと、せっかくここへ来て、今やっているのだから、一緒に子どものために、何か1つメニューぐらいつくって、一緒に子どものことをやりましょうぐらいの、もちろんそれは、結局は、遅くまでやるようになってしまう。だけれども、そういうメニューをどんどん出してきて、やる。この子たちは、公・私の幼稚園・保育園などいろいろ行っている。いろんな認定子ども園など、行ったりしているのだけれど、そうすると、やはり教育実習に行っても、公・私の違いがすごくあるということです。だから、そこら辺の点を公の部分としてどうお考えなのかというのを教えていただきたい。

○熊谷指導課長 まず、公立幼稚園についてでございますけれども、まず「しっかり学ぶしながわっこ」、保護者向け資料、リーフレットをつくっているところでございます。その中で、親育てということで、家の中でできる大切な体験、例えば自立心を持った子どもに育てるですとか、それから親子でかかわる時間を大切にするとか、それから心と体を育てて健康な毎日を過ごすですとか、そういった、

子どもをどうやって育てるかということを含めて、実は親を育てているというような部分があります。それは、保護者会を通して日ごろから伝えているところがございます。また、保育園につきましては、保幼小の連携で、実際に教員同士、教員と保育士が交流し合うことで、そこで学び合って、親育てについて共通理解を図っているというところもでございます。また、私立の幼稚園との違いというところなのですが、実は本区におきましては、私立幼稚園の教員も、それから保育士も一緒に学ぶための研修会も実施しているところですので、そうした中で、ともに品川区の子どもたちを育てる教育を行っているところがございます。

教育実習でございますけれども、それぞれやり方は異なってくる部分がありますので、私立の幼稚園のほうは、こちらのほうで把握してございませぬけれども、そういうところがございます。

○本多委員長 次に、須貝委員。

○須貝委員 私は、教育費全般で、学習指導に絞ってお聞きしたいと思います。現在、全国各地の自治体で、貧困家庭の子ども向けの学習支援事業の立ち上げが相次いでいます。東京都は、都内の子どもの経済状況と学習への影響などを調べ、子どもの生活実態調査の中間まとめを発表しました。小学5年生の20.5%、中学2年生の21.6%が生活困難層だった。それで、アンケートをとりましたら、「授業があまりわからない」、「ほとんどわからない」、「わからないことが多い」と回答した子どもは、小学校5年生で困窮層で28.7%、中学2年生では51.5%に上りました。今、品川区もやっていますが、子ども未来部や生活福祉課、そして全国自治体の多くの福祉行政が学習支援事業を実施していることや、それでまた全国各地で無料塾が次々、出現しています。子どもの学習指導をしている教育委員会は、このことについてどのようにお考えでしょうか。

○熊谷指導課長 子どもたちの置かれているさまざまな環境、それに伴って支援していくということは、とても重要だと思っています。本区におきましては、コミュニティ・スクール実施に伴い、地域未来塾を起こしております、放課後の学習支援、そして長期休業中の学習支援ということで、寄り添った指導を行っているところがございます。

○須貝委員 私は、責任があるのではないかと。だって、本来は、教育、子どもの学習指導は、教育委員会、学校でやらなければいけない。でも、こういうふうに全国の福祉行政がどんどん手を挙げて、うちもやります、支援します。今、困っている子どもたちがターゲットになっていますが、本来、学校を休まないで、同じように授業を受けています。そうですね、この子たち。学校へ行っても、条件は一緒のはずです。だけど、できない子が多い。わからない子が多い。これはおかしくありませんか。例えば、この子たちが、授業の3分の2しか受けられない、半分しか受けられないのだったらわかります。他の生徒と、同じように相対して、授業時間を使って受けているのに、できない子がこれだけいる。話が、生活困難者、困窮者だけではないですね。それについて、責任というか、そういうものをお感じになりませんか。

○熊谷指導課長 今、委員から、責任を感じないかということなのですが、学校は学力をつける場でもございます。もちろん責任は感じております。ちなみになのなのですが、委員がよく指摘される秋田県や福井県、学力が非常に高い県でございますけれども、ここでポイントなのなのですが、ここはなぜ高いかというと、地域ぐるみで、もう保護者も地域も一緒にやっている。ですので、本区でも放課後の学習支援をやっていますけれども、まずは宿題。それで、その宿題を、地域の方々、保護者、一緒にやって学習習慣を定着させている。そのところで子どもたちの学力がぐんと伸びていると聞いております。

○須貝委員 今、地方の話が出ました。前回、教育長は、福井県の教育をお話ししましたら、福井県は毎日のように、大変多い宿題内容、量を出している。それで、福井市にはなかなか民間の塾も見当たらないぐらい、そこに行っている暇がないぐらいやっています。私は、今度、逆に京都市に行っていました。大都会の京都市、教育委員会において、ある小学校、1年生から6年生まで1,200人もいる、そんなでかいところです。それで、行ったら、やはり同じように宿題を毎日出して、そしてちゃんとリピートして、教員にも担任の先生にも、こういうわけでここができないという個別の指導をしっかりしている。だから、地方もやっていますが、大都会もやっています。

それで、今おっしゃっていましたよね。いや、ご家庭で見ている。でも、先ほどからいろんな話がありますけれど、皆さんご夫婦で働いている方がどんどん増えているのです。ご家庭で見れますか。違うでしょう。そうすると、何が原因なのですか。では先生が、先生というのはプロですよ。プロの先生ではもう力量的に難しいのですか。できないのでしょうか。それで、では多くの方は民間の塾に行ってしまう。塾に行くと、ほどほどの成績がとれる。でも、学校だけ行っているだけではとれない。私の周りもすごく多いです。塾に行くからなかなか、ほかのことをやれないとか。では学校というのは何のためにあるのですか。もともと学校ができたのは、みんな学力をつけてください、知識をつけてください。そういう場だったのではないですか。私は、ほかのことも大事だと思う。でも、今は学力に絞ってお話しているのですが、この学習指導をもっとやはりしっかりできるような仕組みなり、ほかでやっているのですから、そういうことを、やはり努力はされていると思うのですけれど、何で品川区ではできないのですかということ、まずお聞かせください。そして、私は責任はやはりあると思う。それを管理しているのは、教育委員会、皆さんですよ。それで、一生懸命やっているのは、いろんな場面を見てわかる。でも、そういう落ちこぼれの子がさまざま出てきてしまう。そういうことを考えると、やはり私はいろいろなところを見てきても、何か品川区は教育を一生懸命やっているのはいいのですが、やはりきちんとした成果というのを出さないと、教育の現場としても私はおかしいのではないかと思います。いかがですか。

○熊谷指導課長 委員が今、品川区はなぜできないのかというご質問があったのですが、大丈夫です。品川区の子どもたちは学力はきちんとついていきます。というのは、福井県の学力とほぼ一緒。全然、点数は変わりません。0.1ポイントぐらいの上下ぐらいでしょうか。ですので、それについてはご安心いただけたらと思っています。ただ、そこで私どもは、安心してはいけないと思っています。ここまでついてきた学力をしっかり伸ばしていく。そのためには、9年間を通した学力の定着を図っていく必要があると思っています。

ただ、子どもたちには、委員もご指摘のとおり、さまざまな異なる家庭環境もございますし、それから学力もさまざまだと思います。先ほど、落ちこぼれというお話があったのですが、その言葉は私は使いたくないと思っていますのですけれども、やはりそれぞれ得意分野がございます。体育が得意な子もいますし、例えば、国語は得意だけれども数学は苦手というような、私のような場合もあるかと思えます。ですので、そういった苦手分野を克服するための支援を、学校でもそうですが、放課後の学習でも行っていくことが重要だと考えております。

○須貝委員 子どもたちが成長して、いろいろ将来の姿を、若い教育委員会の方、事務局の方もそうだと思うのですが、やはり今、いろんな自分の希望する夢、それから会社、そういうものを求めていくには、ある程度、学力がないと、やはり難しいではないですか。これは現実です。私は、勉強しろ、勉強しろと言うのではない。最低限の力をつけてほしい。私たちが小さいときは、今日も話が出ましたけ

れど、たたかれたり、先生から怒られたりして、何とかやって、皆さんそれぞれ、やはり成長してきました。ところが、今、先生は強く怒れない。それから、子どもを立たせることもできない。宿題を忘れても、そのまま。それで、ありがたいことに学校公開が今あるから、僕は見えています。中学3年生になっても中学1年生の数学が解けない。でも、子どもたちは進級していってしまう。そして進学していってしまう。でも、進学しても、高校になったら、5教科でオール1でも入れる私立高校があります。ですから助かっている子どもたくさんいます。でも、そうではないでしょう。本来は子どもたちに夢を与える。社会に生き抜く力をつけさせる。これは、皆さんほとんどの区民の方は民間の塾に行かせている。そうではない。学習塾ではなくて、学校である程度のやはり力をきちんと身につけさせる。教育費はすごい金額です。それは設備費がすごいですから。学校改築。でも、そうではなくて、やはりそういう学習指導というところに、どんどん人なり力なりを投入していかないと、私は学校に対する不信感が生まれるのではないかという気がします。

そして前もお話ししましたが、小学校から中学校に向かう子どもたちの3割が、ほとんど私立に向かってしまう。この方たちは毎年3割、出ていってしまうのです。本来は公立で、やはりしっかり学んでほしい。学ばせたいというのが、私は、近くの学校でお友達も増やして、ずっとその地域のために、みんなと一緒に暮らしたいというのが夢だと思います。だから、私は最近思うのですが、これはやはり先生方も大変なのです。一人一人の個性がある。それから理解度が違う。だったら、これは代表質問でも言いました、A I先生。これは、世界最大の展示会で、100カ国以上、そして100人以上の教育関係者、900社以上の企業が参加して、子どもたちに、A I先生、人工知能を使った教育をさせる。先ほども何かeラーニングなどというお話がありました。これは、遊び感覚で、子どもたちが例えばタブレット端末などで問題を解きます。そして、解いて不正解だと、ランクを落として自動的にまた問題が出てくる。またできなかつたら、またランクを落として自動的に次の問題が出てくる。そしてできるようになると、どんどんランクを自動的に上げていって、子どもたちは知らない間に理解していく。それで、アメリカのある高校では、低所得者層の子どもに対して、一人一人のレベルに合った数学などの問題をコンピューターが自動で出題するシステムを導入したところ、生徒全員が大学進学資格を取得するまでになった。このことから、アメリカ政府は、学力アップの切り札と見て、学校側に対して最新の機器の購入費を支援するなどの対策に乗り出した。こういうふうに、何もこれは品川区だけではない。全国がこうなのです。やはり、そういうことを私はやっていかないといけないのではないかと。最先端の技術を導入して、成績の悪い子を何とか持ち上げて、そして品川区で学んでよかった、品川区で基礎学力がついた。そういう状態になってほしいのですが、いかがでしょうか。

○熊谷指導課長 人工知能先生、A I先生ですけれども、教材としては非常におもしろいと感じております。ただし、あくまで教材です。というのは、やはり私どもの品川区教育委員会では教育目標がございまして、そこで、やはり次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で、知性と感性に富み、人間性豊かに成長し、希望に満ち、みずからの未来を切り開いていけるようということで、ここを大事にしているところでございます。A I先生、教材と私は申し上げましたけれども、やはり生身の人間、生身の教員のよさというのは何だろうといったときに、子どもたちの顔を見て、今日は元気がない、間違っているのがっかりしている、親御さんと何かあったか、子ども同士でけんかしたか、さまざまな、そういった子どもの顔を見ながら、その時、その時で対応していく。それが私たち教員の存在意味だと思っています。

○須貝委員 私は、今の教育現場は忙し過ぎると思う。先ほどから話を聞いても、学習指導をはじめ、

生活指導、進路指導、保護者対応、それからさまざまな研修。教員の負担は絶対、どう考えても重過ぎます。私立ではこんなことは、ほとんどない。こんなことをやっていたら、先生も参ってしまう。だから、教員の負担を減らすとか、学習塾に行かなくても品川区の教育で、学校で、きちんと学べるような、私はそういう学校を、教育現場をつくってほしいと思います。終わります。

○本多委員長 次に、石田しんご委員。

○石田（し）委員 私からは、365ページの学校ICT化推進経費について、381ページの学校ICT活用経費について、それと、ページがないのですが、教育スタイルについてと主権者教育について、時間があれば図書館経費についてお伺いいたします。

まず初めにICT化推進ですが、予算書の中に、校務システム開発委託と、組織間連携ツール導入というのがあるのですが、この内容をお知らせください。それと、学校ICT活用経費ですが、まず校内無線LANの整備となっていますが、この整備率が今どのぐらいなのか、またプレス発表だと体育館で跳び箱をやっているところの写真が写っていたのですが、体育館でも無線LANは使えるものなのか、やはり避難所にもなるということからも非常に有効なのかと思うので、体育館での使用についてもお知らせください。

それと、アクティブラーニングについて区のご見解をお知らせください。アクティブラーニング、学習者が能動的に学習し、将来にわたって必要なスキルを身につけさせる学習法で、その多くは、発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習、グループディスカッション、ディベート、グループワークなどを有効に取り入れて行う授業のスタイルであります。この点について、今後の品川区の教育委員会の考えをお知らせください。

そのまま続けてしまいます。教育スタイルで、例えば今、英語教育等ですと、あとICTの活用等をやられていると思うのですが、これは何と言ったらいいか、いわゆる反対側にあるものをミックスして教育に活かせないかと。例えば英語教育と伝統文化を合わせた授業。例えばお茶の授業で、お茶のことを英語で学ぶ授業だったり、例えばICTの活用だったら、これはテクノロジーのことなので、逆に農業とか、そういった自然との触れ合いの中でICTを活用していくなどといった教育スタイルでやられると、伝統文化の発信能力育成事業等々もやられているので、非常に効果的ではないかと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

それと主権者教育ですが、政治・選挙について、特に今年は都議会議員の選挙もあり、今は注目もされている中で、やはり選挙がある年は、ぜひ積極的に学校教育の中でも主権者教育に取り組むべきだと思いますが、お考えをお知らせください。

それと、学校の先生が月に大体どのぐらい会議というものをやられているのか。先ほどからも、例えば生活指導の、ほかの学校の方たちとの会議等があると思うのですが、大体どのぐらいやられているのか、もし、平均で構いませんのでお知らせください。よろしくお願いします。

○熊谷指導課長 先に組織間連携ツールについてお伝えしたいと思います。これは、Skype for Businessといったツールを使うものなのですが、委員の皆様よりご心配されていた教員の多忙化を解消するために、まず隼より始めよということで、私ども教育委員会が、まず学校サポート体制を強化するために、このシステムを使っていきたいと思っています。まずは、指導課、教育総合支援センター、それから学校管理職がモデルとして実施することによりまして、これを副校長の事務負担軽減につなげるように使っていくことを考えております。

○有馬学務課長 それでは、私はまず校務システムの開発経費のほうからまいります。このシステム

の更新につきましては、現行の校務システムがありますけれども、これが平成30年度に、現在の機器のリースが満了を迎えるという形になってございます。あわせて、平成32年度末で、現行のシステムの開発メーカーのサポートも終了するというのもございまして、ただただ更新するのではなくて、この際、システムの再開発をしようということで行っているものでございます。ですので、平成29年度、平成30年度までかけて、平成31年度からの稼働を目指しているというものでございます。

それから、次の、ICTの活用経費のほうになりますけれども、まず校内無線LANの整備状況でございますけれども、現在、16校で校内無線LANが整備されてございます。予算でいきますと、来年度は8校分、新たに校内無線LANを設置する予定でございまして、校内LANにかかる費用につきましては、約1,140万円というものを見込んでございます。これにつきましては、体育館でもインターネットの活用ができるという環境を整えていきたいと思っているところでございます。

○村尾教育総合支援センター長 私からは、アクティブラーニング、それから主権者教育についてお答えさせていただきます。

まずアクティブラーニングにつきましては、世界規模の調査によって、日本の子どもたちが、愕然とするほど、なかなか授業参加が弱いというか、主体的に学習に取り組んでいないというような結果があらわれたと、そこで大きく取り上げられたものかと考えております。ただ、従来から、今までも実際には問題解決学習であったり体験学習であったり、またグループディスカッション、それからディベート、グループワークなど、さまざまな形でアクティブラーニングに取り組んでいるというところがあります。今後、学習指導要領のほうにも、次期には国語を含めて各教科に入ってきますので、これについては、今後同じような形で、また子どもたちの主体的な学習参加を促していければと考えているところです。

続きまして、主権者教育についてです。これは、選挙がある・なしにかかわらず、これまでも、小学校においては社会科、中学校においても公民等、さまざまな形で教育を行ってきております。また、今年度、これも、新しい次期学習指導要領にも主権者教育という文言も入り、さまざまな形で子どもたちに、政治についての関心だけではなく、子どもたちの生活にかかわる政治ということについては大きく取り上げていくべきものかと考えております。いずれにしても、主権者教育の基本的なものは、物事を批判的に判断したり、また意見の違いを突き合わせ、問題を解決する、いわゆる政治的なセンスというものでしょうか、そういうものの基礎を子どもたちが学ぶことによって、一市民としての役割を果たしていく。そのような教育の基本を義務教育でもやっていこうと思っております。

○熊谷指導課長 対極にあるものということで、英語と伝統文化の組み合わせというようなご質問でございましたけれども、今、世界ともだちプロジェクトで、例えば留学生であったり、またギリシャ、アルバニア、ハンガリー、さまざま大使館、本区にございますザンビアやタイの大使館の方々と、実際に品川音頭を踊ったり、また現地の歌や踊りを教えていただいたり、また、こま回しやけん玉、品川区の祭りを教えたり、そういったことを通して、英語で、または片言の現地の言葉で、伝え合うというようなことを行っているところでございます。そういった中で、対極にあるものを使ってという交流が行われているところでございます。

○有馬学務課長 すみません。先ほど、校内無線LAN整備は1,140万円ほどと申し上げましたけれど、小学校分が抜けていまして、小学校が実は7校ございまして、合わせますと9,116万9,000円となります。すみませんでした。

○石田(し)委員 月、何回会議があるかだけ教えていただければと思います。

○熊谷指導課長 会議でございますけれども、大体、週に1回、職員会議、もしくは研修会、研究会

というのがございますので、大体、月にしますと多くて5回ぐらい、四、五回だということでございます。

○石田(し) 委員 会議のほうからいきますが、これは情報共有というのはどのようにやられているのかと思います。先ほど、組織間連携のツールを導入して事務の軽減をするというお話もあって、以前、決済のときにも、ICTを活用すれば情報共有もスムーズにあって、いわゆる会議をやる前に資料があって、ある程度の情報共有ができていれば、会議のスタートの時点が全然違ってくるのかと思いますので、これはぜひ今後も進めていただければと思います。

それと主権者教育は、特に、本当なら選挙があるという年というのは、例えばまちなかでそういった姿も見られるというのもあるので、ぜひその辺は時機を見てやっていただければと思います。

ICTを活用した、わかりやすい授業の全校展開というのがプレス発表でも出ていたのですが、先ほどもアクティブラーニングもやっていくという中で、株式会社内田洋行というところがフューチャークラブルームというものをつくっています。委員長から許可をいただいているので皆さんにお見せしますが、これは何ができるかというと、1つは、内装工事等をしなくても、自立型のICTの空間をつくることできる。あと、見てのとおり、椅子が可動式になっているので、さまざまなアクティブなレイアウトを実現できる。実はこれは3面マルチスクリーンになっていまして、画面のズームアウトもできる。さらに、各自のデバイスからさまざまな資料をネットワーク経由で簡単に投影できるので、いわゆるワイヤレスの画像投影もできる。それと、これは全壁面がホワイトボードになっていて、手書きでも使うことができたり、先生のタブレットで、手元でのいわゆるシステムの制御、これは音だったり照明等々も手元でそのまま調節できるということで、非常に画期的な授業スタイルになるのではないかと思います。まずお知らせしました。

そこで、先ほども、ICTは小規模校で活用されているといった中で、ぜひこういったものを、特色ある学校の一つとして考えていただければと思います。私も実は視察に行ったら、会社の方たちが、品川区はものすごく教育に力を入れていて、以前の教育長も実際にその会社に見に来て、いろいろ話を聞いたという話も聞いたので、ぜひ品川区の教育委員会も見に行ってください、情報収集、そして小規模校の支援にぜひ活かしていただければと思います。いかがでしょうか。

それと、ICTを活用する際に、いわゆる学習のビッグデータ分析というものがありまして、これはデータを収集して保存・蓄積、そして分析してフィードバックしていくと。これは、今までだったら学習履歴というのは、テストの回答だったりレポートだったり成績表などでしか、なかなか履歴データを収集することができなかったのですが、ICTを活用することによって、これはすごく画期的になって、教材のアクセスやページめくりだったり、関連資料の閲覧、カメラ映像や音声、位置情報などで、細かい情報までログがとれるようになっていきます。これはもっと先の未来に行くと、ウェアラブル機器の普及で、例えば心拍や血圧、発汗や視線といったバイタルデータまで学習履歴としてデータがとれるようになる。このデータを活用することによって、先生がどういったことをICTを使ってやっているのかとか、生徒がどういうことに興味を持ってやっているのかということで、次の授業などにも非常に活かすことができるデータでありますので、これはぜひこういったデータをしっかりと蓄積して活用していただきたいと思うのですが、ご見解をお知らせください。

○有馬学務課長 まず、最初の1点目のフューチャークラブルームの件でございますけれども、実は教育委員会といたしましても、平成25年に一度、そういうものがあるということで、導入を検討するまでには至りませんでしたけれど、こういうものがあるのだということで認識したものでございます。

ICTの技術は本当に日進月歩でございまして、そのときは、これを入れたことによって教育的効果で何を狙うのか、これをどう活用するのか、どんな成果を求めるのかということがまとめ切れないということで見送った経過がございます。そのかわりに、今進めておりますプロジェクター、書画カメラをまず整備して、そこから始めようということで、まず第一歩として今のプロジェクターの整備が始まったということでご理解をいただきたいと思います。また機会があれば、また一度、最新のフューチャークラスルームは見に行きたいと思っております。

それから、もう一つの、ビッグデータを利用した学習履歴の関係ですけれども、まずタブレットを使ったものにつきましては、ケーブルテレビのほうのサーバーできちんとログの管理はとっているということはございます。ただし、授業で使うのがほとんどですので、授業が終わると保管庫に入れるというような状況もございますので、基本的には、授業の中で何を調べているかというのはある程度把握はできるのが1点です。それから、もう一つは、トータル学習システムというのがすぐれたものでございまして、テストというか、問題をやると、どこでつまづいたのかというようなところの履歴がとれるようになっています。そうした、どこまで戻ると、また次に進めるのだというようなことを、今、データをずっと蓄積しているところでございます。ぜひ、このデータを活かして、タブレットのない学校の学習指導にも活かしていきたいと、今、考えているところでございます。

○石田（し）委員 フューチャークラスルームは、壁面が全部スクリーンになっているので、例えば、私が視察に行ってみたのは、クジラの映像が写っていて、いわゆる実寸大でそれを見ることができたり、インターネットと接続されているので、例えばヨーロッパの歴史的な建造物を授業で題材として使うときに、そのままGoogleマップ等でびゅんといけば、そのままのものを、いわゆるカラーで見ることができるという、いわゆる視覚的にすごく効果があって、子どもたちも、そういった意味では、今まで教科書の小さい写真だったものが、そういったリアルな大きさ等でも見ることができるという面では、非常に僕は効果があるのかと思います。もちろん、プロジェクター等でやられるのはわかるのですが、どうしても、黒板だと、それよりやはり小さくなってしまいうので、リアル感がどうしても欠けてしまうのかと思うので、これは学校の工事も、わざわざ全部改装したり改築したりしなくても自立でつくることができるので、ぜひそういったことも検討を今後進めていただければと思います。

時間があるので1点だけ、図書館経費ですが、品川区の図書館、電子書籍の導入の取り組みについて、現状と今後のお考えをお知らせください。

○木村品川図書館長 電子書籍に関するお尋ねでございます。幾度となく議会のほうでもお尋ねをいただいているところでございます。現在、研究段階というところでございます。普及でありますとか、それから規格の統一感でありますとか、そういうところを見ながらというところで、まだ具体的に、いつからちょっと試しでやってみようとか入れてみようとか、そういうところまではまだいっておりませんが、引き続き研究してまいりたいと思ったところです。

○石田（し）委員 研究ということでしたが、技術も大分進んでいて、もう民間では全然、行われているわけでありまして、いわゆる人的な部分も非常に効率がよくなっていくのかと。この予算の中でも、例えば大井町のサービスコーナーのときに図書貸し出し等も出てきますけれど、そういったことも、電子書籍があればなくなっていくのかと思いますので、ぜひ研究から検討の段階に入っていただければと思いますので、引き続きよろしくお祈りします。

○本多委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 図書館経費、学力定着度調査について伺います。

まず、377ページには、大崎駅西口図書施設開設等経費、芳水小学校内図書施設設計費が計上されています。現在の大崎図書館の機能、果たしている役割の代替にはほど遠く、これをもって大崎図書館移転を進めるというのは反対です。本会議で私は、移転理由を老朽化と言うが、必要な修繕を行えばいいことだし、実際にそうした予算もかつて要求していたではないかと紹介しまして、なぜ老朽化が移転の理由になるのかと再々質問までしましたところ、最終的には、区は、大崎図書館の老朽化が今著しい状況に対応する対策を検討する中で、代替的な設備を整備することとあわせて、大崎駅の地区における全体的な図書機能を発展・充実させる方途を選択して、大崎図書館の移転に伴う今回の方針を考えたと答弁いたしました。つまり、老朽化という理由を変えて、大崎地区の図書機能を発展させるとの新たな移転理由を持ち出してきたということになります。移転理由を変えるとは一体どういうことなのでしょうか。これまで老朽化だ、やむを得ないのだと言われて、地元からも2つの反対請願が上がり、1つは、地元の町会長も連名で移転に反対と言いながら、苦渋の思いで代替地をというふうな内容の請願でした。これまで住民をだましたのではないのでしょうか、伺いたいと思います。

○木村品川図書館長 大崎図書館の移転に関する、移転理由を変えたということではございますけれども、私どもの認識としては、理由を変えたというつもりはございません。ご説明といたしましては、施設全体の老朽化ということは申してきております。それから、これは以前も答弁でご説明させていただきましたが、品川産業支援交流施設（SHIP）の開設に伴いまして、実際に大崎図書館の今まで2階にございましたビジネス支援機能が移転することに伴いまして、大崎図書館自体の再活用を検討するというような段階にありました。その段階で、実際に施設全体の老朽化によって、今後、維持コストが課題となっております。これは、先日、委員をご案内した際にもご案内させていただいたところでございますけれども、その段階で、面積の確保でありますとかエリアの分業機能の充実その他、総合的に判断いたしまして移転を決定したというところでございます。

それで、エリア全体のというのは、実際に請願をいただいて、西口方面に代替施設をというところではございましたので、そちらのほうの計画も含めまして、結果としてといいますか、大崎エリアの図書機能の強化を図るというような意味でお伝えしたつもりでございました。ですので、理由に関しましては今までのご説明、ご答弁と変わるところはございません。

○安藤委員 地元の方々は大崎図書館を移転するのだという区の方針を聞いて、反対の請願を出したわけですが。その際には、この前、答弁したような、大崎駅の地区における全体的な図書機能を発展・充実させる方途を選択などという話はありませんでしたので、まさにそれは理由を変えたことなのではないかと思えます。ビジネス支援機能の話もありましたが、過去にはそうした理由も述べていましたけれども、最近は説明できていませんよね。実際にビジネスコーナーは2階に残っているからです。区立図書館の広報紙にも、大崎図書館の紹介として、「2階にはビジネスコーナーが設けられており」とあります。このビジネス支援図書館機能の移転というのは本当は移転の理由ではなかったことが、ここにもあらわれていると思えますし、区は、過去から移転理由をくるくる変えていると思えます。移転の理由は別にあって、つまり道路の代替地、推進のための代替地。それがあって、批判が強くなって、その都度、理由を後から考えているから、こうなるのではないのでしょうか。

○木村品川図書館長 ビジネスコーナーにはまだ本があるというところ、地元の方々をだましたのではないか。あと、くるくる理由をその都度変えているというようなご認識ということではございますけれども、繰り返しになりますけれども、私どもとしては、そのような説明を、受け取られたというところではあるかもしれませんが、してきたつもりはございません。ビジネスコーナーに関しましては、実

際は大崎図書館がそのまま移転するに当たりまして、今の本、蔵書も実際に移転する。それで、実際にそこでSHIPとの連携みたいな部分も考え得るのではないかというところ。文教委員会の中では、ビジネスコーナーを全部移すのではなくて、実際に芳水のほうにも機能として残してほしいというようなお声もいただいているところでございます。そういう蔵書の構成でありますとかを含めまして、エリア全体のというところは、結局、代替施設の計画が出て、その結果として大崎エリアの図書機能をアップするというところでございますが、あくまで移転を決めたところの理由で、最初からそういう形で述べてきたものではございません。ご理解をいただきたいと思っております。

○安藤委員 再三、言いますけれど、老朽化であるならば、これは補修なのです。それで、そうしたもともと理由がないことを理由に、道路を進めるための代替地を確保しなければいけないということのために、大崎図書館を移転させるという、ひどいやり方だと私は思いますが、これは転換すべきです。ただでさえ充実が求められている図書館サービスの充実を求め、次の質問に移りたいと思っております。

次に、369ページ、学力定着度調査経費について伺います。まず事業の内容について伺いますが、まず教科は何の教科でテストをするのか。問題をつくるのは誰で、どこに委託するのか。実施時期と結果が返る時期はいつなのでしょう。たくさん質問してすみませんが、テストの結果の公表は具体的にどうしているのか。本人、あるいは担任や学校への、そして学校ホームページなどの掲載はどうなっているのか、それぞれ伺いたいと思っております。また、昨年度教育委員会の事業点検および評価報告書では、学識経験者からの意見として、学校や学級間での比較をした際にも各集団の到達度の特徴を分析することが可能であるが、児童・生徒に対して問題の公表をしていないため、一人一人が学習内容を見直すという点で課題があると指摘されていましたが、この指摘が反映されたものなのか、伺いたいと思っております。最後に、東京都の学力テストおよび全国学力テストとの違いはあるのか、ないのかも伺います。

○熊谷指導課長 まず、実施する学年と教科でございますけれども、まず2・3年生につきましては、国語と算数と、そして児童のアンケート、そして4年生から6年生は、国語、算数、社会、理科、そして児童アンケート、7年生から9年生は、国語、数学、社会、理科、英語、そしてアンケートとなっております。実施時期でございますが、平成29年4月19日、水曜日としております。返却時期でございますけれども、返却は5月31日、水曜日返却。そして結果公表でありますけれども、これは、各学校で結果について分析しまして、コミュニティ・スクール、校区教育協働委員会での協議を行った上で、これはコミュニティ・スクール実施校のみでございますけれども、9月7日に教育委員会に、学力向上に向けて本校はこのようにしていきますという態度表明を示し、そして9月20日に学校ホームページに公表していきます。それから、これは誰がつくるのかということだったのですけれども、この問題につきましては委託業者が作成いたします。それから、都と全国との違いということなのですけれども、都と全国、これも、これまでも、区は4年生と7年生、そして都は5年生と8年生ということで実施してきたところでございます。内容につきましては、まず学習指導要領に準じて、それぞれの指導事項について問う問題でございます。それから問題なのですけれども、これまで一番の課題であった、せっかくやっても子どもに問題が渡らないと復習ができないのではないかというようなことがございましたので、今回は、まずこれは子どもたちの手に渡って、次の学びにつなげるようにしているところでございます。

○安藤委員 子どもたちに渡るというところですが、それがどのような結果になるのか、子どもたち同士で、おまえ、どうなのだということで競争が激化しないか、危惧するところです。

そこで考えなくてはいけないところは、ここで定着を図るとされている学力とは何かということだと

思います。教育学者で学習院大学の佐藤学教授が、著書で、学力は多様な意味で使われており、実は学力の意味がこれだけ拡張しているのは日本の教育の特異な現象ですと前置きした上で、テストで測定される学力とは、学校で教える内容についての学びによる到達を意味すると述べています。それだけの意味しか持っていないと、私もそう思います。区のことを伺いますが、学力テストではかれる学力とは何なのか、子どもの何がはかれると考えているのか伺いたいと思います。

○熊谷指導課長 佐藤学先生がおっしゃっている学力の意味もごさいますけれども、ここで調査するのは、学習指導要領に基づく、学習指導要領を踏まえた学力ということになります。ここでなのですけれども、まず、なぜ行うのか。一人一人の学力を経年で把握していきたい。それで、子どもたちが一体どこでつまづいているのか、どうしたら学力を定着させられるのか、そういったものを経年で見ていくことで改善につなげていく。そして、教員にとっても指導力の改善ということにつなげていけると考えております。そうした手だてを講じることができると思います。

○安藤委員 私は、子どものごく一部の部分しかはかれないのが、このテストだと思います。私が心配するのは、毎年のようにテストが行われ、これで2年生から毎年テストです。5年生からは、7年生以外は毎年、年に2回、テストが行われることとなります。学校がテスト中心になることによる子どもへの影響を心配します。まずは、テスト漬けで、子どもの時間はもとより、学び合いによる自由で豊かな学びの時間が犠牲になるのではないかと。これは、全国学力・学習状況調査の去年の結果のアンケートの中にあるのですが、ここで、さまざまな考えを引き出したり思考を深めたりするような発問や指導をしましたかという問いに対して、品川区は、全国が小学校で31.7%に比べて27.0%、中学校も品川区が6.7%で全国は22.6%。さらに、学級やグループで話し合う活動を授業などで行いましたかという設問に対しては、小学校が品川区35.1%、全国47.8%と低い。中学校も、品川区が13.3%で全国は32%と、非常に低くなっております。こうした豊かな学びの時間が、テストの点数をとるための詰め込み、繰り返しの教育などで犠牲にされるのではないかと。そして、テストの点数獲得を中心に回る学校になるのではないかと。そうした心配について、区はどのように考えるのでしょうか。

○熊谷指導課長 実は、テストの回数は減ります。というのは、各学校でこれまで、全校ですけれども、「プラン21」で経年で子どもの調査をとりたいたいということで、テストを購入しておりました。それを今回、区で一括して、区として1年生から9年生までの系統的な学びをということで、指導の改善につなげていきたいということでやっています。それですので、4年生と7年生につきましては、1回、調査が減ることになります。ですので、これまでよりも増えるかといいますと、実は4・7年生に関しては減ることをごさいます。

それから、調査に基づいて、学力によって子どもたちの自由な学びが縛られてしまうのではないかと。ということですが、まず学力をきちんとつけてあげることが、学校として重要だと思っています。ただし、委員ご指摘のとおり、観察・実験ですとか、話し合いですとか、対話による授業ですとか、そういった活動がまだまだ少ないということが全国学力・学習状況調査の結果からも伺えました。だからこそ、これから、こうした子どもへのアンケート等も含めて、授業の改善について、また区としても学校と一緒に考えていきたいと考えております。

○安藤委員 紹介しましたように、こうしたテスト競争を激化させることで、テストの点数を獲得するためにどうするかということが中心の学校になっていき、そして子どもたちが追い詰められる。そして、豊かな学びを奪われる可能性があります。学力テストの拡大は中止を求めます。

○本多委員長 次に、たけうち委員。

○たけうち委員 367ページの、いじめ防止対策費、375ページの文化財保護事業、387ページの就学援助費でお伺いします。

いじめ防止対策費ですが、先ほど来からありましたSNSのいじめということで、中学生が携帯、またスマホ等を持っていると思うのですが、その所有についての状況を把握しているかどうかということ、もししていれば割合がどれぐらいかというのを教えていただきたいのと、またしていなければ、していない理由を教えてください。また、親としては、先ほどもあったとおりに、ネットいじめが4件、報告があったなどとありましたけれども、なるべくなら持たせたくないと思うのですけれども、多分、多くの中学生は持っていると思うのですけれども、持たせる理由はなぜなのかということ、どのようにつかんでいるかというのを教えてください。

それから文化財保護事業は、平成28年度の事務事業評価の点検および評価報告書の12ページに、文化財の活用ということで、A拡充ということで、文化財の解説板を設置して、また2020オリンピック・パラリンピックを見据えて多言語化も視野に入れていくと、このような今後の方向性が出ておりますが、この辺のスケジュールや、また看板を設置するという中で、文化財はどのように選定していくのかというのを教えてください。

それから就学援助費ですが、子どもの貧困等が非常に懸念されている、そういった状況を踏まえての中で、国としていろいろ就学援助費についても動きがあると聞いておりますけれども、何かそういう動きをつかんでいたら教えてください。

○村尾教育総合支援センター長 まず私からは、SNSのいじめに関して、携帯電話、スマホの所有状況というようなご質問であります。これは毎年、センターのほうでも回収調査をしております。大体、高学年につきましては約35%ぐらいがスマートフォンを持っている。中学校におきましては、多いのですけれども、80%ぐらいの子どもが携帯を持っているというような調査結果でございます。保護者が子どもに携帯を持たせる理由につきましては、さまざまございます。子どもから要求されたもの、それから習い事等の関係で持たせているもの、さまざま理由があると思います。ただ、区といたしましては、以前から「携帯電話しながわアクション」というようなリーフレットをつくりまして、保護者への啓発も進めながら、まず、持たせるのであれば必ず、きちっと子どもと話し合っただけで家庭のルールを決める。このような取り組みは進めているところでございます。

○品川庶務課長 文化財の件ですが、これは広報のほうで、しながわ百景アプリ、AR技術を活用した記念撮影スポットというものをアプリでやっていく予定でおります。文化財も、このアプリに載せて活用していこうと考えております。また、選定方法につきましては、うまく歩いて回れるようなコースをつくって、そういったところで分別しながら載せていくというような方法を考えております。

○有馬学務課長 それでは、3点目の、要保護世帯に係る国庫補助金で何か動きがないのかということのご質問ですけれども、実は、要保護児童生徒援助費補助金につきましては、今ちょっと話題になっております、入学のための支度金と申しますか、新入学学用品費につきましては、当該学年に入らないと対象になっていないというのが現状です。要するに、前倒しすると補助金の対象にならない。中学1年生だったら中学1年生のときでないとならないというものでしたけれども、国は最近、これをいわゆる前倒し、6年のときに出すことに対して補助を認めていくというようなことを検討しているというような話を伺っているところでございます。

○たけうち委員 携帯のほうは8割ということで、非常に多く持っているわけですが、先ほどあったとおりに、塾等に通っていて、帰りに連絡がつかないと心配だからと持たせている親御さんもいらっしゃる

と思うのです。それで、ちょっと、いじめと違うのですけれども、こういうお声がありました。前からご要望もさせていただいているのですが、やはりどうしても、夜、塾に通っているので、連絡をとりたいたいで携帯を持たせているのだけれども、なるべく持たせたくない。やはり、ルールを守らないといけないとか、いじめに巻き込まれたら嫌だとか、だけれども持たせざるを得ない。それで、まもるつちを、中学の例えば希望するところ、1年生とか。そうすると連絡がとれるので、ぜひ配布してもらいたいというお声がいまだにあるのです。それを聞いているかどうか、そういうお声が届いているかどうか教えてください。

それから、文化財保護事業は、わかりました。では看板を立てるのではないということですね。アプリでということなのですね。わかりました。ちょっと残念と思ったのですが。今、国のほうで、文化財を活用した観光整備ということで、2020年までに200カ所を目指して、そういったものに支援をしていくという流れがあるので、そうしたものをまた踏まえて、そのアプリはアプリで大事だと思うのですが、ぜひ検討していただきたいと、これは要望にとどめておきます。

それから、就学援助につきましては、今お話がありました。実は3月10日の衆議院の文部科学委員会の中で、私ども公明党の富田議員が、こうした動きの中で、入学前、4月前にランドセル等を買った場合に、いわゆる国からの補助金が出ないと。これは、国からの補助金というのは、地方の交付税になっているので、東京都としては不交付団体なので、品川区には直接は関係ないことになるのかと思うのですが、ただ、全国的にはこれは大きな話で、前倒しでやっても、それが地方交付税で出てこないというのはおかしいではないかということで、それを指摘しまして、それで、これはぜひ改善すべきだということを、この委員会の中で取り上げていました。そうしましたら、義家文部科学副大臣は、大変重要な指摘なので速やかに行いたいと決意をしていると、このような答弁があったということなので、おそらく全国としては、子どもの貧困とか、いろんな動きの中で、そういう動きを今、模索しているのではないかと思いますので、品川区としては直接そのスキームではないと思いますけれども、そうした動きを見きわめて、積極的にそういった前倒しも行っていただきたいと要望させていただきたいのですが、ご見解をお願いいたします。

○濱田生活安全担当課長 まず、まもるつちを中学生に持たせてもらいたいという区民の声は届いております。区民の声で、平成26年に回答しております。回答内容につきましては、中学生になりますと行動範囲が広がり、帰宅時間も遅くなりますので、夜は明るい道を通る、友人と帰宅するなど、自立した社会生活を送れるよう、危険予知能力を養い、判断力を高め、危険を回避する能力を身につけるということで回答しております。なお、夜が遅くて心配だという声に対しましては、中学生になった初年度、防犯ブザーを配布しております。こういったことで対応しております。

○有馬学務課長 前倒しの検討ということでございますけれども、そのような国の動きということがございます。直接的に、区の場合は、要保護世帯への補助については、生活保護の部分で入学の支度金ということで、もう前倒しは実際にはされているということでございますけれども、それ以外の部分の準要保護の部分について、23区でも実施あるいは検討を始めたという区もございますので、そういったことも含めながら、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○本多委員長 次に、鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員 私は、教育指導費、371ページ、学習支援地域本部事業経費、それから学校施設建設費ですか、393ページで学校改築推進経費、その辺のところと、先ほど来出ています新教育指導要領、その辺についてお聞きしたいと思います。

まず最初に学校支援地域本部事業、4,482万9,000円。これは、コミュニティ・スクールの経費だと思います。人件費を含めて、その内訳的なところを教えてください。

それから学校改築の関係です。先日、ちょっと資料をいただいたのですが、今の学校、小学校・中学校・義務教育学校、建築年次を確認させていただいたところ、一番古いのが昭和33年の鯉浜小学校ということで、今、計画が出ています。その後、見ていくと、昭和34年に小・中1校、昭和35年が中学校1校、昭和36年が小・中各2校、結構古いところが出てきています。これから改築に関してはどう考えるか。これも、一番古い所で、全体がこの年代ではないということもお聞きしているのですが、これからの改築計画についてどのように考えていくのか、その点を教えてください。

○熊谷指導課長 学校支援地域本部事業経費の内訳ということでございますけれども、学校地域コーディネーター経費が2,251万9,872円となっております。それから、地域未来塾講師謝礼ということで828万8,000円。それから、まちの人々に学ぶ授業ということで、これはコミュニティ・スクール該当校へのまちの人々に学ぶ講師への商品券となりますけれども、これにつきましては199万8,000円でございます。また、そのほか細かいところでございますけれども、学校支援ボランティア連絡用郵券、45万5,100円、そして学校支援地域本部通信費、235万4,400円、学校支援ボランティア保険料、38万8,500円。そして、このコミュニティ・スクールについて、地域の方々、保護者の皆さんに伝えていくためのパンフレットを作成していきます。これにつきましては158万円。また本部用の備品購入費として、34校分、340万円を計上してございます。

○篠田学校計画担当課長 今後の学校改築に関する考え方ということでございます。委員からご指摘のあったとおり、一番大きな要因としましては、当然、学校の老朽度ということで、古い学校は順次、建て替えていくことは当然ですけれども、そのほか、現在、本日も幾つかお話が出てきましたけれど、就学人口の急増といったことが見込まれているところがございます。そういったものの対応ですとか、あるいは個別の学校で何か支援が必要だといったようなことを教育委員会が判断すれば、そういった、1つの手段としての学校の改築といったようなことも要因として挙げられるかと思えます。

○鈴木（真）委員 コーディネーター経費が2,200万円ぐらいとさっきおっしゃったと思うのです。人数的には何人ぐらいになるのかというのを教えてください。それで、前に質問に入れさせてもらったことがあると思うのですが、新しくコーディネーターになる方は、すごくこれから責任感を持ってやっていこうということでお話を伺っています。ただ、複数の方からお聞きしたのですが、少し心配も持っていたらっしゃる。それで、学校と話していると、学校も、急がなくていいという話はしてくれているのですが、そのところをうまくご指導していただきたいというところをまた強調しておきたいと思うのですが、その辺の答えをお願いします。

それから改築のほうは、これからまたいろんな状況で進めていくと思うのですが、もう一つ、今朝一番で我が会派の松澤委員からお聞きして、城南小学校の件、ちょっと質問が間に合わなかったということで、ここは改築の中で埋蔵物の話です。かなり大きな金額が出ています。1億3,400万円。これが学校の改築のほうで出てきて、国庫補助金を調べていくと、文化財については百何十万円という金額で出てきているのです。これが、何で学校改築で出てきて、これは補助金として出てこないのかどうかという点が1点。それから、これがもし埋蔵物が相当、土器が出たとちょっと聞いているし、周りでも出ているというのは聞いているのですが、大変なものが出てきたときに、ここの建築などというのはどうひっかかっていくのか。それから、この1億3,400万円というのは、自費なのか、国から出てくるのか、その辺を教えてください。

○熊谷指導課長 失礼しました。コーディネーターの人数ですけれども、学校配置が37人、そして指導課で総括するコーディネーターが1人ということでございますので、38名でございます。

それから、実際に新しくなるコーディネーター等に対する支援ということでございますけれども、年間を通しまして4回、研修、そしてコーディネーター同士の情報交換、また私ども事務局との連絡調整会議等を設けて支援をしているところでございます。

○篠田学校計画担当課長 城南小学校の改築に当たっての埋蔵文化財の対応でございますけれども、この予算計上がこちらの学校改築費に当たっているというのは、これは学校の改築工事にあわせて行う作業であるということで、こちらのほうで計上していたものでございます。また、財源の関係でございますけれども、埋蔵文化財等の対応につきましては、いわゆる出るか出ないかわからない段階での試掘に関しては、国の補助あるいは都の補助というものの対象になるのですけれども、出ることが確定してしまいますと、そういったものの保存調査等にかかる経費というのは事業者が負担するべきものという形で文化財保護法の規定がございますので、逆に言うと、そういった調査に関しましては全部、一般財源でやるという形になっているものでございます。

○鈴木（真）委員 コーディネーター、人数を計算すると1人500万円弱ぐらいになるのか、金額はまた。それ以上に見合う仕事をなさると思うので、ぜひよろしくをお願いします。

それから、学校、埋蔵物がそんなに、自費の中で1億3,000万円も、大変な金額が出てくるのだというので。どういうものが出てくるか、その辺はわからないのですけれど、工事が順調に進むようにお願いしたいと思います。

それからもう一点、先ほど来、出ている学習指導要領の改訂の件です。これは、各委員からも、英語教育やプログラミング教育、それから主体的・対話的で深い学びによる授業改善等、いろいろ出ていると思います。この学習指導要領で公表されたもの、示された基本的な方向性や内容等については、品川区教育委員会としてはどのように考えていくのか、この点についてお答えをいただきたいと思います。それと同時に、これから、今、品川教育ルネサンス、コミュニティ・スクールと、さっきお話も出ていましたけれど、この学習指導要領と教育ルネサンスをどのように結びつけて、区の教育を展開させていくのか、そこら辺の点についてお答えをお願いしたいと思います。

○中島教育長 新しい学習指導要領と品川教育ルネサンスとの関係というご質問かと思えます。新しい学習指導要領につきましては、今日もさまざまなやりとりをさせていただきましたけれども、簡単に言ってしまうと、これまで学校ではこういうことを教えているのですということが書かれていたものに加えて、それでもってどういう力を子どもたちに身につけさせるのです、どういう方法でやるのですというところまでを、そこに取り入れた形で今回出てくるという形になっている。その具体的な、こういう力を身につけさせたいというのは、例えば私たちが10年前からやっている、市民科で15の資質・能力という形をそこに位置づけておりますけれども、そういった内容が明らかになってきている部分であり、またどういう方法でやるのかということは、アクティブラーニングの話が先ほど出ておりましたけれども、例えば、3年生まで英語を前倒しにしてやるのだですとか、道徳は教科書をもってやるのですといったことも、そこに入ってきているわけで、これも、ご存知のように10年前から品川区がやってきているところであります。例えば英語に関しまして、かなり小学校でも、どうやって教えていくのだと課題になっているところで、その分の教員の負担は品川区ではまずほとんど考えられないのではないかと考えています。それに加えて、学校間の連携を重視しなさい、地域とつながっていきなさいということも総則には書かれている。まさにこれは、教育ルネサンスの中でコミュニティ・スクールを実

施する私たちの構想と合致するところであります。さらに、義務教育学校による複線化の中で審議会を設置して、これからも教育のあり方を検討していくことも踏まえて、よりよい品川区のあしたの教育をつくってまいりたいと考えます。

○本多委員長　以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、3月22日水曜日、午前10時から開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後5時56分閉会

委 員 長　本 多 健 信